政策評価調書 (個別票)

【政策ごとの予算額】

政策名	窓 名					4									
評価方式	総合·実統	漬・事業・その他	政策目標の達成度合い	相当程度	€進展あり	•	1							((千円)
									予算	算額			1137		
	会計組織/勘定項				事項		他に記載のある個別票の番号		5 年度 当初予算額				6年度 概算要求額		
	一般	外務本省	地域別外交費	経済協力に係る欧 要な経費	7州地域外	交に必			126, 000				131, 400		
	一般	外務本省	地域別外交費	欧州地域外交に必要な経費					686, 164				759, 246		
	一般	在外公館	地域別外交費	欧州地域外交に必	必要な経費				550, 126				539, 106		
T-M-T/T 0-14-6-1															
政策評価の対象と なっているもの															
									1, 362, 290				1, 429, 752		
		一般会計				<	:	>	の内数	<		>	の内勢		
							特別会計	<		>	の内数	<		>	の内数
								`		_				_	
政策評価の対象と															
成界計画の対象と なっていないが、 ある政策に属する															<u> </u>
と整理できるもの									,	_	の内数	/		_	の内数
			小計								_	071130			
							特別会計	<		>	の内数	<		>	の内数
							一般会計		1, 362, 290				1, 429, 752		
							以云口	<	:	>	の内数	<		>	の内数
							特別会計	<			の内数			_	の内数
								`		/	の内致	\		/	WN

施策 I-4 欧州地域外交

施策名(※) 欧州地域外交 平和で安全な国際社会の維持に寄与し、良好な国際環境の整備を図るため、以下を達 成する。 1 基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、協力関係、法的枠組み、人的 ネットワークを構築し、欧州地域との関係を総合的に強化する。 西欧諸国との間での対話、政策調整、人的・知的交流を通じて、政治・経済を始め とする関係を維持・強化するとともに、共通の課題に関する協力関係を継続・促進す る。 3 中・東欧諸国との間での対話、政策調整、人的・知的交流を通じて、政治・経済を 始めとする関係を維持・強化するとともに、共通の課題に関する協力関係を継続・促 進する。 4 領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図ることを目指 すとともに、幅広い分野における日露関係を進展させる。G7の連帯を重視しつつ、 ウクライナ、北朝鮮、テロ、シリア等、国際社会が直面する様々な問題について、ロ 施策目標 シアの建設的関与を促す。 (注) 令和4年2月24日に発生したロシアによるウクライナ侵略、及び、令和4年3月 21 日にロシアが発表した「日本政府の決定に対する対抗措置」(ロシア外務省は、 ウクライナ情勢に関連して日本が行った措置が一方的な非友好的な措置であるとし て、①平和条約交渉を継続しない、②四島交流等の事業を中止する、③共同経済活動 に関する対話から離脱するなどの措置を発表。) を受け、本施策の各項目をそのまま 推進することは困難、あるいは、適当ではない状況が生じていることに留意する必要 がある。 領土問題を解決して平和条約を締結するとの対露外交の基本方針は不変であるが、 現下のウクライナ情勢の下で今後の日露関係の展望を見通すことは困難であり、こ れらの施策の取扱いについては、今後の状況を踏まえて適切に判断していくことと なる。 中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を更に強化するとともに、中央アジア 地域内協力を促進し、地域及び国際の平和と安定に寄与する。 区分 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 施策の予算 1, 414 当初予算(a) 1,302 1,237 1, 142 予算の 額・執行額 補正予算(b) 0 0 $\triangle 204$ 状況 等(分担金・ 繰越し等(c) 0 0 0 拠出金除 (百万円) 合計(a+b+c) 1,414 1,302 1,033 く) 執行額(百万円) 725 633 759 区分 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 当初予算(a) 193 190 200 220 予算の 補正予算(b) 75 5,694 51 同(分担金・ 状況 繰越し等(c) 0 0 0 拠出金) (百万円) 合計(a+b+c) 5,887 265 252 執行額(百万円) 5,887 265 3, 492

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」(「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」)及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

評価結	目標達成度 合いの測定 結果		(判断根拠) 主要な測定指標がおおむね目標に近い実績を示した から、左記のとおり判定した。	こと				
果	測定指標	個別分野1 欧州地域との総合的な関係強化						
	の令和2・	*1-1 欧州地域との呼	な治的な対話・協力の進展	a				
注	3・4年度	1-2 安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化 a						

	目標の達	* 1 – 3	欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展	b
	成状況(注	1 - 4	欧州への対外発信を通じた日欧相互理解の促進	b
	2)	1 - 5	欧州地域との協議、対話等の進展	С
		個別分野2	西欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進	
		* 2 - 1	政府間対話の進展	а
		* 2 - 2	二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進	a
		展		
		2 - 3	民間の人的・知的交流の進展	a
		2 - 4	西欧諸国の要人往来数(首脳・外相・外務省政務レベル以上)	a
		個別分野3	中・東欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進	
		*3 - 1	政府間対話の進展	а
		*3 - 2	二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進	a
		展		
		3 - 3	民間の人的・知的交流の進展	b
		3 - 4	中・東欧諸国の要人往来数(首脳・外相・外務省政務レベル以上)	b
		個別分野4	ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露	関係
		(の進展	
		*4 - 1	政府間対話の進展	С
		*4 - 2	平和条約交渉	c
		*4 - 3	貿易経済分野における協力	С
		4 - 4	国際社会における協力	С
		4 - 5	防衛・治安分野における関係の発展	c
		*4 - 6	文化・国民間交流の進展	С
		個別分野 5	中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化	
		* 5 – 1	各国との対話・交流等の進展	b
		*5 - 2	「中央アジア+日本」対話の進展	a
		5 - 3	中央アジア・コーカサス諸国との間でのハイレベル協議数(政務レ	а
		^	シャル以上)	
/ > >	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			

- (注1) 評価結果については、各個別分野の「評価結果」-「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。
- (注2)「測定指標の令和2・3・4年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び令和2・3・4年度目標の達成状況を列挙した。「*」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を 有する者の 知見の活用

(外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見)

- ・日欧関係は、この数年、安保協力を含めて進展し、高い評価に値する。ウクライナ戦争 関係で米欧と軌を一にした迅速な協調外交も同様である。
- ・欧州各国との外交において対ウクライナ支援での協調とともに、自由で開かれたインド 太平洋への継続的関与を促すなど、欧州とアジアの安全保障環境の接続性を強化する姿 勢が一貫していた。今後の課題としてはポスト・コロナの中国との関係をどのように日 欧間で政策協調を深めていくか (EU や仏独等の動きを念頭に) 一層の努力が求められる。
- ・欧州地域外交について、総合的関係、西欧諸国、中・東欧諸国、日露関係、中央アジア・コーカサス諸国の5地域に分けて、二国間及び国際社会の視点から協力状況について定性的エビデンスを詳細に記述した上で各測定指標についてレーティングが行われている。日本政府による地域ごとの力の入れ方や進捗状況を概観できて参考になった。
- ・ロシアのウクライナ侵攻は NATO の結束とウクライナ支援を強化し、フィンランド及びスウェーデンを新規加盟へと促した。日本は「今日のウクライナは明日の東アジア」という効果的なメッセージを発し、NATO 首脳会議への岸田首相の参加、外相会合への林外相の参加を含む諸会合へのコミットメントを強化しつつ、日 NATO の連携を通じて欧州とアジアの安全保障の連結性を強化した。
- ・欧州の知識人の発信力の高さにかんがみ、知識人交流には力を入れ、そこに持続性をもたせるべき。英独に比べ、フランス、そして EU 本部 (周りのシンクタンク) などとの戦略対話が不足しているように映る。

- ・測定指標1-5は「c」と判定されているが、これは「欧州地域との協議、対話等の進展」について、セミナー等の開催回数が皆無であったことによるところ、「本来測定指標1-5の測定対象にはならないセミナー等を計測していたことが本年になって判明した」とされており、異例の事態が生じていたようである。こうした場合には、適切な対応方策をとった上で、評価書において政策内容を誤解なく伝えることが重要である。
- ・測定指標 1-5 「欧州地域との協議、対話等の進展」については、c 評価としているが、これは当該測定指標を構成する②「セミナー等の開催回数」の不振によるものであろう。一方、同じく当該指標を構成する①「政治・安保分野における協議・対話の実施回数」については、3年度、4年度と引き続き目標を達成するなど着実な成果を示している。しかるにセミナーの扱いについては、当該評価書の「次期目標等への反映の方向性」において指摘するようにそもそも指標としての妥当性に問題があった。ついては測定指標 1-5 の評価は、①の実績に基づき、b 評価としてもよいのではないだろうか。
- ・測定指標 2-1 から 2-4 のすべての指標が「a」と判定されているが、こうした分野 は他には TICAD プロセスくらいである。評価書ではポジティブな表現も多く見られ、日 本のこれまでの地道な外交的努力によって実を結んだということであり、高く評価す る。
- ・測定指標3-1及び3-2は「a」と判定されているが、そのなかで「新型コロナウイルスへの対応により令和4年10月まで査証免除措置の一時的な停止措置が導入されるなど、目標設定の段階で発生が予測できなかった事態が発生したものであり、これは判定基準に言う『外部要因』にあたり、特別な考慮が必要と判断する。」との記述が目を引く。他の分野での取り扱いにも影響が出る可能性のある記述である。
- ・測定指標4-1から4-6はすべての指標が「c」と判定されているが、外交的努力とは別にコロナ禍及びロシアのウクライナ侵攻という大きな外部要因が影響したようである。日本の外交的努力をどのようにしたら正当に評価しうるのかについて、別枠で議論した方がよいのかもしれない(外部環境が悪化していく中でも外交的な意味での「先手」「後手」「悪手」「最善手」がその時々にあったのではないか。これらの蓄積と振り返りがのちの外務省の財産となるのではないか)。
- ・ロシアのウクライナ侵攻後に、力による一方的な現状変更は地球上のいかなる場所でも 許してはならないという明確な立場を表明し、従来の対ロシア外交を大きく転換し、対 露制裁を講じたことは、日本が国際秩序に責任ある行動とった証左である。ロシアとの 平和条約交渉の推進に関する評価が「c」であることはむしろ当然であり、次期以降の 評価項目の抜本的見直しが図られると理解している。
- ・中央アジア・コーカサス諸国は日本に対する信頼が厚い国が多く、外交面での伸びしろが見込まれるところ、評価書でも指摘されているように「首脳会談・外相会談」ばかりではなく、より多層的な交流を見ていくことは重要である。「政務レベル以上」の会談数を目標としつつ、引き続き「首脳会談・外相会談」も押さえていくという姿勢は妥当。
- ・欧州地域は、民主主義、法の支配、人権の尊重など日本と共通の価値規範に加え、貿易、投資、技術革新などの経済的な関心も共通している。日本と欧州の間では EPA など経済的連携協力が強いが、安全保障面での協力はまだ十分と言えない。特に中国やロシアといった共通の戦略的課題に対する具体化された施策レベルの協力が今後の課題となる。また温暖化対策、人権問題、デジタル化等、日欧が直面する課題に対し、より積極的で協調的な対応が要請され、安全保障政策の協調、情報共有、共同訓練、技術交換などが含まれる。地球温暖化や人権問題、デジタル化等に対して、日本と欧州は具体的な行動計画と技術開発について、共同で対策を講じるための課題、時に科学技術分野の研究開発と応用についての協力が要請される。米中関係と同様、日本と欧州諸国は、ともに中国との経済・貿易関係・雇用における相互依存度が高く、デカップリングは現実的ではない。経済安全保障の視点を踏まえつつ、日欧ともデリスキングが妥当な政策選択となる。サイバーセキュリティなど、安全保障面でのリスク低減施策を日欧で協力して検討し、定期的な対話や情報交換の機会を設け、戦略的に対中政策の一貫性と効果向上を図ることが日欧の共通の課題となるであろう。

担当部局名 欧州局 政策評価 実施時期 令和5年8月

個別分野1 欧州地域との総合的な関係強化

施策の概要

- 1 欧州地域との政治的対話及びアジア・欧州間の対話・協力を継続・促進する。
- 2 安全保障に関連する国際機関との連携を継続・強化する。
- 3 欧州各国との社会保障協定、租税条約及び航空協定等の締結・改正協議を継続する。
- 4 招へい、派遣やセミナーの開催等、欧州への対外発信を通じ、多様なチャネルの人的関係を構築・ 強化し、欧州における対日理解を促進する。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ·第208回国会施政方針演説(令和4年1月17日)
- 第208回国会外交演説(令和4年1月17日)

測定指標1-1 欧州地域との政治的な対話・協力の進展 *

中期目標(--年度)

基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、良好な国際環境の整備に資するため、EU 及びその関連国際機関との協力関係を強化する。

令和2年度目標

- 1 EU との関係で、関係省庁・部局と連携し、以下を実施する。
- (1)日EU定期首脳協議の実施を始めとした政治対話を成功裏に実施する。同対話の場で双方が達成 を確認できるよう、日EU間の主要課題、懸案事項についてEU側と緊密な意思疎通を行う。
- (2) 日 EU・SPA に基づく連結性、質の高いインフラ等における日本と EU との協力を促進し、デジタル、運輸、エネルギー、人的交流を含む分野で協調するとともに、安保理を含む国連の改革や、サイバー、宇宙、運輸、教育、文化、スポーツなど既存の対話枠組みを有する分野における具体的な協力を推進し、また、安全保障分野等における協力をする。
- 2 アジア・欧州間の対話・協力においては、第13回アジア欧州会合(ASEM)首脳会合等への参加、 アジア欧州財団(ASEF)との継続的な協力を通じ、両地域間の協力と理解の増進や、現在ASEMにおいて課題となっている連結性強化のために、引き続き積極的に関与していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 EUとの関係で、関係省庁・部局と連携した内容
- (1) 5月26日に日EU 首脳テレビ会議を実施した。同テレビ会議は、令和元年12月にEU 新指導部が就任後、初の三者による会談となった。新型コロナウイルス感染症の影響で対面での実施が不可能となったためテレビ会議形式となったが、復興に向けた経済対策を含む新型コロナウイルス感染症対策を中心に意見交換を実施し、共同報道発表を発出した。また、菅総理大臣の就任後、9月22日及び10月6日に日EU 首脳電話会談を実施した。11月16日に日EU 外相電話会談を実施したほか、令和3年1月25日には、茂木外務大臣がEU 外務理事会に日本の外務大臣として初めて出席し(オンライン形式)、「自由で開かれたインド太平洋」についての日本のビジョンや取組を説明し、多くの加盟国外相から、インド太平洋におけるルールに基づく国際秩序の重要性について理解や支持が表明された。
- (2) 新型コロナウイルスの影響で対面での開催が困難となったためオンラインでの開催が中心となったが、日 EU・SPA 及び持続可能な連結性及び質の高いインフラに関する日 EU パートナーシップに基づく EU との協力を促進するための定期的な電話・テレビ会議を行い、デジタル、運輸、エネルギー、人的交流を含む各分野での協調及び具体的な協力案件発掘に向けた協議を行うとともに、気候変動、国連改革、サイバー、宇宙、人権等既存の対話枠組みを通じた具体的な協力を推進するためのテレビ会議、安全保障分野等における協力を促進するための電話・テレビ会議を実施した。
- 2 アジア・欧州間の対話・協力内容

7月のASEM・SOM 会合への出席などを通じ、9月に発出された「ASEM 議長国・地域調整国外相による新型コロナに関する声明」の議論に積極的に貢献した。

令和3年度目標

1 EU との関係で、関係省庁・部局と連携し、以下を実施する。

- (1)日EU定期首脳協議の実施を始めとした政治対話を成功裏に実施する。これらの機会に双方が協力の進展を確認できるよう、日EU間の主要課題及び懸案事項についてEU側と緊密な意思疎通を行う。
- (2) 日 EU・SPA に基づく連結性、質の高いインフラ等における日本と EU との協力を促進し、デジタル、運輸、エネルギー、人的交流を含む分野で協調するとともに、安保理を含む国連の改革や、EU が重点分野としているグリーン分野、デジタルに関する新たな対話枠組みの検討を含め、気候変動、環境、サイバー、宇宙、運輸、教育、文化、スポーツなど既存の対話枠組みを有する分野における 具体的な協力を推進し、また、安全保障分野等における協力を推進する。
- 2 アジア・欧州間の対話・協力においては、第 13 回 ASEM 首脳会合(注:令和 2 年度から延期された)等への参加、アジア欧州財団(ASEF)との継続的な協力を通じ、両地域間の協力と理解の増進のために、引き続き積極的に関与していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 5月27日に日EU定期首脳協議をオンラインで実施した。同協議は、菅総理大臣就任後、初の日EUの首脳三者による会談となった。「自由で開かれたインド太平洋」、グローバルな課題、日EU関係及び地域情勢に関して議論し、共同声明及び日EUグリーン・アライアンスに関する文書を発出した。岸田総理大臣就任後は11月にミシェル欧州理事会議長の訪日に向けて準備を進めていたが、先方都合により直前に中止となったため、11月29日に岸田総理大臣とミシェル欧州理事会議長との間で電話会談、令和4年3月24日に会談(於:ブリュッセル)を実施した。また、岸田総理大臣とフォン・デア・ライエン欧州委員会委員長との間では、12月17日及び令和4年2月15日に電話会談、令和4年3月24日に会談(於:ブリュッセル)を実施した。外相レベルでは、茂木外務大臣が5月4日に日EU外相会談(於:ロンドン)を実施し、林外務大臣就任後、12月6日及び令和4年2月24日に日EU外相電話会談を、令和4年2月19日に日EU外相会談(於:ミュンヘン)を実施した。また、林外務大臣は、令和4年2月22日に仏・EU共催でパリにおいて開催されたインド太平洋閣僚会合にオンラインで参加し、開会セッションでスピーチを行った。いずれの会談においても、「自由で開かれたインド太平洋」に向けた日EU間の連携の重要性を確認するとともに、幅広い分野で協力を進めていくことで一致した。
- (2) 日 EU・SPA 及び持続可能な連結性及び質の高いインフラに関する日 EU パートナーシップに基づく EU との協力を促進するため、デジタル、運輸、エネルギー、人的交流を含む各分野での協調及び 具体的な協力案件発掘に向けた電話・テレビ会議を含む協議を行うとともに、グリーン、国連改革、サイバー、宇宙、人権等既存の対話枠組みを通じた具体的な協力を推進するためのテレビ会議、安全 保障分野等における協力を促進するための電話・テレビ会議を実施した。
- 2 11 月に開催された第 13 回 ASEM 首脳会合への岸田総理大臣の出席(オンライン)及び多国間主義の強化をテーマとする同会合の成果文書の発出、ASEM 参加各国主催の ASEM イニシアティブ事業の他、ASEF 主催の若手指導者や編集者等の人的交流事業への専門家の派遣、公衆保健分野及び環境分野での ASEF 事業への拠出を含む継続的な協力などを通じ、両地域間の協力と理解の増進のために積極的に貢献した。

令和4年度目標

- (1)日EU定期首脳協議の実施を始めとした政治対話を成功裏に実施する。これらの機会に双方が協力の進展を確認できるよう、日EU間及びロシア・ウクライナ情勢を含むグローバルな主要課題、 懸案事項についてEU側と緊密な意思疎通を行う。
- (2) 日 EU・SPA に基づく連結性、質の高いインフラ等における日本と EU との協力を促進し、デジタル、運輸、エネルギー、人的交流を含む分野で協調するとともに、安保理を含む国連の改革や、EU が重点分野としているグリーン分野、デジタルに関する新たな対話枠組みの検討を含め、気候変動、環境、サイバー、宇宙、運輸、教育、文化、スポーツなど既存の対話枠組みを有する分野における 具体的な協力を推進し、また、安全保障分野等における協力を推進する。
- 2 アジア・欧州間の対話・協力においては、ASEM 関連会合等への参加、アジア欧州財団 (ASEF) との継続的な協力を通じ、両地域間の協力と理解の増進のために、引き続き積極的に関与していく。

施策の進捗状況・実績

1 (1) 5月12日、ミシェル欧州理事会議長及びフォン・デア・ライエン欧州委員会委員長が訪日し、第28回日EU定期首脳協議を東京で開催した。日EU関係、ロシアによるウクライナ侵略を受けた国際情勢、東アジア、北朝鮮、イラン等の地域情勢に関して議論し、共同声明及び「日EUデジタル

パートナーシップ | の立ち上げに関する文書を発出した。6月27日、G7エルマウ・サミット出席 のためドイツを訪問中の岸田総理大臣は、ミシェル欧州理事会議長と、更に翌28日、フォン・デ ア・ライエン欧州委員会委員長と個別に会談を行い、欧州とインド太平洋の安全保障は不可分であ り、法の支配に基づく国際秩序を守り抜くため、ロシアによるウクライナ侵略への対応や「自由で 開かれたインド太平洋」の実現に向けて、引き続き緊密に協力していくことで一致した。9月 27 日、岸田総理大臣は、故安倍晋三国葬儀に出席のため訪日したミシェル欧州理事会議長との間で首 脳会談を実施した。11月4日、G7外相会合出席のためドイツ・ミュンスターを訪問中の林外務大 臣は、ボレル EU 外務・安全保障政策上級代表兼欧州委員会副委員長との間で外相会談を実施した。 11月14日、G20首脳会合に出席するためインドネシア・バリを訪問中の岸田総理大臣は、フォン・ デア・ライエン欧州委員会委員長と会談を実施した。いずれの会談においても、「自由で開かれたイ ンド太平洋」に向けた日 EU 間の連携の重要性を確認するとともに、ウクライナ情勢への対応にお ける連携を含め、幅広い分野で協力を進めていくことで一致した。7月8日、森外務次官はブリュ ッセルに出張し、サンニーノ欧州対外活動庁事務総長及びザイベルト欧州委員会委員長官房長との 間で、日 EU 関係、ウクライナ・ロシア情勢、中国、北朝鮮等の地域情勢及びグローバルな課題に関 して意見交換を行い、日 EU の連携を強化していくことを確認した。10 月 25 日、山田重夫外務審議 官は、モラ欧州対外活動庁事務次長との間で、日 EU 政務局長協議を東京で行い、ウクライナ・ロシ ア情勢、ウクライナ支援、対露制裁、ロシアによるウクライナ侵略のグローバルな影響等について 意見交換を行うとともに、日 EU 関係、G 7 の連携、北朝鮮、中国やイラン等の地域情勢、核軍縮・ 不拡散等に関して意見交換を行い、日 EU の連携を強化していくことを確認した。

- (2) 日 EU・SPA 及び持続可能な連結性及び質の高いインフラに関する日 EU パートナーシップに基づく EU との協力を促進するため、デジタル、運輸、エネルギー、人的交流を含む各分野での協調及び具体的な協力案件発掘に向けた電話・テレビ会議を含む協議を行うとともに、グリーン分野、国連改革、サイバー、宇宙、人権等既存の対話枠組みを通じた具体的な協力を推進するためのテレビ会議、安全保障分野等における協力を促進するための電話・テレビ会議を実施した。
- 2 日本の拠出による ASEF を通じた ASEM 参加国における感染症対策支援事業の一環として、WHO のウクライナ及び ASEM 参加国を含む周辺国における避難民の感染症対策事業を支援したほか、令和 5 年 2 月、東京において薬剤耐性 (AMR) の視点を組み込んだ感染症対策の観点からユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) 推進に関する専門家による議論を行うため、ASEF パブリックヘルス・ネットワーク事業を共催した。また、「持続可能な開発のための教育 (ESD) を通じた科学、技術、工学及び数学 (STEM) 教育の革新」をテーマとした共同研究・意見交換といった、教育分野における ASEF 主催事業への拠出を含む継続的な協力などを通じ、両地域間の協力と理解の増進のために積極的に貢献した。なお、ASEM 関連会合の開催はなかった。

令和2・3・4年度目標の達成状況:a

測定指標1-2 安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化

中期目標(--年度)

自由・人権・民主主義等の共通の基本的価値を共有する諸国との関係を強化し、国際社会における 法の支配を促進するため、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、NATO 及び OSCE との関係を 更に強化する。

令和2年度目標

1 NATO

(1) 日 NATO 協力の基礎となる日 NATO 国別パートナーシップ協力計画 (IPCP) に基づき、防衛省等と連携し、以下のとおり具体的な日 NATO 協力を推進する。

ア サイバー分野における協力

- イ 海洋安全保障分野における協力
- (2) 相互の安全保障環境等に関する戦略的対話の機会を充実させる。

2 OSCE

- (1) アジア・パートナー国として、各種会合でプレゼンスを発揮する。
- (2) OSCE が実施するプロジェクトに対する拠出金により、国際社会、特に中東・中央アジア及びコーカサス地域の平和と安定に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 NATO
- (1) 日 NATO 協力の基礎となる日 NATO 国別パートナーシップ協力計画 (IPCP) に基づき、防衛省等 と連携し、具体的な日 NATO 協力の実施を追求中である。
- (2) 10 月に日 NATO 高級事務レベル協議をオンライン実施し、相互の安全保障環境等に関する意見 交換を実施した。12 月に NATO 外相会合に NATO 代表部大使が出席し、茂木外務大臣のステートメ ントを代読し、今日の東アジアの安全保障環境が一方的な現状変更の試みにより一層厳しくなっ ていることについて、東シナ海及び南シナ海の状況を取り上げて指摘するとともに、ルールに基 づく国際秩序への挑戦が高まる中、「力ではなく法が支配する世界」の深化を共に目指すべきであ り、日本の推進する「自由で開かれたインド太平洋」というビジョンにとって NATO は心強いパー トナーである旨発言した。
- (3) 11 月に国際問題研究所と在京ノルウェー大使館が共催の「日 NATO 安全保障シンポジウム」が開催され、宇都外務副大臣から、ビデオ・メッセージにより日本は自由で開かれたインド太平洋の実現を目指しており、この外交方針の下、ポスト・コロナを見据え、ルールに基づく国際秩序を構築するために、日米欧での連携が不可欠である旨を述べるとともに、日本と NATO は、共通の価値及び戦略的利益を共有する、信頼できる必然のパートナーであり、日本は今後も NATO との関係を一層強化していく考えである旨述べた。

2 OSCE

- (1) 12 月に第 26 回 OSCE 外相理事会がオンラインで開催され、宇都外務副大臣から、ビデオ・メッセージにより、近年、国境を越える脅威が増大する中、安全保障環境についての認識を欧州とアジアで共有する必要があり、OSCE の信頼醸成機能が重要な役割を果たす旨述べ、東シナ海、南シナ海、北朝鮮を含む東アジアの厳しい安全保障環境等を説明するとともに、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた日本の取組について紹介した。さらに、宇都外務副大臣は、OSCE 選挙監視要員派遣や OSCE 国境管理スタッフカレッジへの財政支援といった OSCE に対する日本の貢献を説明した上で、本年はアジア・パートナーにとって 25 周年の節目であり、日本は OSCE にとり最初のアジア・パートナーとして引き続き積極的に協力する旨述べた。
- (2) 令和2年度は、OSCE が実施するアフガニスタン及び中央アジア・コーカサス地域のプロジェクトに拠出し、同地域の平和及び安定に貢献した。

令和3年度目標

1 NATO

(1) 日 NATO 協力の基礎となる日 NATO 国別パートナーシップ協力計画 (IPCP) に基づき、防衛省等 と連携し、以下のとおり具体的な日 NATO 協力を推進する。

ア サイバー分野における協力

- イ 海洋安全保障分野における協力
- (2) 相互の安全保障環境等に関する戦略的対話の機会を充実させる。
- 2 OSCE
- (1) アジア・パートナー国として、各種会合でプレゼンスを発揮する。
- (2) OSCE が実施するプロジェクトに対する拠出金により、国際社会、特に中東・中央アジア及びコーカサス地域の平和と安定に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 NATO
- (1) 日 NATO 協力の基礎となる日 NATO 国別パートナーシップ協力計画 (IPCP) に基づき、防衛省等 と連携し、以下の協力を実施したほか、具体的な日 NATO 協力の実施を追求した。
 - ア サイバー分野における協力

4月、エストニアにある NATO サイバー防衛協力センター (CCDCOE) の実施するサイバー防衛演習に、初めて正式に参加した。

イ 海洋安全保障分野における協力

令和元年より NATO 海上司令部へ派遣している海上自衛隊連絡官を通じて、日本の認識を共有した。

ウ 女性・平和・安全保障分野での協力

平成 26 年に NATO 本部への我が国女性職員の派遣に合意して以降、「日・NATO 国別パートナーシップ協力計画 (IPCP)」に基づき、女性・平和・安全保障分野で実務的な協力を進めてきたところであり、令和3年度においても、実務的な協力を推進するとの観点から、11 月 NATO 本部国際

機関/NGO 協力オフィスに女性自衛官を派遣(NATO 本部への女性自衛官の派遣は、4代目。)した。

(2) 令和4年2月にG7外相会合出席の機会に、林外務大臣とストルテンベルグNATO事務総長との会談を実施しウクライナ情勢をはじめとしてインド太平洋地域、欧州の地域情勢に関して意見交換を行うとともに、日NATO協力の重要性を確認した。

2 OSCE

- (1) 12 月に第 28 回 OSCE 外相理事会がスウェーデン王国で開催され、日本からは水谷章駐オーストリア大使が出席し、OSCE の活動・役割を高く評価するとともに、国際的な平和と安定に積極的な役割を一層果たすことを期待する旨、また引き続き OSCE との協力を継続する旨発言。
- (2) 令和3年度は、OSCE が実施するアフガニスタン及び中央アジア・コーカサス地域の近隣諸国の 国境管理能力強化等のプロジェクトに約 62 万ユーロを拠出し、同地域の平和及び安定に貢献し た。

令和4年度目標

1 NATO

- (1) 日 NATO 協力の基礎となる日 NATO 国別パートナーシップ協力計画 (IPCP) に基づき、防衛省等 と連携し、サイバー分野、海洋安全保障分野等の具体的な日 NATO 協力を推進する。
- (2) ロシア・ウクライナ情勢への対応を含む相互の安全保障環境等に関する戦略的対話の機会を充実させる。

2 OSCE

- (1) アジア・パートナー国として、ロシア・ウクライナ情勢に関するものを含む各種会合でプレゼンスを発揮する。
- (2) OSCE が実施するプロジェクトに対する拠出金により、国際社会、特に中東・中央アジア及びコーカサス地域の平和と安定に貢献する。

施策の進捗状況・実績

1 NATO

(1) 日NATO協力の基礎となるIPCPに基づき、防衛省等と連携し、以下の協力を実施したほか、具体的な日NATO協力の実施を追求した。

ア サイバー分野

11月、エストニアにある CCDCOE の活動に防衛省が正式に参加した。

イ 海洋安全保障分野

令和元年より NATO 海上司令部へ派遣している海上自衛隊連絡官を通じて、日本の認識を共有した。また、6月、地中海において日 NATO 共同訓練を実施した。

ウ 人道支援・災害救援分野

トルコ及び NATO からの要請を受け、NATO と連携して実施する初めての国際緊急援助活動として、トルコ向けの緊急援助物資の輸送のため、自衛隊機の派遣を実施した。

エ その他

ロシアによる侵略を受けるウクライナを支援するため、NATO の「ウクライナのための包括的支援パッケージ (CAP)」信託基金に対して 3 月に 3,000 万米ドル (日本円で 32 億 4,000 万円)を拠出した。

(2) 4月に開催されたNATO外相会合に、林外務大臣が日本の外務大臣として史上初めて出席し、力による一方的な現状変更はどの地域においても許されず、FOIP の実現のため、NATO と日本を含むアジア太平洋のパートナーとの連携を強化していきたいと述べた。また、6月に開催されたNATO首脳会合では、岸田総理大臣が日本の総理大臣として史上初めて出席し、岸田総理大臣から、NATOのインド太平洋地域への関与拡大を歓迎し、サイバー、新興技術、海洋安全保障といった分野での協力を進展していきたいと発言した。同会合出席の機会に、岸田総理大臣とストルテンベルグNATO事務総長との会談を実施し、IPCPを新時代にふさわしいものにアップグレードし新たな協力文書の早期合意に向けて作業を加速することを確認した。また、12月に日NATO高級事務レベル協議を実施し、相互の安全保障環境等に関する意見交換を実施した。

さらに、令和5年1月には、6年ぶりにストルテンベルグNATO事務総長が訪日した際、岸田総理大臣との間で共同声明を発出し、現下の安全保障環境を踏まえて日NATO協力を更なる高みに引き上げていくことを確認した。また、林外務大臣との会談では、インド太平洋地域の情勢について意見交換を行い、日NATO間で緊密に連携することで一致した。

2 OSCE

- (1) 令和4年は日本とOSCEのパートナーシップ30年の節目であり、7月には日・OSCE パートナーシップ30周年を記念したアジア・パートナー・グループ会合がウィーンで開催された。同会合には鈴木貴子外務副大臣がビデオ・メッセージを投稿し、国際社会が歴史的な岐路に立つ状況において、国際社会が連携して対処することの重要性について触れつつ、日本は引き続き平和構築の実現に取り組んでいくと述べた。さらに、12月に第29回OSCE外相理事会がポーランドで開催され、日本からは武井外務副大臣が出席し、日・OSCEパートナーシップ30周年を節目にウクライナを含むOSCE 地域に対する日本の貢献を発信し、引き続きOSCEとの協力を継続すると述べた。また同理事会出席の機会に、武井外務副大臣とヘルガ・マリア・シュミットOSCE事務総長との会談を実施し、30年にわたる最も歴史の長いアジア・パートナーとして、引き続き連携を継続していきたい旨述べ、同事務総長から日本のこれまでの貢献に対する謝意が表明された。
- (2) 令和4年度は、OSCE が実施するウクライナ及び周辺国における女性のリーダーシップ強化及び 人身売買防止のプロジェクトに約40万ユーロを拠出するとともに、中央アジア・コーカサス地域 のプロジェクトに約3,000ユーロを拠出し、それぞれの地域の平和及び安定に貢献した。

令和2・3・4年度目標の達成状況:a

測定指標1-3 欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展 *

中期目標(--年度)

欧州各国・機関との法的枠組みの整備を通じ、欧州各国との関係を強化する。

令和2年度目標

- 1 社会保障協定
- (1) 国会提出済のスウェーデン及びフィンランドとの協定について、令和2年度中に国会承認を得られるよう所要の準備を進めるとともに、早期発効に向けた作業を行う。
- (2) 国会承認済のイタリアとの協定について、早期発効を目指し、イタリア側との必要な調整を加速させる。
- (3) オーストリアとは正式交渉の早期開催に向け、調整を進める。
- 2 租税条約

国会承認済のスペインとの条約の早期発効と実質合意済のセルビアとの条約の早期署名を目指す。 また、ギリシャ及びフィンランドとの各条約については、早期の妥結及び署名に向けた作業を行う。

- 3 日・EU 航空安全協定について、早期の署名及び締結に向けた作業を行う。
- 4 チェコ及びクロアチアとの航空協定について、早期の妥結及び署名に向けた作業を行う。また、 ポーランドとの航空協定の付表の改正に向け、残る国内手続きを進める。
- 5 乗客予約記録 (PNR) について、日 EU 間で PNR に関する協力の進展を図る。
- 6 税関相互支援協定
- (1) 政府間交渉中のベラルーシとの協定について、早期の実質合意に向けて、引き続きベラルーシ 側との交渉を続けていく。
- (2) モルドバとは、令和2年度中の政府間交渉開始を目指し、必要な調整を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 社会保障協定
- (1) スウェーデン及びフィンランドとの協定について、6月に国会承認を得て、発効に向けた調整を進めた。
- (2) イタリアとの協定については、早期発効を目指し、イタリア側と必要な調整を継続した。
- (3) オーストリアとは、正式交渉の早期開催に向けた調整を進めた。
- 2 租税条約(協定)
- (1) セルビアとの条約は、令和2年度中に署名及び国会提出を完了し、スペインとの条約は発効のための外交公文の交換を済ませた。
- (2) ギリシャ及びフィンランドとの各条約については、早期の妥結に向けた調整を進めた。ウクライナとの条約について、既存の条約改正に向けた政府間交渉を開始した。
- 3 日・EU 航空安全協定(BASA)については、令和2年度中に署名及び国会提出を完了した。
- 4 ポーランドとの航空協定の付表の改正に向け、残る国内手続きを済ませ、署名日程の調整を進めた。チェコ及びクロアチアとの航空協定については、交渉会合に向けた調整を進めた。

- 5 乗客予約記録 (PNR) 情報の活用に関する日 EU 間の協力について協議を進めた。
- 6 税関相互支援協定
- (1) ベラルーシとの協定について、5月に実質合意に至った。
- (2) モルドバとの協定について、12月に実質合意に至った。

令和3年度目標

- 1 社会保障協定
- (1) 国会承認済のスウェーデン及びフィンランドとの協定について、早期発効に向けた作業を行う。
- (2) 国会承認済のイタリアとの協定について、早期発効を目指し、イタリア側との必要な調整を加速させる。
- (3) オーストリアとは正式交渉の早期開催に向け、調整を引き続き進める。
- (4) ポーランドとは当局間協議の早期開催に向け、調整を進める。
- 2 租税条約

セルビアとの条約は、令和3年度中に国会承認を得られるよう所要の準備を進める。また、実質合 意済みのスイスとの条約は早期の署名に向けて、ギリシャ、フィンランド及びウクライナとの各条 約は早期の妥結及び署名に向けて作業を行う。

- 3 日・EU 航空安全協定は、令和3年度中に国会承認を得られるよう所要の準備を進める。
- 4 チェコ及びクロアチアとの航空協定について、早期の妥結及び署名に向けた作業を行う。また、 ポーランドとの航空協定の付表の改正の早期発効に向け、調整を進める。
- 5 乗客予約記録 (PNR) 情報の活用に関する日 EU 間の協力の進展を図る。
- 6 税関相互支援協定
- (1) ベラルーシとの協定について、同国内の情勢を見極めつつ、早期の署名・発効に向けた調整を進める。
- (2) モルドバとの協定について、同国内の情勢を見極めつつ、早期の署名・発効に向けた調整を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 社会保障協定
- (1) フィンランドとの協定については、11月に発効のための外交公文の交換を行い、令和4年2月 に発効した。
- (2) スウェーデンとの協定については、令和4年3月に発効のための外交公文の交換を行った。
- (3) イタリアとの協定については、早期発効を目指し、イタリア側との必要な調整を継続した。
- (4) オーストリアとは、の第7回当局間協議の実施後も緊密な意思疎通を図り、残余論点に係る調整を行った上、早期の正式交渉の実施に向けた調整を行った。
- (5) ポーランドとの協定については、令和3年11月に第1回当局間協議を実施した。
- 2 租税条約
- (1) セルビアとの条約は、5月に国会承認を完了し、11月に発効のための外交公文の交換を済ませた。
- (2) スイスとの条約は、7月に署名を行った。
- (3) ギリシャとの条約は、鋭意交渉を継続したが具体的な進展はなかった。
- (4) フィンランドとの条約は、電子経済対応作業を優先するとの先方の方針により、進展なし。
- (5) ウクライナとの条約は、鋭意交渉を継続したが具体的な進展はなかった。
- 3 日·EU 航空安全協定
 - 日・EU 航空安全協定は、5月に国会承認を完了し、外交公文の交換を済ませて、6月に発効した。
- 4 ポーランドとの航空協定の付表の改正について、その早期発効に向けた外交公文の交換を7月に行った。また、チェコ及びクロアチアとの航空協定については、交渉会合に向けた準備を進めた。
- 5 乗客予約記録 (PNR)
 - 日 EU 間の協力の進展を図るため、日 EU 間で検討を進めた。
- 6 税関相互支援協定
- (1) ベラルーシとの協定については、現下の国際情勢を踏まえ、発効の是非も含め慎重に検討・対応した。
- (2) モルドバとの協定については、令和4年1月に署名を行い、早期の発効に向けた国内手続を進めた。

令和4年度目標

- 1 社会保障協定
- (1) 国会承認済のスウェーデンとの協定について、早期発効に向けた作業を行う。
- (2) 国会承認済のイタリアとの協定について、早期発効を目指し、イタリア側との必要な調整を加速させる。
- (3) オーストリアとは正式交渉の早期開催に向け、調整を引き続き進める。
- (4) ポーランド及びノルウェーとは当局間協議を着実に進め、主要論点を洗い出し、早期の政府間 交渉への移行に向けて調整を進める。
- 2 租税条約

スイスとの条約は令和4年度中に国会承認を得た上で、発効のための外交公文の交換を早期に実現できるよう所要の準備を進める。ギリシャ、フィンランド及びウクライナとの各条約は早期の妥結及び署名に向けた調整を引き続き行う。

- 3 日・EU 航空安全協定について、発効後のフォローアップを行う。
- 4 既存のEU加盟国との二国間航空協定における国籍条項を手当てする。日・EU水平協定について、 早期の妥結及び署名に向けた作業を行う。
- 5 チェコ及びクロアチアとの航空協定について、早期の妥結及び署名に向けた作業を行う。
- 6 乗客予約記録 (PNR) 情報の活用に関する日 EU 間の協力の進展を図る。
- 7 ベラルーシとの税関相互支援協定について、現下の国際情勢を踏まえ、発効の是非も含めて慎重 に検討・対応する。

施策の進捗状況・実績

- 1 社会保障協定
- (1) スウェーデンとの協定については、必要な国内手続きを終え、6月に効力発生した。
- (2) イタリアとの協定は、二国間での協議を通じて早期発効に向けた調整を進めた。
- (3) オーストリアとの協定は、9月の第1回政府間交渉、令和5年3月の第2回政府間交渉を実施した。
- (4) ポーランド及びノルウェーとの協定は、当局間協議を継続し、早期の政府間交渉への格上げに向けて進展があった。
- 2 租税条約
- (1) スイスとの条約は、11月に発効した。
- (2) ギリシャとの条約は、令和5年1月に実質合意に至った。今後、署名・発効に向けた作業を行う。
- (3) フィンランドとの条約は、引き続き電子経済対応作業を優先するとの先方の方針により、具体的な進展はなかった。
- (4) ウクライナとの条約は、情報収集等を行ったが、具体的な進展はなかった。
- 3 日・EU 航空安全協定について、合同作業部会の設置に向けた動きなど、発効後のフォローアップを行った。
- 4 二国間航空協定に関する日・EU 協定(日・EU 水平協定)については、4月に行われた第4回政府間交渉において、実質合意に至り、令和5年2月には署名、令和5年3月には国会提出を完了した。
- 5 二国間航空協定
- (1) チェコとの航空協定については、6月に第2回政府間交渉を現地で対面にて実施した。
- (2) クロアチアとの航空協定については、6月に第3回政府間交渉を現地で対面にて実施し、11月には実質合意に至った。
- (3) ルクセンブルクとの航空協定については、11 月に行われた日・ルクセンブルク首脳会談において、早期の政府間交渉に向け具体的調整を行うことで一致し、12 月にはルクセンブルクとの交渉を開始することを決定した。
- 6 乗客予約記録(PNR)情報の活用については、情報収集等を行ったが、具体的な進展はなかった。
- 7 ベラルーシとの税関相互支援協定については、引き続き現下の国際情勢を踏まえ、発効の是非も 含め慎重に検討・対応した。

令和2・3・4年度目標の達成状況:b

測定指標1-4 欧州への対外発信を通じた日欧相互理解の促進

中期目標 (--年度)

対外発信事業の実施や知的・人的交流の促進を通じて、基本的価値を共有する欧州との間で、国際情勢や地球規模的な課題に対する共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに、対外発信、知的・人的交流が政策面において具体的な日欧協力に資することを目指し、多様なチャネルでの関係構築・強化を図る。

令和2年度目標

1 招へい

- (1) 欧州の政府関係者、有識者及びメディア関係者等を招へいし、日本の政府関係者や有識者等との意見交換、セミナーの実施等を通じて、国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高め、同時に、被招へい者を通じて相手国政府の政策決定及び国内世論への浸透を図るとともに、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。
- (2) 対日理解促進交流プログラム「MIRAI」の実施により、欧州等各国から将来有望な学生・既に活躍している若手社会人等を日本に招へいし、対日理解を促進させ、知日派・親日派を育成する。
- 2 派遣

新型コロナウイルスの問題の国際社会に与える影響も念頭に、日本の有識者を欧州に派遣し、講演会や意見交換などを通じて、国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

3 セミナー等の開催

基本的価値を共有する日欧が政策連携すべきトピック(法の支配、国際秩序、自由貿易の促進等)に加え、新型コロナウイルス、デジタル、気候変動等の日欧が共に直面する新たな課題に係るセミナー等の実施を通して、欧州政策コミュニティとの間で、国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や政策を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高める。併せて、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

施策の進捗状況・実績

- 1 招へい
- (1) 欧州の政府関係者、有識者及びメディア関係者等の招へいについて 新型コロナの影響により、訪日を伴う招へいは実現できなかったが、欧州の有力シンクタンク及 び大学に所属する有識者2名をオンラインで招へいし、それぞれ6名、2名の日本人有識者との面 談を設定し、先方の東アジア情勢や日本の外交政策に対する理解の向上に寄与した。
- (2) 対日理解促進交流プログラム「MIRAI」について

新型コロナの影響により、招へい日程は延期となったが、オンラインを活用したプログラムを導入し、有識者による講義、日本の大学生・大学院生との知的交流会等をこれまでに 11 回実施し、約 300 名が参加した(予算執行期限の延長により事業継続中。)。また、本年度から、過去のプログラム参加者を対象としたオンライン同窓会を国ごとに開催し、スペイン、ドイツ、フランスから約 60 名が参加し、知日派・親日派の育成に寄与した。

2 派遣

日本の有識者の欧州派遣については、新型コロナの影響により、物理的な有識者の派遣は実現できなかったが、6名の有識者をオンラインで派遣し、16か所で講演会やメディアインタビューを実施し、東アジア情勢や日本の外交政策、サイバーセキュリティや AI等に関する日本の取組を発信することで、対日理解促進に寄与した。

3 セミナー等の開催

新型コロナの影響等によって、外務省の主催又は拠出に基づく事業としてのセミナーは実施できなかったが、ジャパンチェア等を通じて日欧が政策連携すべきトピックに関するウェビナーを実施する等、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた日欧連携等について欧州側の関心向上に寄与した。

令和3年度目標

1 招へい

(1)新型コロナウイルスの状況を注視しつつ、欧州の政府関係者、有識者及びメディア関係者等を招へい(含むオンライン)し、日本の政府関係者や有識者等との意見交換、セミナーの実施等を通

- じて、国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高め、同時に、被招へい者を通じて相手国政府の政策決定及び国内世論への浸透を図るとともに、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。
- (2)対日理解促進交流プログラム「MIRAI」の実施により、欧州等各国から将来有望な学生・既に活躍している若手社会人等を日本に招へい(含むオンライン)し、対日理解を促進させ、知日派・親日派を育成する。

2 派遣

新型コロナウイルスの問題の国際社会に与える影響も念頭に、日本の有識者を欧州に派遣し(含むオンライン)、講演会や意見交換などを通じて、国際情勢や地球規模的な課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

3 セミナー等の開催

基本的価値を共有する日欧が政策連携すべきトピック(法の支配、国際秩序、自由貿易の促進、自由で開かれたインド太平洋の実現等)に加え、新型コロナウイルス、デジタル、気候変動等の日欧が共に直面する新たな課題に係るセミナー等の実施を通して、欧州政策コミュニティとの間で、国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や政策を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高める。併せて、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

施策の進捗状況・実績

1 招へい

- (1)欧州の政府関係者、有識者及びメディア関係者等の招へいは新型コロナウイルスの影響により、オンラインも含めて実現できなかった。
- (2)「MIRAI」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、訪日プログラムが実施できない中、日本の大学等(上智大学、政策研究大学院大学、神戸大学、芝浦工業大学、東京藝術大学、京都大学)との知的交流をオンラインで実施し、事業を継続した。欧州 49 か国から、120 名の将来性ある人材が、「平和構築」「政治・安全保障」「経済・ビジネス・グリーン」「科学技術・イノベーション」「文化・芸術」「法の支配」のテーマに沿った日本人有識者の講義や同年代の日本人学生とのグループディスカッション等のオンラインプログラムに参加し、対日理解の促進、親日派・知日派の育成に寄与した。また、同窓会及びネットワーキングイベントの開催や同窓組織の活用等により、欧州における我が国の戦略的な対外発信の基盤を構築し、日欧間の深い相互理解と友好関係の発展に貢献した。

2 派遣

7名の有識者をオンラインで派遣し、12 か所で講演会やシンポジウムを実施し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力、5G、サイバーセキュリティ、AI、科学技術、SDGs 等に関する日本の取組を発信することで、対日理解促進に寄与した。

3 セミナー等の開催

新型コロナの影響等によって、外務省の主催又は拠出に基づく事業としてのセミナーは実施できなかったが、ジャパンチェア等を通じて、日欧が政策連携すべきトピックに関する寄稿等を行い、「自由で開かれたインド太平洋」の実現や地球規模課題の解決に向けた日欧連携等について欧州側の関心向上に寄与した。

令和4年度目標

1 招へい

- (1) 欧州の政府関係者、有識者及びメディア関係者等を招へい(含むオンライン)し、日本の政府 関係者や有識者等との意見交換、セミナーの実施等を通じて、国際情勢や地球規模課題に対する日 本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略 的価値及び政策連携の重要性の認識を高め、同時に、被招へい者を通じて相手国政府の政策決定及 び国内世論への浸透を図るとともに、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。
- (2) 対日理解促進交流プログラム「MIRAI」の実施により、欧州等各国から将来有望な学生・既に活躍している若手社会人等を日本に招へい(含むオンライン)し、対日理解を促進させ、知日派・親日派を育成する。

2 派遣

日本の有識者を欧州に派遣し(含むオンライン)、講演会や意見交換などを通じて、国際情勢や地

球規模的な課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

3 セミナー等の開催

基本的価値を共有する日欧が政策連携すべきトピック(法の支配、自由貿易の促進、「自由で開かれたインド太平洋」の実現等)に加え、新型コロナウイルス、デジタル、気候変動等の日欧が共に直面する新たな課題に係るセミナー等の実施を通して、欧州政策コミュニティとの間で、国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や政策を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高める。併せて、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

施策の進捗状況・実績

1 招へい

- (1) 欧州の政府関係者、有識者及びメディア関係者等の招へいとしては、蘭語系ブリュッセル自由 大学安全保障・外交・戦略研究所 (VUG-CSDS) の安全保障分野における若手の有識者を2月に招へ いし、日本の外交政策について外務省課長級含む担当者からのブリーフと、日本の当該分野におけ る第一線の有識者との意見交換を実施し、十分に被招へい者にインプットを行い、帰国後の発信を 呼びかけた。
- (2)対日理解促進交流プログラム「MIRAI」については、新型コロナウイルス感染症の影響により2年越しとなる訪日プログラムを12月から3月にかけて実施し、欧州及び中央アジア・コーカサス地域各国から、164名の将来性ある人材が参加した。「平和構築」「政治・安全保障」「経済・ビジネス・グリーン」「科学技術・イノベーション」「文化・芸術」「法の支配」の6つのテーマに沿った企業等の視察先、日本の大学等(上智大学、政策研究大学院大学、神戸大学、芝浦工業大学、東京藝術大学、京都大学)において、日本人有識者や同年代の日本人学生との知的交流を通じ、対日理解の促進、親日派・知日派の発掘・育成に寄与した。また、過去のプログラム参加者を対象としたオンラインフォローアッププログラムを12件開催し、138名が参加し、欧州における我が国の戦略的な対外発信の基盤を構築、日欧間の深い相互理解と友好関係の発展に貢献した。

2 派遣

引き続きオンラインでの派遣も活用し、9月にオンライン形式を1件、9月、令和5年2月、同3月に有識者を欧州に派遣する形で、計4件実施した。現地での講演会や意見交換などを通じて、国際情勢や地球規模的な課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ、日欧間のアフリカ開発、安全保障、さらに通信分野といった分野における信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに、欧州での登壇実績のある有識者に加えて新規の有識者の登壇も実施し、双方の関係者間の人脈構築・強化を後押しした。

3 セミナー等の開催

新型コロナの影響等によって、外務省の主催又は拠出に基づく事業としてのセミナーは実施できなかったが、ジャパンチェア等を通じて、日欧が政策連携すべきトピックに関するセミナー等を実施し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に加えて、日本が取り組む経済安全保障・「新しい資本主義」の分野、日欧連携等について欧州側の関心向上に寄与した。

令和2・3・4年度目標の達成状況:b

測定指標1-5 欧州地域との協議、対話等の進展										
①政治・安保分野における協議・対話の実施	中期目 標値	令和 2	年度	令和3	年度	令和4	令和2・ 3・4年			
回数(日本側・欧州側 共に政務官レベル以	年度	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	度目標の 達成状況		
上) (電話会談テレビ会議を含む) ②セミナー等の開催 回数(日本外務省主催、拠出事業) (ウェビナーを含む)	_	① 8 ②20	① 5 ② 0	① 7 ②23	①14 ② 0	① 7 ②38	① 9 ② 0	С		

評価結果(個別分野1)

施策の分析

【測定指標1-1 欧州地域との政治的な対話・協力の進展 *】

EU は我が国と基本的価値・原則を共有し、我が国が地球規模の諸課題に取り組む上で緊密かつ良好な関係を維持、発展させることが必須な外交上の重要なパートナーである。このため、令和3年度はテレビ会議方式、令和4年度はミシェル欧州理事会議長及びフォン・デア・ライエン欧州委員会委員長が訪日し対面方式で定期首脳協議を行ったほか、令和2年度から4年度の間に7回の電話・テレビ首脳会談、令和4年度に6回の対面首脳会談、令和2年度に2回の電話・オンライン外相会談、令和3年度に2回の対面外相会談及び2回の電話外相会談、更に事務レベルを含む政治対話を間断なく実施したほか、日欧間の協力関係促進に貢献することができた。特に、令和3年の日EU定期首脳協議では気候変動対策、環境対策の取組を加速させるための日EUグリーン・アライアンスに関する文書を、令和4年の日EU定期首脳協議では、日EUのデジタル分野における包括的協力枠組みである日EUデジタルパートナーシップに関する文書が発出されるなど、日EUが重視する具体的な協力分野において日EU関係の一層の深化が進んだ。(令和2・3・4年度:欧州地域との総合的な関係強化(達成手段①))

令和2年度に発出された「ASEM 議長国・地域調整国外相による新型コロナに関する声明」の議論への参加、令和3年度に開催された第13回 ASEM 首脳会合への岸田総理大臣の出席及び同会合で発出された成果文書に関する議論への積極的な参加などを通じて、アジア・欧州間の対話・協力の推進に貢献するとともに、我が国と基本的価値を共有する欧州と緊密に連携し、欧州との協力関係を強化する上で効果があった。(令和2・3・4年度:欧州地域との総合的な関係強化(達成手段①))

令和3年度の第13回 ASEM 首脳会合の機会に開催された ASEM 参加国主催の ASEM イニシアティブ事業や ASEF 主催の人的交流事業への専門家の派遣、令和3年度及び令和4年度の公衆保健・環境・教育分野における ASEF 主催事業への拠出など、具体的かつ継続的な協力を通じて、草の根レベルを含め幅広くアジア・欧州間の相互理解の増進に寄与した。(令和2・3・4年度: ASEF 拠出金(義務的拠出金)(達成手段⑤/令和4年度は④)、ASEF 拠出金(任意拠出金)(達成手段⑥/令和4年度は⑤))以上のように、3年間の取組を通じ、欧州地域との政治的な対話・協力に大きな進展が見られたところ、所期の目標は達成されたと判定できる。

【測定指標1-2 安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化】

以下のように、3年間の取組を通じ、安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化は、特にNATOとの間で飛躍的な進展が見られたところ、所期の目標は達成されたと判定できる。

(1)日 NATO 関係について、令和2年度は、NATO 外相会合に NATO 代表部大使が出席し、茂木外務大臣のステートメントを代読した。また、NATO・PfP 信託基金の国連通信学校(エンテベ)能力構築支援プロジェクトに2万4,836ユーロを拠出し、地域の平和構築や発展に積極的に貢献する形で日 NATO 協力を進展させた。

令和3年度は、林外務大臣とストルテンベルグ NATO 事務総長との会談を実施し、日 NATO 間で連携を進めていくことを確認し、一定の成果を得た。また、NATO「防衛能力構築支援」 (DCB) 信託基金の「ジョージア・サイバー防衛研究所」事業に2万3,595ユーロを拠出し、国際社会の平和と安定に寄与しながら、日 NATO 国別パートナーシップ計画 (IPCP) の優先分野であるサイバー分野での強化を進めた。

令和4年度に、林外務大臣が日本の外務大臣として初めてNATO外相会合に出席したこと、岸田総理が日本総理大臣として初めてNATO首脳会合に出席したことは、双方の協力強化を象徴するものであり、また、新たな日NATO協力文書の早期合意に向けて作業を加速することになり、非常に大きな意義があった。同首脳会合で12年ぶりに更新されたNATOの戦略概念において、インド太平洋地域は欧州・大西洋の安全保障に直接影響しうる地域であり、NATOとして同地域との対話を強化することが明記されたことは、我が国とNATOとの連携強化の上で大きな成果となった。このように、NATOによるインド太平洋地域への関心が高まっているのは、既存の国際秩序が重大な挑戦を受けている中、欧州とインド太平洋の安全保障は不可分であるとの認識の表れである。加えて、ストルテンベルグNATO事務総長の訪日は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現を含む法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化のため、日NATO協力を更なる高みに引き上げていくことを確認し、共同声明を発出するなど、日NATO協力を強化する上で大きな意義があった。さらに、NATOと連携して実施する初めての国際緊急援助活動は、日NATO関係の更なる強化を図る上で非常に有益であった。また、令和4年度当初予算にて2万3,123ユーロを、さらに、予備費予算にて3,000万米ドルを、NATOの「ウクライナへの支援を継続の包括的支援パッケージ(CAP)」信託基金に拠出し、国際社会が結束してウクライナへの支援を継続

すべきとする我が国の方針を踏まえ日 NATO 協力を実務面でも進展させた。(令和2・3・4年度:欧州地域との総合的な関係強化(達成手段①)、欧州安全保障協力機構軍備管理・軍縮会合(OSCE) 拠出金(達成手段③))

(2) 日 OSCE 関係について、OSCE 選挙監視団への要員派遣(ウクライナ:令和3年2月より1名(約1年))、外相理事会への出席(令和2年度:宇都外務副大臣、令和3年度:水谷駐オーストリア大使、令和4年度:武井外務副大臣)及び令和4年度の7月には、日・OSCE パートナーシップ30周年を記念したアジア・パートナー・グループ会合を通じて、日 OSCE 協力の推進及びOSCE を通じた欧州等における我が国のプレゼンス向上に寄与した。また、令和2年度補正予算にて約61万ユーロを、OSCEが実施するアフガニスタン及び中央アジア・コーカサス地域の税関職員能力強化等のプロジェクトに拠出し、キルギス税関職員を対象とした研修を実施したほか、令和3年度補正予算にて約62万ユーロを、OSCEが実施するアフガニスタン及び中央アジア・コーカサス地域の近隣諸国の国境管理能力強化等のプロジェクトに拠出し、海上パトロール訓練や麻薬犬訓練等を実施するなど、同地域の平和及び安定に貢献した。(令和2・3・4年度:欧州地域との総合的な関係強化(達成手段①)、日・OSCE 共催会議会計経費(達成手段②))

【測定指標1-3 欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展 *】

令和3年度には4件(日・スペイン租税条約、日・EU 航空安全協定、日・セルビア租税条約、日・フィンランド社会保障協定)が発効、令和4年度には2件(日・スウェーデン社会保障協定、日・スイス租税条約改正議定書)が発効した。これにより、租税条約については、投資・経済交流の促進、脱税・租税回避防止等の効果、社保協定については、個人及び企業の負担軽減により、人的・経済交流の促進等の効果、航空安全協定については、重複した検査や監督等が可能な限り省略されることで、製造者等の負担軽減、効率的な安全監督に関する協力強化などの効果が見込まれる。(令和2・3・4年度:欧州地域との総合的な関係強化(達成手段①))。

【測定指標1-4 欧州への対外発信を通じた日欧相互理解の促進】

派遣事業や招へい事業とともに、セミナーなどの開催を通して、欧州の政策コミュニティとの人脈を構築・強化するとともに、国際秩序、法の支配や「自由で開かれたインド太平洋」などに関する日本の立場や考え方、緊迫度を増すアジア情勢、さらには日欧連携の重要性についての理解を促すことができた。

対日理解促進交流プログラム「MIRAI」においては、新型コロナウイルスにより招へいが適わなかった令和2年度、3年度はオンライン交流のみを実施していたが、オンラインでは年間を通じて複数回交流の場を設けられるメリットがあることから、水際措置が緩和された令和4年度は、招へいと並行し引き続きオンラインプログラムを通年実施することで、参加者の日本への関心を持続させた。また、招へいにより大学での知的交流や日本企業等への視察を通じて、対日理解の促進、さらには欧州諸国と日本の将来のリーダーたちのネットワーク構築に寄与した。特に参加者による SNS 発信回数は、昨年度が 308 回であったのに対し、招へいを実施した今年度は 3,223 回と大幅に増加し、日本関連の発信が積極的に行われた。また、人的交流面での成果として、ロシアによるウクライナ侵略後、「MIRAI」のネットワークを通じてウクライナ出身の参加者を支援するという経験が報告されており、「MIRAI」が国境を越えた協力に資していることが明らかとなった。

講師派遣においては、ロシアによるウクライナ侵攻による法の支配、安全保障の危機意識の高まり、「自由で開かれたインド太平洋」、通信・サイバーセキュリティ、連結性等における日欧協力をテーマとする派遣を行うなど、時宜を得たテーマ設定を行い、ベルギーにおいて計9回の講演会を実施し、多くの聴衆を集めることができた。

新型コロナの影響等によって、外務省の主催又は拠出に基づく事業としてのセミナーは実施できなかったが、ジャパンチェア等との協力により、日 EU 間の共通の重要課題である安全保障、法の支配、連結性等を含め、現下の情勢を踏まえた効果的なテーマ設定の下、ウェビナー、寄稿、セミナー等を行うことができた。特に、令和4年度には、新型コロナウイルスの水際措置緩和に伴い、対面形式の機会が復活し、現地の政策決定者・有識者・学生らとのインタラクティブな交流が実現し、より効果的な発信が実現した。(令和2・3・4年度:欧州地域との総合的な関係強化(達成手段①)、アジア欧州財団(ASEF: ASIA-EUROPE FOUNDATION)拠出金(任意拠出金)(達成手段⑥))

【測定指標1-5 欧州地域との協議、対話等の進展】

政治・安全保障分野における協議・対話を通じて、欧州の各国の地域・機関に対してより多層的なアプローチや協力を進め、基本的価値を共有する欧州地域と幅広い分野において協力を深化できた。他方、「②セミナー等の開催回数」については、本来測定指標1-5の測定対象にはならないセミナー等

を計測していたことが本年になって判明したため、令和4年度事前分析表まで記載した実績値を修正した。さらに、本来測定指標1-5における測定対象であるところの日本外務省主催、拠出事業によるセミナーについては、従来、対面かつ欧州からの往来者がいた機会を捉えて実施する形式の事業であったため、コロナ禍の過去3年間については、日欧双方の多人数による往来の困難さや参加者の健康への配慮があり、これらセミナー開催の機運がなく実績として数えられるものがなかった。オンラインでの開催の追求については、コロナ禍における欧州側において多数の参加者を募る体制を整えられず、その中でも少人数の専門家同士における意見交換という形でのオンライン交流は開催されたが、これは本測定指標の対象となる「セミナー」という形式には該当しないため、測定値としては対象が存在しない、という結果となった。

(令和2・3・4年度:欧州地域との総合的な関係強化(達成手段①))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

欧州は、我が国と自由、人権、民主主義、法の支配といった基本的価値を有しており、欧州諸国及び EU、NATO、OSCE、欧州評議会(CoE)等の諸機関と我が国は、国際社会の安定と繁栄に向けて主導的な 役割を果たすパートナーである。

我が国と欧州は、これまで幅広い分野において相互の政治対話を発展させ、定期首脳協議、閣僚レベル及び実務者レベルの協議の定期的な開催を通じ、広範な問題を話し合ってきた。また、経済分野においては、結び付きを拡大させ、多角的貿易システムを強化するとともに、投資及び貿易に関する建設的な対話を追求するために緊密に協力してきた。さらに、地球規模の問題に対処するために協力しており、欧州とインド太平洋の安全保障は不可分であり、力による一方的な現状変更は世界のどこであれ断じて許されないこと、基本的価値を共有する日 EU で「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、連携してきた。こうした相互の連携は、政治協力、貿易・投資交流、ビジネス上の協力、更に日 EU 加盟国間の交流や往来の顕著な増加等、あらゆる分野において発展してきた。欧州との連携・協力を強化していくことは、我が国の国益に合致するものであり、政治対話の実施、各種法的枠組みの構築、知的交流等を通じた、総合的な関係強化のための施策を継続していくことが必要不可欠である。基本的価値を共有する日本と EU が、ウクライナ情勢を始めとする国際社会の直面する課題に引き続き緊密に連携して取り組むことも重要である。上述のとおり、基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークを構築し、欧州地域との関係を総合的に強化するとの施策目標は妥当であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

1-1 欧州地域との政治的な対話・協力の進展 *

基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、良好な国際環境の整備に資するため、EU 及びその関連国際機関との間で、安全保障・防衛、連結性、貿易、気候変動、デジタル等の分野で協力関係を強化する。

1-2 安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化

(1) 日 NATO 関係

日 NATO 関係については、新たな日 NATO 協力文書に合意し、さらなる連携を促進する。伝統的分野にとどまらず、サイバー、重要振興技術、宇宙等の新たな安全保障分野における協力を推進する。また、人道支援・災害派遣等の分野における具体的な協力活動も推進していく。

(2) 日 OSCE 関係

OSCE の主催する理事会及び会合の機会を捉えた、OSCE 及び加盟各国等との対話を通じ、関係を強化する。また、OSCE への拠出を通じ、国際社会、特にウクライナ、中東・中央アジア及びコーカサス地域の平和と安定に貢献する。

(3) 日EU関係

日 EU 関係については、欧州とインド太平洋地域の安全保障が不可分であり、法の支配に基づく自由で開かれたインド太平洋の実現に向けて、EU を含めた同志国との連携を強化していくことは重要である。今後は、日 EU の安全保障・防衛協力についても強化し、本測定指標の目標に追加し、その取組状況を測定することとする。

1-3 欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展 *

社会保障、租税、航空等の各分野において、相手国との経済関係、我が国経済界からの要望、協定締

結・改正から生じ得る効果といった観点を踏まえ、新規に交渉を開始する国についての検討を行い、積極的に交渉を開始していく。また既に交渉を開始している協定/条約については、引き続き早期締結に向けて交渉を行い、その中でも交渉が滞っている協定/条約については、現状打開に向けて、相手国、関係省庁等と鋭意調整を行っていく。

1-4 欧州への対外発信を通じた日欧相互理解の促進

対日理解促進交流プログラム「MIRAI」について、ネットワーク構築及び日本発信の場として今後も 積極的なオンラインプログラムの実施を検討しているところ、プログラム構成やテーマの設定につき 実施団体と密に連携し検討していく必要がある。

講師派遣については、新型コロナウイルスを水際措置が緩和された状況を受けて、新しい講師の発掘の観点も取り入れて、時宜に沿った効果的な実施できるように案件の準備を進める。

セミナーについても、上記と同様の状況にあり、外務省の主催又は拠出に基づく事業としてのもののほか、ジャパンチェア等との協力によるものについても、オンライン形式も併用しつつ、対面形式の案件実施を積極的に実施できるよう準備を行っていく。

テーマにおいても、ウクライナの問題が安全保障に与える影響など、時宜を得たテーマを含める形で 我が国の政策発信ができる内容のセミナーとする。

1-5 欧州地域との協議、対話等の進展

欧州との連携・協力を強化していくことは、我が国の国益に合致するものであり、継続的に政治対話や協議を行うことは必要不可欠である。近年の国際社会の諸課題に対する日本の立場や問題意識を伝え、政務レベルとの連携強化につなげる機会としてこれらの機会を積極的に活用していく。

その観点から、政治・安全保障分野における協議・対話の実施回数について今後も目標値を定めた上で、実績を計測していく。

他方、測定指標 1-5 におけるセミナー等の開催については、本来外務省主催で実施するセミナーを計上する趣旨であったが、測定指標 1-5 で計測されるセミナーと計測指標 1-4 で計測されるセミナーの実質的な目的は同一であり、「対話等の促進(測定指標 1-5 抜粋)」を通じて「相互理解の促進(測定指標 1-4 抜粋)」が達成されるという関係であって、セミナーを二つの測定指標にあえて分割して別々に計測する必要性は薄い。さらに、セミナーという形に限定されない専門家などによる交流を通じた対外発信なども実体として存在するのであって、今後は、これらの形式も含めて、セミナー等の実施数として、全て計測指標 1-4 にて計測し、より整理・統合されて活動実態を正しく集計できる構成に改善したい。

作成にあたって使用した資料その他の情報

• 外務省ホームページ

欧州連合 (EU)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/index.html)

北大西洋条約機構 (NATO)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nato/index.html)

欧州安全保障協力機構(OSCE)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/osce/index.html)

二国間航空協定に関する日・EU 協定の署名

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009620.html)

日・クロアチア航空協定の実質合意

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009527.html)

日・ギリシャ租税条約の実質合意

 $(\texttt{https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1_001266.html})$

欧州地域との交流「MIRAI」

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/ep/page24_000530.html)

個別分野2 西欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進

施策の概要

- 1 西欧諸国との対話を継続・促進する。
- 2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を強化する。
- 3 人的・知的交流、民間交流を維持・促進する。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・第 208 回国会施政方針演説(令和4年1月17日)
- 第 208 回国会外交演説(令和4年1月17日)

測定指標2-1 政府間対話の進展 *

中期目標(--年度)

欧州が、新型コロナウイルス感染症及び関連する経済対策、ポピュリズムの台頭、中国やロシアとの関係等、様々な課題に引き続き直面する中で、政治、経済、安全保障、文化等の分野において二国間関係を一層強化し、また、国際社会の共通の諸課題に関する協力・連携を強化するため、きめ細やかに西欧各国の政府ハイレベルとの対話を実施する。

令和2年度目標

1 会談や各種大型行事等も活用した政府ハイレベル間の緊密な意思疎通を維持し、相手国との間の 幅広い協力関係を促進させる。特に、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた相手国のコミットメントを維持・強化する。特に以下を実施する。

(1) 英国

安全保障・防衛分野において、ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに、積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。EU 離脱後の日英間の経済的パートナーシップの構築を推進するとともに、英 EU 間の将来関係交渉の結果として日系企業への悪影響が最小化されるよう働きかけを行う。引き続き「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を推進する。

(2) フランス

ハイレベルでの緊密な対話を維持し、「『特別なパートナーシップ』の下で両国間に新たな地平を開く日仏協力のロードマップ (2019-2023年)」を踏まえ、安全保障・防衛を始めとした幅広い分野での議論を進展させるとともに、具体的な協力を推進する。引き続きインド太平洋における協力を推進する。

(3) イタリア

令和元年9月に成立した「五つ星運動」と民主党の連立政権との間でハイレベルでの対話等を通じて、関係構築及び強化に努める。また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、引き続き 具体的協力案件の形成に向けた連携を推進する。

(4) その他

北欧・バルト諸国等その他西欧諸国との間で、ハイレベルを含む対話を継続し、具体的協力を強化するとともに、積極的に国際課題に対処するための協力を推進する。

- 2 議員間交流等の活発な実施の継続を支援する。
- 3 招へいスキームを活用し、要人等の招へいを実現するとともに、在外公館を通じ、招へいスキーム参加者に対するフォローアップを行う。
- 4 未訪問国及び久しく政務訪問が行われていない国のハイレベルとの対話を可能な限り実現する。

施策の進捗状況・実績

1 協力関係の促進

(1) 英国

首脳レベルでは、菅総理大臣就任後の9月に首脳電話会談を実施し、英EU間の将来関係交渉が移行期間内に妥結することを求めつつ、経済分野での連携を確認したほか、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、日英の安全保障分野の協力を強化していくことで一致した。令和3年2月の電話会談では、G7及びCOP26の議長国である英国と、ポスト・コロナの国際秩序の形成や気候変動分野で国際社会をリードすべく連携していくことで一致したほか、地域情勢に係る懸念を共有し、連携を確認した。

外相レベルでは、電話会談を含め、計3回の外相会談を行った。5月の電話会談では、新型コロナウイルスへの対応において治療薬やワクチン開発等での協力を更に進展させることを確認した。6月の電話会談では、香港情勢を含む地域情勢についての連携を確認した。8月には、茂木外務大臣が英国を訪問し、ラーブ外務・開発相と会談を行い、日英安保・防衛協力が大幅に具体的進展を遂げていることを歓迎するとともに、更なる協力の推進に一致した。また、茂木外務大臣は、トラス国際貿易相との間で、6月のテレビ会談において経済パートナーシップ構築のための交渉を立ち上げ、8月の訪英時には直接協議を行った。9月のテレビ会談において大筋合意となり、10月に東京において日英EPAが署名された。さらに、令和3年2月、茂木外務大臣は岸防衛大臣と共に、ラーブ外務・開発相とウォレス国防相との間で第4回日英「2+2」をテレビ会議形式で実施した。四大臣は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、海洋安全保障を含む様々な分野において引き続き協力していくことや、経済的手段によるものを含む地域の他者に対する威圧の試みに反対することを確認したほか、英空母打撃群の東アジアを含む地域のの展開を歓迎し、この機会に共同訓練の実施等に向け調整していくことで一致した。また、令和3年3月、英国は「安全保障、防衛、開発及び外交政策の統合的見直し」を公表し、日本を「安全保障面を含め、最も緊密な戦略的パートナーの一つ」と位置付けた。

(2) フランス

首脳レベルでは、10月、菅総理大臣はマクロン大統領と首脳電話会談を実施し、共に「インド太平洋国家」として、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた協力強化を含め、二国間関係の更なる進展に向けて協力していくことを確認するとともに、拉致問題を含む北朝鮮問題への対応においても協力していくことで一致した。また、両首脳は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け協力していくことで一致した。

外相レベルでは、電話会談を含め、計3回の外相会談を行った。5月及び6月、茂木外務大臣はル・ドリアン欧州・外務相と電話会談を行い、新型コロナウイルス対応や国際場裡における協力に加え、インド太平洋における日仏協力を進めていくことを確認した。10月、茂木外務大臣はフランスを訪問し、ル・ドリアン欧州・外務相と会談及びワーキング・ディナーを実施し、新型コロナ対応やインド太平洋における二国間協力の推進、東シナ海・南シナ海や北朝鮮などの地域情勢について引き続き緊密に連携していくことを確認した。

(3) イタリア

首脳レベルでは、菅総理大臣就任後の10月にコンテ首相と首脳電話会談を実施し、新型コロナウイルス対策などで国際社会が直面する諸課題について、G7やイタリアが令和3年に議長国を務めるG20等において緊密に連携していくことで一致した。また、令和3年3月には、ドラギ首相との首脳電話会談を行い、菅総理大臣から首相就任への祝意を述べるとともに、G20サミットの成功に向けて連携することで一致したほか、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け具体的な成果につなげていきたい旨を述べ、ドラギ首相から賛同を得た。

(4) その他

4月、安倍総理大臣は、ロヴェーン・スウェーデン首相と電話会談を実施し、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を収束させるため、国際的に認知された医療先進国である両国の間で引き続き緊密に連携・協力していくこと及び基本的価値を共有する両国が様々な分野で関係を一層強化していくことで一致した。

5月、安倍総理大臣は、ベッテル・ルクセンブルク首相と電話会談を実施し、ルクセンブルクから要請があったアビガン錠の提供を含め、新型コロナウイルス対策等について意見交換を行った。同月、茂木外務大臣は、レインサル・エストニア外相、トールダルソン・アイスランド外相、ブロック・オランダ外相とそれぞれ電話会談を実施し、アビガン錠の提供を伝達するなど新型コロナウイルス対策等について意見交換を行った。さらに、茂木外務大臣は、ゴンサレス・スペイン外相と電話会談を実施し、新型コロナウイルス対応において、各国の情報・教訓・知見を共有することや、治療薬の開発に向けて協力することが重要であるとの点で一致した。

6月、菅総理大臣は、サンチェス・スペイン首相と電話会談を実施し、新型コロナウイルス対策 に関して引き続き連携・協力していくこと、また、交流を再開できる状況になった際には、二国間 関係の一層の発展に向けて協力していくことで一致した。

8月、茂木外務大臣は、コフォズ・デンマーク外相と電話会談を実施し、アビガン錠の供与や両国間の治療薬の開発協力等、新型コロナウイルス対策を始め、国際社会が直面する諸課題につき連携していくことを確認した。また、日デンマーク間の戦略的パートナーシップに基づく協力関係を強化することで一致した。

9月、茂木外務大臣は、日本の外務大臣として平成14年以来となるポルトガル訪問を実施し、レベロ・デ・ソウザ大統領へ表敬訪問したほか、サントス・シルヴァ外相と外相会談を実施した。サ

ントス・シルヴァ外相との間で、令和2年の日ポルトガル修好160周年や令和3年前半ポルトガルがEU議長国を務めることを踏まえ、二国間関係を一層強化し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を一層推進していくことで一致した。

11 月、茂木外務大臣は、ハーヴィスト・フィンランド外相と電話会談を実施し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力や、気候変動、国際保健問題等国際的な諸課題について連携していくことで一致した。同月、茂木外務大臣は、ソーライデ・ノルウェー外相と電話会談を実施し、ノルウェーが令和3年から国連安保理の非常任理事国となることも踏まえ、拉致問題を含む北朝鮮への対応等につき、一層緊密に連携していくことで一致した。また、茂木外務大臣は、コーヴニー・アイルランド外務・国防相と電話会談を実施し、国連安保理を含む国際場裡での協力やEUにおけるインド太平洋の議論において連携していくことで一致した。

12月、菅総理大臣は、ルッテ・オランダ首相と電話会談を実施し、二国間関係を一層強化するとともに、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け連携することで一致した。同月、菅総理大臣は、ソールベルグ・ノルウェー首相と電話会談を実施し、ノルウェーが令和3年から国連安保理の非常任理事国となることも踏まえ、拉致問題を含む北朝鮮への対応等で連携していきたい旨述べ、両首脳は国際場裡における連携の強化に一致した。

令和3年3月、菅総理大臣は、ロヴェーン・スウェーデン首相と電話会談を実施し、経済、気候変動、デジタル等幅広い分野で二国間関係を一層強化していくことに一致した。

2 議員間交流等

10月、リトアニアのカウナスにおける杉原千畝記念碑の除幕式において大島衆議院議長のメッセージを駐リトアニア山崎大使が代読し、中曽根日リトアニア友好議連会長のビデオ・メッセージを放映した。

3 招へい

新型コロナウイルスの影響により、対面・オンラインいずれも実施せず。令和元年度「内外発信のための多層的ネットワーク構築事業」案件について、在外公館にて PDCA シートを作成しフォローアップを実施した。

4 未訪問国等

12月、令和2年が日・アンドラ外交関係樹立25周年となることを記念し、茂木外務大臣はウバック・フォン外相との間で二国間関係強化に関する共同文書を発表した。

令和3年度目標

1 会談や各種大型行事等も活用した政府ハイレベル間の緊密な意思疎通を維持し、相手国との間の幅広い協力関係を促進させる。特に、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた相手国のコミットメントを維持・強化する。特に以下を実施する。

(1) 英国

安全保障・防衛分野において、ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに、国際的課題への対応における連携協力を推進する。日英間の経済的パートナーシップの構築を推進するとともに、英国のEU離脱による日系企業への悪影響が最小化されるよう働きかけを行う。引き続き「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を推進する。

(2) フランス

ハイレベルでの緊密な対話を維持し、「『特別なパートナーシップ』の下で両国間に新たな地平を開く日仏協力のロードマップ (2019-2023年)」を踏まえ、安全保障・防衛を始めとした幅広い分野での議論を進展させるとともに、具体的な協力を推進する。引き続きインド太平洋における協力を推進する。

(3) イタリア

令和3年2月に成立したドラギ政権との間でハイレベルでの対話等を通じて、関係構築及び強化に努める。また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、引き続き具体的協力案件の形成に向けた連携を推進する。

(4) その他

北欧・バルト諸国等その他西欧諸国との間で、ハイレベルを含む対話を継続し、具体的協力を強化するとともに、積極的に国際課題に対処するための協力を推進する。

- 2 議員間交流等の活発な実施の継続を支援する。
- 3 招へいスキームを活用し、要人等の招へいを実現するとともに、在外公館を通じ、招へいスキーム参加者に対するフォローアップを行う。
- 4 未訪問国及び久しく政務訪問が行われていない国のハイレベルとの対話を可能な限り実現する。

施策の進捗状況・実績

1 各国別実績と成果

(1) 英国

首脳レベルでは、菅総理大臣が5月に首脳電話会談を、6月にG7サミットのため訪英した際に首脳会談を実施した。岸田総理大臣は、就任直後の10月に首脳電話会談を実施した。その中で、日英安保・防衛協力が近年飛躍的に深化し、空母「クイーン・エリザベス」の日本寄港により新たな段階に入ったことを歓迎するとともに、日英円滑化協定の早期交渉妥結に向けて共に取り組んでいくことを確認した。加えて両首脳は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、引き続き緊密に連携していくことで一致した。11月のCOP26の際には岸田総理大臣が訪英し、日英首脳会談を実施した。岸田総理大臣から世界の脱炭素化を主導していく決意のもと、緊密に連携していきたい旨述べ、ジョンソン首相は同分野の日本の具体的支援を歓迎した。また、ウクライナ情勢を受けた令和4年3月のG7首脳会合に出席するためベルギーを訪問した際にも日英首脳会談を実施し、ロシアによるウクライナ侵略への対応や北朝鮮への対応等において日英間で連携することを改めて確認した。

外相レベルでは、電話会談を含め、計8回の外相会談を行った。5月には、茂木外務大臣が英国を訪問し、ラーブ外務・開発相との間で第9回日英戦略対話を実施した。「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて協力していくことを再確認しつつ、安全保障・防衛・経済安全保障分野について意見交換を行った。また、英国のEU離脱につき、日系企業にとって予見可能性と法的安定性が不可欠として英EU将来関係協定を遵守するよう求めたほか、日英EPAや英国のTPP加入申請などの経済関係、東シナ海・南シナ海、香港、新疆ウイグル自治区、ミャンマーなどの地域情勢、気候変動、新型コロナウイルス感染症対応を含むグローバルな課題についても幅広く意見交換を行った。9月9日の電話会談では、アフガニスタン情勢における連携を確認し、9月17日には、新たに就任したトラス外務・開発相との間で電話会談を行い、日英協力を一層促進していくことを確認した。また、林外務大臣も就任まもなくの11月に電話会談を行い、国際場裡での協力や地域情勢への対応も含め、幅広い分野で連携することを確認した。12月にはG7外務・開発大臣会合に出席するため林外務大臣が訪英した際に外相会談を実施し、インド太平洋地域の平和と繁栄に向けた更なる協力、英国のTPP11加入手続、地域情勢や新型コロナウイルス感染症への対応等について、幅広く意見交換を行った。また、令和4年2月にウクライナ情勢の緊迫化を受けて開催されたG7外相会合のためドイツを訪問した際にも外相会談を実施し、緊密な連携を確認した。

日 EU・EPA に代わり令和3年1月1日に発効した日英包括的経済連携協定(日英 EPA)については、令和4年2月、林外務大臣とトレビリアン国際貿易相との間で、協定発効後初となる合同委員会第1回会合を東京で対面にて開催し、協定の運用状況の確認や、日英間の貿易を一層促進するための取組について議論を行った

(2) フランス

首脳レベルでは、6月、菅総理大臣がG7サミットの機会に首脳会談を実施した。インド太平洋地域での連携強化や、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け協力していくことで一致した。7月、マクロン大統領は東京オリンピック開会式に出席するため訪日し、菅総理大臣と会談及び昼食会を実施した。インド太平洋地域や地球規模課題、経済関係等について協議し、共同声明を発出した。11月、岸田総理大臣は首脳電話会談を行い、令和4年前半のEU議長国を務めるフランスとの連携を通じてインド太平洋に係る日EU間の協力を深化させることを確認するとともに、新型コロナウイルス感染症や気候変動等の地球規模課題について意見交換をし、また中国への対応や、拉致問題を含む北朝鮮への対応についても連携を確認した。

外相レベルでは、電話会談を含め、計5回の外相会談を行った。5月、茂木外務大臣はG7外務・開発大臣会合の機会にル・ドリアン欧州・外務相と会談を行い、インド太平洋地域における協力の具体化に取り組むことを確認し、中国や北朝鮮といった地域情勢、新型コロナウイルス感染症対策や気候変動などの地球規模課題で協力することを確認した。また、東京及びパリのオリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けて連携していくことで一致した。林外務大臣は、11月に外相電話会談、12月には対面で外相会談を行い、インド太平洋における日仏、日EUの連携強化を確認した。さらに、令和4年1月には日仏外務・防衛閣僚会合(「2+2」)をテレビ会議方式で実施し、日仏両国間の安全保障・防衛協力が飛躍的に強化されていることを歓迎するとともに、インド太平洋協力、中国、北朝鮮及びウクライナを含む地域情勢等への対応について意見交換を行い、連携を促進することで一致した。

(3) イタリア

外相レベルでは、計3回の外相会談を行った。5月のG7外務・開発大臣会合、6月にイタリアで開かれたG20外相及び開発大臣関連会合の際に、茂木外務大臣とディ・マイオ外相との会談を行

い、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を確認するとともに、地域情勢や地球規模課題に対する取組について意見交換を行った。さらに、12月のG7外務・開発大臣会合の際に、林外務大臣は外相会談を実施した。安保・防衛協力の進展を歓迎し、日伊関係を一層強化することを確認するとともに、気候変動問題や新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする国際場裡での連携も強化していくことで一致した。

「自由で開かれたインド太平洋」に向けた協力に関しては、在京及び在インド・イタリア大使館のイニシアティブによる日伊印のインド太平洋に関するウェビナーを実施し、3か国の局長級が参加したほか、専門家らによる意見交換が実施された。

(4) その他

6月、G20 外相及び開発大臣関連会合の際に、茂木外務大臣はカーフ・オランダ外相と会談を実施し、オランダ独自の「インド太平洋ガイドライン」の発表、「インド太平洋における協力のための EU 戦略」の策定への積極的関与、インド太平洋に派遣される英空母打撃群へのオランダのフリゲート艦の参加等、オランダのインド太平洋への関与強化を評価し、両大臣は、インド太平洋における連携を強化していくことで一致した。

7月、茂木外務大臣はバルト三国を歴訪し、それぞれの国で外相会談を実施するとともに、各国首相に表敬訪問した。会談の中で、友好 100 周年を迎える日本とバルト三国の友好関係を確認するとともに、バルト三国の広域インフラ事業での協力、「自由で開かれたインド太平洋」の実現を始め、同志国として国際社会共通の課題について協力を促進することで一致した。

8月、菅総理大臣は、東京オリンピック競技大会閉会式に出席するために訪日したカリユライド・エストニア大統領と会談を実施し、デジタル・サイバー分野での連携や「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた連携を今後一層促進していくことで一致した。

9月、茂木外務大臣は、東京パラリンピック競技大会に出席するために訪日したスキンナリ・フィンランド開発協力外国貿易相と会談し、デジタル・サイバー分野をはじめとした二国間関係の進展を歓迎するとともに、新型コロナウイルス感染症対策、国際貿易やインド太平洋地域情勢について意見交換を行い、通商やデジタル分野を含む法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の実現の重要性について一致するとともに、そのための連携を今後更に強化していくことを確認した。

11 月、林外務大臣は、訪日したコフォズ・デンマーク外相と会談及びワーキング・ランチを行い、「戦略的パートナーシップ」を更に具体的に発展させることを目的とした「戦略的共同作業計画」の調整が進んでいることを歓迎するとともに、クリーンエネルギーとデジタル分野での両国の連携を一層促進することで一致した。また両大臣は、インド太平洋、北朝鮮、中国、北極など地域情勢について意見交換を行うとともに、気候変動をはじめとした地球規模課題への対応や軍縮・不拡散など国際場裡での連携を強化することで一致した。

12月、林外務大臣は、コーヴニー・アイルランド外務・国防相とテレビ会談を実施し、政治・経済分野等の二国間関係で連携を一層促進することや「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて同志国の連携を強化することで一致した。

令和4年2月、林外務大臣はフックストラ・オランダ外相との電話会談でインド太平洋へのオランダの関与強化を歓迎し、両大臣は「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた二国間及びEUとの連携を一層強化していくことで一致した。また、同2月にウクライナ情勢の緊迫化を受けて開催されたG7外相会合のためドイツを訪問した際に、リーメッツ・エストニア外相及びリンケービッチ・ラトビア外相とそれぞれ会談を実施し、ウクライナ情勢等に関する連携を確認した。

3月、林外務大臣はランズベルギス・リトアニア外相及びアルバレス・スペイン外務・EU・協力相とそれぞれ電話会談を、また、ヴィットフェルト・ノルウェー外相とテレビ会談を実施し、ロシアのウクライナ侵略を厳しく非難し、ウクライナや欧州のみならず東アジアや世界全体に大きな影響を与えているとの認識で一致したほか、北朝鮮への対応等地域情勢についても意見交換を行った。

2 議員間交流等

5月、中曽根日・リトアニア友好議連会長とヴァリンスカス・リトアニア・日本友好議連会長と の間でオンライン会談が行われた。

3 招へい

多層的ネットワーク構築事業の枠組みで、10月、クリスチャンセン・オーフス大学政治学部長と 日本の有識者との間でオンラインの意見交換を行い、デンマークでの日本の政策に関する発信力を 強化した。

同じく多層的ネットワーク構築事業において、令和4年2月、ハーヴィスト・フィンランドビジネス政策フォーラム(EVA、シンクタンク)研究マネージャーと日本の有識者との間でオンラインの意見交換を行い、フィンランドでの日本の政策に関する発信力を強化した。

閣僚級招へいの枠組みで、令和4年2~3月にスット・エストニア起業 IT 相のオンライン招へい

を実施し、金子総務大臣、牧島デジタル大臣とそれぞれオンライン会談を実施した。その中で、日 エストニア間でのデジタル分野での協力を強化していくことで一致した。

戦略的実務者招へいの枠組で、令和4年3月に日英若手実務者交流をオンラインで実施し、日本政府関係者によるブリーフを通じて、潜在性の高い若手研究者の対日理解を促進し、また日英研究者によるラウンドテーブルを通じて、日本の若手研究者との交流・人脈形成の場とすることができた。

4 未訪問等

7月、茂木外務大臣が、日本の外務大臣としては史上初めてエストニアとラトビアを訪問し、両 国外相とそれぞれ外相会談を実施するとともに、両国首相に表敬訪問した。

令和4年度目標

1 会談や各種大型行事等も活用した政府ハイレベル間の緊密な意思疎通を維持し、相手国との間の幅広い協力関係を促進させる。特に、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた相手国のコミットメントを維持・強化する。具体的には、以下を実施する。

(1) 英国

安全保障・防衛分野において、ハイレベルを含む対話及び条約交渉を含む具体的協力を強化することで、国際的課題への対応における連携協力を推進する。日英 EPA の着実な履行及び英国の TPP11 加入手続を含め、日英間の経済分野での連携を推進する。引き続き「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を推進する。

(2) フランス

ハイレベルでの緊密な対話を維持し、「『特別なパートナーシップ』の下で両国間に新たな地平を開く日仏協力のロードマップ (2019-2023 年)」を踏まえ、安全保障・防衛を始めとした幅広い分野での議論を進展させるとともに、具体的な協力を推進する。引き続きインド太平洋における協力を推進する。

(3) イタリア

首脳を含むハイレベルでの対話等を通じて、関係構築及び強化に努める。また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、引き続き具体的協力案件の形成に向けた連携を推進する。

(4) その他

その他西欧諸国との間で、ハイレベルを含む対話を継続し、具体的協力を強化するとともに、積極的に国際課題に対処するための協力を推進する。

- 2 議員間交流等の活発な実施の継続を支援する。
- 3 招へいスキームを活用し、要人等の招へいを実現するとともに、在外公館を通じ、招へいスキーム参加者に対するフォローアップを行う。
- 4 未訪問国及び久しく政務訪問が行われていない国のハイレベルとの対話を可能な限り実現する。

施策の進捗状況・実績

1 協力関係の促進(各国別実績と成果)

(1) 英国

首脳レベルでは、電話会談を含め、計6回の会談を行った。例えば、5月、岸田総理大臣が訪英し、ジョンソン首相と会談及びワーキング・ランチを実施し、かつてない緊密な日英間での協力を一層深化させていくこと、また、G7が結束して国際社会を主導し対露制裁やウクライナ支援に尽力していくことで一致した。9月、岸田総理大臣は、ニューヨークで行われた国連総会の際にトラス首相と首脳会談(ワーキング・ランチ)を実施し、国際社会の諸課題に共に立ち向かうことを確認し、日英間で安全保障、経済安全保障、エネルギー分野等で協力を深めていくことで一致した。同月、岸田総理大臣は、故安倍晋三国葬儀に参列するために訪日中のメイ英国元首相と会談を実施した。11月、岸田総理大臣は、スナク首相と電話会談を行い、日英部隊間協力円滑化協定(RAA)の早期署名及び次期戦闘機に関する合意に向けて協議を加速させることで一致し、英国のCPTPP加入手続についても意見交換を行った。令和5年1月に岸田総理大臣が英国を訪問し、スナク首相と会談を実施し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現やG7広島サミットの成功に向けて緊密に連携していくこと等を確認するとともに、日英RAAの署名を行った。

外相レベルでは、電話会談を含め、計6回の会談を行った。例えば、林外務大臣は4月のG7外相会合前に、トラス外相と電話会談を実施、9月、クレバリー外相と電話会談を実施、また同月、故安倍晋三国葬儀に参列するため訪日したクレバリー外相と会談を実施し、二国間関係及び国際社会が直面する課題について意見交換を行った。令和5年3月、クレバリー外相と電話会談を実施した。

(2) フランス

首脳レベルでは、6月、岸田総理大臣はマクロン大統領との間で電話会談を実施した。同月、G7エルマウ・サミットの際にドイツを訪問した岸田総理大臣は、マクロン大統領と会談を実施し、両首脳はインド太平洋、海洋、サイバー、宇宙、原子力など様々な分野において、多層的な協力を進めていくことで一致した。7月にも、岸田総理大臣とマクロン大統領との間で電話会談を実施した。9月、岸田総理大臣は、故安倍晋三国葬儀に参列するために訪日中のサルコジ・フランス元大統領と会談を実施した。11月、G20サミット公式昼食会に際し、岸田総理大臣はマクロン大統領と意見交換を実施した。令和5年1月、岸田総理大臣はフランスを訪問の上、マクロン大統領と会談(夕食会を含む。)を実施し、新しい日仏ロードマップの作成を目指すことで一致したほか、G7広島サミット、安全保障協力、地域情勢などについて意見交換を行った。

外相レベルでは、林外務大臣は5月、ドイツで行われたG7外相会合の際に、ル・ドリアン外相と会談を実施した。また、林外務大臣は、6月及び8月にコロンナ外相と電話会談を実施したことに加え、11月、ドイツで行われたG7外相会合の際に、同外相との間で会談を実施した。

(3) イタリア

首脳レベルでは、電話会談を含め、計3回の首脳会談を行った。5月には、岸田総理大臣がイタリアを訪問し、ドラギ首相と会談(ワーキング・ランチを含む。)を実施した。岸田総理大臣は、イタリアがEUのインド太平洋戦略に基づいてインド太平洋に関する文書を策定したことを評価し、両首脳は「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を進めることで一致した。9月、岸田総理大臣は、故安倍晋三国葬儀に参列するために訪日中のレンツィ・イタリア元首相と会談を実施した。同月に行われた総選挙により、10月にはイタリアでメローニ政権が発足したことに伴って、岸田総理大臣は、政権発足直後の11月には首脳電話会談を実施し、首脳間での関係構築を図った。令和5年1月には、岸田総理大臣がイタリアを訪問し、メローニ首相と会談(ワーキング・ランチを含む。)を実施し、日伊関係を戦略的パートナーシップに格上げすること、外務・防衛当局間の協議を立ち上げること等で一致したほか、日伊映画共同製作協定交渉が大筋合意に至ったことを歓迎した。

外相レベルでは、計2回の外相会談を行った。11月、林外務大臣は、バリで行われたG20外相会合の際にタヤーニ外相と外相会談を実施し、インド太平洋における協力を始め、様々な分野で日伊関係を更に強化していくことで一致した。令和5年2月、林外務大臣は、ウクライナに関する国連総会緊急特別会合の機会に外相会談を実施した。

(4) その他

4月、林外務大臣は、NATO外相会合のためベルギーを訪問した際、ウィルメス・ベルギー外相と会談を実施した。

5月、岸田総理大臣は、訪日中のマリン・フィンランド首相と会談を実施した。その際、ワーキング・ホリデー協定署名式及び共同記者発表、ワーキング・ディナーが実施され、両首脳は、ロシアによるウクライナ侵略は国際秩序の根幹を揺るがす行為であり、今ほど普遍的価値を共有する国々の結束が求められる時はないとの認識で一致した。

6月、岸田総理大臣はNATO 首脳会合に出席するためにスペインを訪問し、サンチェス・スペイン首相と会談を実施した。水素、風力発電等の再生可能エネルギー、デジタル等の分野における日本とスペインの企業間協力、また、中南米等の第三国市場における企業間連携が進むことを期待するとともに、日本・スペイン・シンポジウムを始めとする枠組みを通じて、両国間の対話・協力を強化することで一致した。また、同会合の機会に岸田総理大臣は、アンデション・スウェーデン首相と会談を行い、岸田総理大臣はスウェーデンの NATO 加盟申請という歴史的決断を支持する旨を述べた。

7月、林外務大臣はバリにて開催されたG20 外相会合の機会に、アルバレス・スペイン外相と会談を実施し、双方が首脳レベルで一致した様々な取組を強化することを確認するとともに、インド太平洋情勢について議論し、力による一方的な現状変更の試みは認められないことで一致した。また、林外務大臣は、同会合の際に、フックストラ・オランダ副首相兼外相とワーキング・ディナーを実施し、インド太平洋や、ウクライナ情勢などの地域情勢について幅広く意見交換し、緊密に連携していくことを確認した。

同月、岸田総理大臣は、訪日中のマーティン・アイルランド首相と会談及びワーキング・ランチを 実施し、日・アイルランド首脳共同声明を発表した。また、両首脳は、同共同声明に基づいて、政治・ 経済、人的交流等の分野において二国間関係を一層促進することや「自由で開かれたインド太平洋」 の実現に向けて同志国の連携を強化することで一致した。

8月、林外務大臣は、ランズベルギス・リトアニア外相と電話会談を行い、日リトアニア両国が友好 100 周年を迎える令和4年に両国の協力関係を一層強化していくことで一致した。

9月、林外務大臣は新たに就任したラビブ・ベルギー外相との間で、電話会談を実施した。両外相は、両国の協力関係を一層強化していくことで一致し、ロシアによるウクライナ侵略につき、引き続き同志国が連携して対応していくことが必要であるとの認識で一致した。

同月、国連総会出席のためニューヨーク(米国)を訪問中の林外務大臣は、ボージュ・マルタ外相と会談を実施した。両外相は、人的交流の促進を含め、二国間関係の一層の発展に共に取り組んでいくことで一致した。両外相は、日本とマルタが令和5年から安保理入りすることを見据え、国際秩序が揺らぐ中、法の支配の徹底の重要性や、安保理改革を含む国連全体の機能強化の重要性を確認した。また、同会合にて、林外務大臣はラビブ・ベルギー外相と会談を実施し、ウクライナ情勢を始めとする地域情勢について意見交換を行い、二国間関係の発展に向けた取組を進めていくことと、同志国として、東シナ海・南シナ海情勢、また、核・ミサイル問題や拉致問題を含む北朝鮮への対応において、引き続き連携していくことで一致した。

同月、岸田総理大臣は、故安倍晋三国葬儀に参列するために訪日中のラタス・エストニア国会議長と会談を実施した。林外務大臣は、同じく参列のために訪日中のフックストラ・オランダ副首相兼外相、ヴィットフェルト・ノルウェー外相、ハーヴィスト・フィンランド外相と会談を実施した。

10月、岸田総理大臣は訪日したベッテル・ルクセンブルク首相との間で首脳会談を実施した。さらに、別途訪日したシモニーテ・リトアニア首相と会談及びワーキング・ディナーを行い、戦略的パートナーシップに関する共同声明を発出して、安全保障政策対話の立上げを発表した。

12 月、岸田総理は訪日したアストリッド・ベルギー王女殿下と会談を実施した。また、林外務大臣は同月、アストリッド・ベルギー王女殿下が率いる経済ミッションに帯同して訪日した、ラビブ・ベルギー外相と外相会談を実施した。同月、岸田総理は国際女性会議 WAW! 2022 において基調講演を行うために訪日したヨハネソン・アイスランド大統領と会談を実施した。

同月、林外務大臣は、ストックホルムにおいて日・スウェーデン防衛装備品・技術移転協定が署名されたことを踏まえ、ビルストロム・スウェーデン外相と電話会談を実施した。林外務大臣から「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、日・スウェーデン及び日EU間での一層の連携を追求していきたい旨を述べた。

令和5年2月、ミュンヘン安全保障会議に出席するためにドイツを訪問した林外務大臣は、レイン サル・エストニア外相、リンケービッチ・ラトビア外相、ランズベルギス・リトアニア外相と会談を 行い、各外相は日本の新たな国家安全保障戦略を歓迎する旨を表明した。

同月、ウクライナに関する国連総会緊急特別会合に参加するために米国を訪問した林外務大臣は、アルバレス・スペイン外相と会談を実施し、同志国で結束して厳しい対露制裁と強力なウクライナ支援を継続していくことの重要性を確認した。また、東シナ海及び南シナ海情勢や経済安全保障、不透明・不公正な開発金融、北朝鮮、安保理改革などについて意見交換を行い、引き続き連携していくことを確認した。また、林外務大臣は、同会合にて、ボージュ・マルタ外相と会談を実施し、二国間の連携を一層強化することで一致し、同志国で結束して厳しい対露制裁と強力なウクライナ支援を継続していくことの重要性を確認した。さらに、林外務大臣は同会合にて、フックストラ・オランダ副首相兼外相とワーキング・ランチを実施し、ウクライナを含む様々な地域情勢や、両国間の交流について意見交換し、引き続き両国関係の深化に向けて協力していくことを確認した。

2 議員間交流等

11月、シルヴァ・ポルトガル議会議長が訪日し、衆・参両院議長と会談し、両国関係の深化及び議員交流の活発化等について意見交換を実施した。

令和5年2月、参議院の招へいでガラカーニ・ノルウェー議長が訪日し、衆・参両院議長と会談を 実施した。さらに同月、ノルウェー議会労働・社会委員会の議員一行が訪日し、議員交流を行った。

同月、衆議院の招へいでオファイール・アイルランド下院議長が訪日し、衆・参両院議長と会談を 実施した。

3 招へい

6月、外務省賓客としてランズベルギス・リトアニア外相が訪日し、鈴木外務副大臣と会談及びワーキング・ランチを実施し、松野官房長官への表敬を行った。

12月、実務訪問賓客としてアストリッド・ベルギー王女殿下がベルギー経済ミッションを率いて訪日した。

令和5年1月から2月にかけて、多層的ネットワーク構築事業の枠組みで、コヤラ・リトアニア東 欧研究所所長が訪日し、日本の有識者と意見交換を実施した。

令和5年2月、講師派遣事業の枠組みで、鶴岡慶應義塾大学准教授がダブリンを訪問し、国際欧州問題研究所(IIEA)にて講演を行い、アイルランドでの日本の政策に関する発信力を強化した。講演はオンラインも活用し100名ほどの参加を得て実施した。現地の有識者との意見交換会を2回実施した。

令和5年3月、多層的ネットワーク構築事業の枠組みで、ダウニー・アイルランド国立大学ダブリン校歴史学科教授が訪日し、日本の有識者や政府関係者との意見交換を実施し、日本の政策をインプットする機会となった。在アイルランド大使館を通じて、同教授からのアイルランドでの発信につい

て調整を行った。

4 未訪問国等

10月、岸田総理大臣は訪日したベッテル・ルクセンブルク首相との間で首脳会談を実施した。ルクセンブルクには久しくハイレベルの訪問が行われておらず、首脳レベルでは安倍総理大臣が平成27(2015)年12月に訪問したのが最後であった。対面での日ルクセンブルク首脳会談はこの際に実施して以来で、岸田総理大臣とベッテル首相との間の初めての首脳会談として、首脳間で信頼関係を構築し、二国間協力を強化するのに大いに寄与した。

令和2・3・4年度目標の達成状況:a

測定指標2-2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展 *

中期目標(--年度)

欧州が、新型コロナウイルス感染症及び関連する経済対策、ポピュリズムの台頭、中国やロシアとの関係等、様々な課題に引き続き直面する中で、政治、経済、安全保障、文化等の分野において二国間関係を一層強化し、また、国際社会の共通の諸課題に関する協力・連携して対処するため、更なる政策調整・協力を進展させる。

令和2年度目標

次官級・局長級協議の実施等を通じて、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させる。特に以下を実施する。

1 英国

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、次官級・局長級協議等において、安全保障分野を始めとする両国の首脳間・外相間の合意事項の具体化に努める。EU離脱後の日英間の経済的パートナーシップの構築を推進するとともに、英EU間の将来関係交渉の結果として日系企業への悪影響が最小化されるよう働きかけを行う。

2 フランス

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、日仏包括的海洋対話等を通じ、令和元年の「『特別なパートナーシップ』の下で両国間に新たな地平を開く日仏協力のロードマップ(2019-2023 年)」を始めとした両国の首脳間・外相間での合意事項の具体化を推進する。

3 イタリア

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、日伊次官協議や局長級協議等において、政治、経済、 文化面での協力等首脳間で合意した事項の具体化に努める。

4 その他

首脳・外相レベルの対話をフォローアップし、具体的協力を強化するとともに、小規模経済国・ 地域との経済関係の強化及び積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

1 英国

安全保障・防衛分野では、8月、海上自衛隊は英フリゲート「アーガイル」とアラビア海北部西 方海域において海賊対処共同訓練を実施した。

英国のEU離脱については、在外公館での情報収集を通じて関連動向を把握するとともに、累次の機会を通じて、日系企業への悪影響を最小限するための働きかけを継続的に実施した。

文化面では、新型コロナウイルス拡大の影響により、「日英文化季間 2019-20」関連行事の中止や延期が相次いだ一方で、ヴィクトリア・アンド・アルバート博物館「着物展」の展示やセミナー、ジャパン祭り等オンラインでの開催等も行われた。こうした状況を受けて、「日英文化季間」は令和3年末まで延長された。

2 フランス

10月、第1回日仏インド太平洋作業部会をオンラインで開催し、自由で開かれたインド太平洋を実現するための具体的な日仏協力について意見交換を行った。安全保障・防衛分野では、令和3年2月、仏海軍フリゲート艦「プレリアル」が佐世保に寄港した際、日仏米共同訓練を実施したほか、同艦は、北朝鮮籍船舶の「瀬取り」を含む違法な海上活動に対して警戒監視活動を実施した。

3 イタリア

6月、局長級でウェブ会議を実施し、新型コロナウイルスに係る情報共有や日伊ワーキング・ホ

リデー協定、アフリカにおける日伊 FOIP 協力といった二国間関係に加え、地域情勢等につき意見交換を行った。

4 その他

9月の茂木外務大臣のポルトガル訪問を踏まえ、11月、局長級で日ポルトガル政務協議を実施。 令和3年前半にEU議長国を務めるポルトガルと幅広い分野での協力を確認するとともに、地域情勢 に関する意見交換を実施した。

同月、宇山外務省欧州局長とソーアンセン・デンマーク外務審議官の間で日デンマーク政務協議を オンラインで実施し、二国間関係や「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力、国際諸課 題への対応等、幅広い分野での二国間関係の方途について意見交換を実施した。

12月、日スペイン外務次官級政務協議を実施し、二国関係や地球規模課題等、幅広い分野での協力の強化の方途について意見交換を実施した。

令和3年度目標

次官級・局長級協議の実施等を通じて、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させる。特に以下を実施する。

1 英国

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、次官級・局長級協議等において、安全保障分野を始めとする両国の首脳間・外相間の合意事項の具体化に努める。日英間の経済的パートナーシップの構築を推進するとともに、英国のEU離脱による日系企業への悪影響が最小化されるよう働きかけを行う。

2 フランス

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、日仏包括的海洋対話等を通じ、令和元年の「『特別なパートナーシップ』の下で両国間に新たな地平を開く日仏協力のロードマップ(2019-2023 年)」を始めとした両国の首脳間・外相間での合意事項の具体化を推進する。

3 イタリア

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、日伊次官協議や局長級協議等において、政治、経済、 文化面での協力等首脳間で合意した事項の具体化に努める。

4 その他

首脳・外相レベルの対話をフォローアップし、具体的協力を強化するとともに、小規模経済国・ 地域との経済関係の強化及び積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

1 英国

安全保障・防衛分野では、8月から9月にかけて英空母打撃群(CSG21)が日本に寄港し、自衛隊と日本近海や南シナ海等において各種共同訓練を実施したほか、7月と 11 月にはアデン湾において、英空母打撃群構成艦艇との間で日英米蘭4か国による海賊対処共同訓練を実施。9月に日英円滑化協定の締結に向けた交渉を開始した。

経済分野では、日英 EPA に基づいて設置された各種専門委員会及び作業部会の第1回会合を開催した。例えば、10月に貿易及び持続可能な開発に関する専門委員会第1回会合、及び貿易及び女性の経済的エンパワーメントに関する作業部会第1回会合を、11月にはサービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引に関する専門委員会第1回会合(いずれもテレビ会議形式)を開催した。

文化面では、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止・延期となる事業の増加を受け、「日 英文化季間」の関連行事を令和3年末まで延長し、大英博物館「北斎」展(令和3年9月~令和4 年1月)など多くの日本関連特別展が開催された。

2 フランス

令和4年1月、3年ぶりとなる第6回日仏外務・防衛閣僚会合(「2+2」)を開催し、安全保障・防衛協力、インド太平洋協力、地域情勢、軍縮・不拡散等について意見交換を行い、協力の一層の強化と連携の更なる促進について一致した。

安全保障・防衛分野では、令和3年5月に仏練習艦隊「ジャンヌ・ダルク」が佐世保に寄港した際に共同訓練を実施。令和3年10月には仏軍哨戒機が、また令和4年3月にはフリゲート艦「ヴァンデミエール」が、北朝鮮籍船舶の「瀬取り」を含む違法な海上活動に対して警戒監視活動を実施した。また、ジブチにおいて、仏軍も支援する AMISOM 派遣前訓練センターに対する医療機材供与支援を実施した。

3 イタリア

6月、日伊印の局長級及び専門家らとともに、インド太平洋地域の地政学をテーマとしたウェビ

ナーを実施。同地域の情勢認識を共有し、同地域の重要性を確認するとともに、伊及び印との協力 につき意見交換を行った。

4 その他

11月、山田外務審議官とリュードベリ・スウェーデン外務副大臣との間で日スウェーデン次官級協議を行い、二国間関係、日 EU 関係、国際場裡における協力、中国や北朝鮮等の地域情勢について意見交換を行った。

12月、オンライン形式で第4回日エストニア・サイバー協議を実施し、最近のサイバー環境やサイバー分野における両国の施策等について意見交換を行うとともに、国際的なプロセス、サイバー分野における日エストニア間の連携について議論を行った。

令和4年度目標

次官級・局長級協議の実施等を通じて、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させる。特に以下を実施する。

1 英国

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、各種協議等を通じ、安全保障分野を始めとする両国の首脳間・外相間の合意事項の具体化に努める。日英 EPA の着実な履行や英国の TPP11 加入手続を含め、日英間の経済分野での連携を推進する。

2 フランス

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、日仏包括的海洋対話等を通じ、令和元年の「『特別なパートナーシップ』の下で両国間に新たな地平を開く日仏協力のロードマップ(2019-2023 年)」を始めとした両国の首脳間・外相間での合意事項の具体化を推進する。

3 イタリア

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、日伊次官協議や局長級協議等において、政治、経済、文化面での協力等首脳間で合意した事項の具体化に努める。

4 その他

首脳・外相レベルの対話をフォローアップし、具体的協力を強化するとともに、小規模経済国・地域との経済関係の強化及び積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

1 英国

安全保障・防衛分野では、6月、海上自衛隊練習艦「かしま」・「しまかぜ」が英国に寄港し、大西洋において共同訓練を実施したほか、9月には英哨戒艦「テイマー」が北朝鮮「瀬取り」対処協力を実施した。11月には、英哨戒艦「スペイ」が横須賀等に寄港し、日米共同統合演習「キーンソード23」に参加した。12月に、日英伊3か国による次期戦闘機の共同開発を発表し、令和5年1月には、岸田総理大臣とスナク首相との間で日英RAAが署名された。

経済分野では、日英 EPA に基づいて設置された各種専門委員会及び作業部会を開催した。例えば、8月に、自動車及び部品に関する作業部会第1回会合、12月に、貿易及び持続可能な開発に関する専門委員会第2回会合、令和5年1月に、貿易及び女性の経済的エンパワーメントに関する作業部会第2回会合を開催した。また、CPTPP 英国加入作業部会の開催を通じ、英国の加入手続交渉が進められた結果、3月に実質的な妥結に至った。

さらに、7月に次官協議を実施し、安全保障・防衛や経済を含む幅広い分野で二国間協力を深化させ、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた連携を確認したほか、グローバルな課題についても意見交換を実施した。

11月、吉川外務大臣政務官は、英国を訪問し、ジャパン・ハウス ロンドン等を訪れ、英国内外への戦略的な対外発信の在り方等について関係者と意見交換を行った。

2 フランス

6月、第2回日仏インド太平洋部会を開催し、フランスとの間でインド太平洋地域における具体的な協力について意見交換を実施した。また、令和5年2月には、第2回日仏包括的海洋対話を実施し、日仏二国間協力に関するロードマップで設定された優先課題を見直し・強化し、また、海洋ガバナンス、環境、海洋安全保障・海上安全、経済、科学における今後の潜在的な協力分野を特定する機会とした。

安全保障・防衛分野では、8月にフランスとの間で共同訓練「オグリ・ヴェルニー」を実施した。 4月にはフリゲート艦「プレリアル」が、10月にはフランス軍哨戒機が、北朝鮮籍船舶の「瀬取り」 を含む違法な海上活動に対して警戒監視活動を実施した。

1月には、インド太平洋地域における地政学上の要衝であるフランス領ニューカレドニアに、在ヌ

メア領事務所を開設した。3月には、山田外務副大臣がニューカレドニアを訪問し、同事務所の開所式に出席したほか、フランス政府要人等と会談を実施した。

3 イタリア

7月には、森外務事務次官がイタリアを訪問し、次官協議を実施した。

令和5年1月の首脳会談で日伊両首脳が一致した、外務・防衛当局間での協議立上げや、日伊映画 共同製作協定の早期発効に向けて最終調整を進めた。

12月、武井外務副大臣は、イタリアを訪問し、イタリア外務・国際協力省及びイタリア国際政治研究所(ISPI)が共催する「第8回地中海対話」に出席した。

4 その他

4月、鈴木外務副大臣はラナ・デンマーク自治領フェロー諸島外相と会談し、協力覚書に署名する とともに、日・フェロー諸島間の協力を強化していくことを確認した。

6月、鈴木外務副大臣は訪日中のアンドレ・ポルトガル副外相と会談し、令和5年の日本・ポルトガル交流480周年を見据え、人的交流の活性化や大阪・関西万博の成功に向けて連携することで一致した。同月三宅外務大臣政務官は、第2回国連海洋会議に出席するためポルトガルを訪問し、アンドレ・ポルトガル副外相と会談し、様々な分野で二国間関係を強化することで一致した。

10月、小野外務審議官とモレノ外交長官との間で日スペイン次官級政務協議を行い、日スペイン戦略的パートナーシップに基づく二国間関係、地域情勢を含む国際場裡における協力について議論を行った。

同月、吉川外務大臣政務官はラトビアを訪問し、リンケービッチ・ラトビア外相を表敬し、ワーキング・ホリデー協定署名式を行った。吉川外務大臣政務官は、続いてエストニアを訪問し、日バルト 三国対話に出席するとともに、レインサル・エストニア外相への表敬を行った。

11月、吉川外務大臣政務官は、アイルランドを訪問し、コーヴニー・アイルランド外務・国防相への表敬等を行った。

令和2・3・4年度目標の達成状況:a

測定指標2-3 民間の人的・知的交流の進展

中期目標(--年度)

シンポジウム等を通じて、民間の人的・知的交流を推進し、二国間及び地域間の課題等に対する知見の共有を図る。

令和2年度目標

以下のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を推進する。

- 1 日英21世紀委員会
- 2 日本・スペイン・シンポジウム
- 3 杉原千畝「命のビザ」発給80周年

施策の進捗状況・実績

1 日英21世紀委員会

9月、第37回合同会議は、新型コロナウイルスを受けてオンラインで開催され、「日本、英国両国の政治・経済の現状」「パンデミック後の世界秩序」、「パンデミック後の貿易・投資」及び「グローバル・ガバナンスの能力と信頼の構築」を議題に討議が行われた。様々なレベルでの日英間の交流の促進、安全保障や貿易、保健衛生分野における協力といった政策提言が発出された。

2 日本・スペイン・シンポジウム

第21回日西シンポジウムは、新型コロナの影響で延期となった。令和3年度の実施(オンライン形式)に向け、引き続き、関係者と調整を進めている。

3 杉原千畝「命のビザ」発給80周年

9月、リトアニア政府主催で1940年の杉原千畝元在カウナス副領事による「命のビザ」発給80周年を記念した国際会議が開催され、茂木外務大臣がビデオ・メッセージを発出した。また、杉原千畝元副領事に関する展示を併設した「国際平和美術展」(京都)のにおいて、茂木外務大臣がメッセージを発出した。

11月、河津欧州局参事官が「神戸ユダヤ共同体」(神戸ジューコム)跡地案内板設置除幕式で挨拶した。

同月、ポーランド及び英国で「命のビザ」に関するシンポジウムを、ポーランドでは在ポーランド日本大使館と Instytut Pileckiego が共催で、英国では在英国大使館がジャパンハウス・ロンドンと在英国リトアニア大使館との共催で実施した。

「命のビザ」に関するロゴマーク、パンフレット及び動画を作成した。

12月、国際社会及び英国内への広報を目的に、英国の The Times 及び Financial Times に「命のビザ」に関する記事を発出した。

令和3年1月、茂木外務大臣がランズベルギス・リトアニア外相と共同でイスラエルの英字紙 Jerusalem Post に「命のビザ」に関して寄稿した。

令和3年2月、読売新聞の「命のビザ」に関する記事につき、河津欧州局参事官が取材協力した。

令和3年度目標

以下のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を推進する。

- 1 日英21世紀委員会
- 2 日本・スペイン・シンポジウム
- 3 エストニア及びラトビアとの友好 100 周年

施策の進捗状況・実績

1 日英 21 世紀委員会

令和4年3月、第38回合同会議が、新型コロナウイルス感染症を巡る状況を踏まえてオンラインで開催された。林外務大臣による冒頭挨拶に続き、「日本、英国両国の政治・経済の現状」「グローバル・ヘルス・レジリエンス」「安全保障問題」及び「国内及びグローバル経済安全保障」を議題に討議が行われた。緊迫化するウクライナ情勢を受け、特に安全保障問題については重点が置かれ、率直な意見交換がなされた。会議後には、安全保障やグローバルヘルス、経済安全保障といった分野における様々なレベルでの日英連携の強化といった政策提言が発出された。

2 日本・スペイン・シンポジウム

第22回日西シンポジウムは、新型コロナウイルス感染症の影響で延期となった。令和4年度の実施(対面形式)に向け、引き続き、関係者と調整を進めている。

12月、マドリードにおける対面形式とオンライン形式とのハイブリッドで、日本・スペイン・デジタルシンポジウム 2021 が開催され、両国の政府関係者のほか、経済界、学術・研究機関等の関係者が出席して意見交換が行われた。

3 エストニア及びラトビアとの友好 100 周年

7月、茂木外務大臣が、日本の外務大臣としては史上初めてエストニアとラトビアを訪問し、両国 外相とそれぞれ外相会談を実施するとともに、両国首相に表敬訪問した。

8月、カリユライド・エストニア大統領は、東京オリンピック競技大会閉会式に出席するために訪 日し、菅総理大臣と日エストニア首脳会談を実施したほか、レヴィッツ・ラトビア大統領夫人が東京 パラリンピック競技大会に合わせて訪日した。

エストニアでは6月から11月まで着物展を、またラトビアでは10月から12月までデジタル浮世絵展を実施したほか、11月、エストニアとラトビア両国で、オンライン形式で日本ブランド発信事業「江戸木版画」セミナーを実施するなど、新型コロナウイルス感染症による制限を受けつつも、可能な範囲で100周年の記念の文化行事を実施した。

令和4年度目標

以下のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を推進する。

- 1 日英21世紀委員会
- 2 日本・スペイン・シンポジウム
- 3 リトアニアとの友好 100 周年

施策の進捗状況・実績

1 日英21世紀委員会

令和5年1月に、対面実施は3年ぶりとなる日英21世紀委員会第39回合同会議を英国(ロンドンとノリッジ)で実施した。岸田総理が直前に訪英し日英首脳会談を実施したことにより、英側の日本に対する関心・注目度が実施年度中に最も高い時期となり、その結果、活発な議論が行われた。両国から国会議員、経済界の代表及び専門家、政策研究機関の代表、政府高官を含む41名が参加し、日英の政治、経済、安全保障上の課題、グローバルへルス、経済安全保障、グローバル・サウスの展望等、

多岐にわたるテーマについて意見交換を行った。同委員会日本側出席者はスナク英国首相への表敬に際し、新しい日英関係の発展についての提言を行い、会合最終日には同委員会による政策提言が発出された。同政策提言は、同委員会座長から、岸田総理大臣に直接提出され、民間の人的・物的交流と日英政府間の関係強化を連動させる契機となった。

2 日本・スペイン・シンポジウム

令和4年10月、第22回日本・スペイン・シンポジウムを実施した。同シンポジウムには、吉川外務大臣政務官が出席し、「国際秩序の転換期における日本・スペイン関係」をテーマに、両国の28名の専門家により、国際的な新たな地政学的環境、経済安全保障、ビジネス協力、言語の果たす役割、観光、食の6つのセッションで意見交換が行われた。開会式に加えて、経済安全保障に関するセッションでも日本側の政府関係者を登壇させることで、人的・知的交流を官民連携して推進する契機となった。また、シンポジウム実施後には、両国共同座長により、最終報告書が発出された。

3 リトアニアとの友好 100 周年

6月、外務省賓客としてランズベルギス・リトアニア外相が訪日し、鈴木外務副大臣と会談及びワーキング・ランチを行い、松野官房長官を表敬し、両国でウクライナ情勢への対応や「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、緊密に連携していくことで一致した。

8月、林外務大臣は、ランズベルギス・リトアニア外相と電話会談を行い、日リトアニア両国が友好 100 周年を迎える令和4年に両国の協力関係を一層強化していくことで一致した。

10月、岸田総理はシモニーテ・リトアニア首相と会談及びワーキング・ディナーを行い、戦略的パートナーシップに関する共同声明を発出した。

11 月、林外務大臣は、在リトアニア大使館及びリトアニア国立図書館が共催で実施した日リトアニア友好 100 周年記念行事にビデオ・メッセージを寄せるとともに、12 月、林外務大臣は、ジーカス駐日リトアニア大使に日リトアニア友好 100 周年を祝賀して、ランズベルギス・リトアニア外相宛て書簡を手交し、これらに加え、リトアニア側においては、12 月に林大臣宛ての書簡をランズベルギス・リトアニア外相が尾崎大使に手交した。また、11 月には小丸在福山リトアニア名誉総領事(福山通運株式会社代表取締役社長)一行が現地を訪問し、シモニーテ首相等への表敬等を行い、日本の経済界とリトアニアとの結び付きを象徴する訪問となった。12 月には現地紙に二国間関係についての尾崎大使寄稿が掲載され、在リトアニア大使館及びリトアニア国立図書館が共催し、杉原千畝に関するラウンドテーブル・ディスカッションを実施した。

4 その他

11月、岸田総理は日仏クラブ関係者の表敬を受け、日仏クラブを代表して、堀場議長及びアッシェンブロワ議長から岸田総理大臣に対し、日仏クラブ第 31 回総会のプレスリリースが手交された。また、12 月には、仏欧州・外務省、フランス戦略研究財団 (FRS) 及び日本国際問題研究所の共催により、第3回日仏戦略対話を実施した。同対話には、日本とフランスの有識者及び政府関係者が参加し、米中対立、インド太平洋へのウクライナ戦争の影響、海洋安全保障、核軍縮及び核不拡散について協議を行った。同対話は平成28 (2016) 年、平成29 (2017) 年に開催されて以来、5年ぶりに対面で開催された。

また、11月には、日蘭平和交流事業の枠組みで、第二次世界大戦時に日本軍に抑留されていた経験に起因して我が国に対し特別な感情を持つオランダ人2名を招へいし、オランダにゆかりのある地方を回り、地域との交流を行った。

12月には、ベネチアにて日・イタリアの経済・投資交流の促進と両国経済関係強化を目的に第32回日伊ビジネスグループ(IJBG)合同会議を3年ぶりに開催し、民間の人的・物的交流を促進する契機となった。

令和2・3・4年度目標の達成状況: a

測定指標2-4 西欧諸国の要人往来数(首脳・外相・外務省政務レベル以上)										
往訪について	中期 目標値	令	和2年度	令	和3年度	令	令和2・ 3・4年			
は、総理 大臣・外	年度	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	度目標の 達成状況		
務省政務レベル以上、	_	往来数 に加 え、往	①往訪数:3 ②来訪数:1 ③オンライ	往来数 に加 え、往	①往訪数:21 ②来訪数(オ リパラ関連	往来数 に加 え、往	①往訪数:43 ②来訪数:26 ③オンライ	а		

来訪に	来の成	ン(電話含	来の成	要人訪日を	来の成	ン(電話含	
ついて	果等も	む) :32	果等も	含む):33	果等も	む) :14	
は、国家	踏まえ		踏まえ	③オンライ	踏まえ		
元首・政	各国と		各国と	ン(電話含	各国と		
府の長・	の関係		の関係	む):17	の関係		
外相等	強化の		強化の		強化の		
	観点か		観点か		観点か		
	ら適切		ら適切		ら適切		
	な水準		な水準		な水準		

評価結果(個別分野2)

施策の分析

【測定指標2-1 政府間対話の進展 *】

欧州が新型コロナウイルス感染症及び関連する経済対策、ポピュリズムの台頭、中国との関係、ロシアによるウクライナ侵略等、様々な課題に直面する中で、日本として西欧各国との二国間関係を一層強化し、さらに、国際社会の共通の諸課題に関する協力・連携を強化することができたため、目標達成と判定した。特に「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた相手国のコミットメントを維持・強化するために、会談や各種外交行事等を活用し、各国政府ハイレベルとの緊密な意思疎通を維持し、安全保障・防衛協力を含めた幅広い協力関係を促進することができた。また、強く結束した欧州を支持するとともに、重層的かつきめ細かな対欧州外交を実施することができた。特筆すべき点は次のとおり。

(1) 英国

新型コロナウイルス感染症の影響下においても、令和2年9月の菅総理大臣とジョンソン首相との間での首脳電話会談を始め、政府ハイレベル間での緊密な意思疎通を維持した。本会談で両首脳は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、日英間の安全保障分野の協力を強化、連携していくことで一致した。こうしたモメンタムは令和2年度から4年度にかけて継続され、令和3年3月に英国が「安全保障、防衛、開発及び外交政策の統合的見直し」を公表し、日本を「安全保障面を含め、最も緊密な戦略的パートナーの一つ」と位置付けたことは、日英関係の深化を示し、大変意義深い。

日英関係の深化はこれにとどまらず、令和5年1月に岸田総理大臣が英国を訪問した際には、スナク首相との会談を実施し、日英部隊間協力円滑化協定の署名を行った。ロシアによるウクライナ侵略や、東シナ海・南シナ海における力による一方的な現状変更の試み等により、これまで築き上げてきた国際秩序が挑戦にさらされ、国際的な安全保障環境が世界各地で一層厳しくなっている中、アジア及び欧州における互いの最も緊密な安全保障のパートナーである日英が、安全保障分野の重要な協定に署名したことで、日英安全保障・防衛協力は新たな高みに引き上げられた。これにより「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた動きが更に進展することとなり、本協定の署名は特筆すべき成果といえる。

EU 離脱後の英国との経済関係についても、日英間の経済的パートナーシップの構築が推進された。 令和2年10月には、茂木外務大臣とトラス外相との間で、日英包括的経済連携協定への署名が行われ、日EU・EPAに代わる新たな貿易・投資の枠組みとして、本協定は令和3年1月1日に発効した。 また、令和5年3月には英国のCPTPPへの新規加入交渉に関して、実質的な妥結に至った。

これらの各種協定は、累次にわたる日英首脳・外相会談等、日英両政府ハイレベル間での緊密な意思疎通の成果であり、日英二国間関係はあらゆる分野で一層強化された。

(2) フランス

新型コロナウイルス感染症の影響下においても、令和2年10月の菅総理大臣とマクロン大統領との間での首脳電話会談を始め、政府ハイレベル間での緊密な意思疎通を維持した。令和3年6月には菅総理大臣がG7コーンウォール・サミットの機会に、マクロン大統領と対面で首脳会談を実施し、インド太平洋地域での連携の強化で一致した。令和3年7月には、菅総理大臣は東京オリンピックの機会に、日本においてマクロン大統領と対面で首脳会談を実施し、両首脳はインド太平洋地域や地球規模課題、経済関係等について協議し、その成果は共同声明の発出に結実した。

岸田総理大臣が就任してからも、首脳レベルでの意思疎通は緊密に維持された。令和3年11月には 岸田総理大臣とマクロン大統領が首脳電話会談を実施し、令和4年前半のEU議長国を務めるフランス との連携を通じ、インド太平洋に係る日EU間協力を進化させることを確認した。令和4年6月には、 日仏首脳電話会談が実施されたほか、G7エルマウ・サミットの際にも日仏首脳会談が実施され、両 首脳がインド太平洋、海洋、サイバー、宇宙、原子力など、様々な分野において多層的な協力を進めて いくことで一致したことは、大きな成果である。7月にも、日仏首脳電話会談が実施された。

首脳間関係の緊密化に伴い、外相間の関係も会談等を通じて強化し、特に、令和4年1月の第6回 日仏外務・防衛閣僚会合(「2+2」)では、日仏間の「特別なパートナーシップ」の重要性を再確認 し、インド太平洋での協力を一段と高いレベルに引き上げることで一致した上で、共同声明を発出し た。

その他、累次にわたる日仏首脳・外相レベルの意思疎通が、継続的かつ効果的に実施され、それらは、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けたフランスのコミットメントを維持・強化するために大いに寄与した。EU は、令和3年9月に「インド太平洋戦略に関する共同コミュニケーション」を発表したが、EU のインド太平洋戦略策定にフランスが大きく貢献したことは、正に同国による「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けたコミットメントであり、大変有意義であった。

(3) イタリア

新型コロナウイルス感染症の影響下においても、政府ハイレベル間での緊密な意思疎通を維持した。コンテ政権下、令和2年10月に菅総理大臣とコンテ首相が両国の緊密な連携を確認したことに加え、令和3年2月にイタリアでドラギ政権が発足した後も、同年3月に菅総理大臣とドラギ首相との間で日伊首脳電話会談が実施された。同会談で菅総理大臣が「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け具体的な成果につなげていきたい旨を述べ、ドラギ首相からこれに対して賛同を得たことは、首相交代というイタリアの政局変化の中においても、日伊両国の協力関係を不断に深化させるという点で意義深い。

ドラギ政権下では、令和4年5月に岸田総理大臣がイタリアを訪問し、ドラギ首相と会談及びワーキング・ランチを実施した。イタリアは本会談に先立ち、EUのインド太平洋戦略に基づいてインド太平洋に関する文書を策定しており、両首脳は「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を進めることで一致した。イタリアの「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けたコミットメントを強化する観点から、本会談に至るまでの日本の働き掛けが一定の効果を持って表れたと評価し得る。

令和4年10月にイタリアにおいてメローニ政権が発足した後も、日伊両政府の緊密な意思疎通は維持され、協力関係は強化された。特に令和5年1月に岸田総理大臣がイタリアを訪問した際に、メローニ首相と会談及びワーキング・ランチを実施し、日伊関係を戦略的パートナーシップに格上げすることで一致できたことは、日伊両政府の外交努力の積み重ねが結実した大きな成果である。

(4)上記以外の西欧諸国

新型コロナウイルス感染症の影響下においても、各国政府ハイレベル間との緊密な意思疎通を維持した。令和2年度はオンラインを主とする手段で会談等の機会を積極的に追求し、令和3年度、令和4年度にかけては、東京2020年オリンピック・パラリンピックや故安倍晋三国葬儀等の大型行事の機会も捉えつつ、オンライン、対面形式の両方を活用しながら、各国との二国間関係を強化した。

令和4年12月にはアストリッド・ベルギー王女殿下が実務訪問賓客として、ベルギー経済ミッションを率いて来日した。本経済ミッションの来日に際して、岸田総理大臣とアストリッド王女殿下との会談が実施されたほか、日・ベルギー外相会談が行われた。本ミッションは約600名から成り、経済ミッション史上2位の規模で、経済分野における両国関係を一層発展させていく上で大きな意義を持ったと評価し得る。

令和2年11月、オランダは「インド太平洋:アジアのパートナー諸国とのオランダ及びEUの協力強化に向けたガイドライン」を発表した。同国はEU内でのインド太平洋に関する議論を仏独とともにリードしており、令和3年9月には海軍フリゲート艦が英空母打撃軍の一部として日本に寄港している。このように近年、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けたオランダのコミットメントは維持・強化されており、このような動きは日オランダ両政府の外交努力の積み重ねが結実したものである。さらに、令和5年2月に日オランダ外相ワーキング・ランチが実施された際に、林外務大臣からフックストラ外相に対して、一層厳しさを増す国際安全保障環境を踏まえ、我が国が昨年末に新たな国家安全保障戦略を策定したことについて説明し、フックストラ外相から同戦略への支持が表明されたことは意義深い。

北欧・バルト諸国との政府ハイレベルでの対話は近年ますます活発になった。令和3年7月には茂木外務大臣がエストニア、ラトビア、リトアニアを訪問した。エストニアとラトビアは日本の外務大臣として史上初めての訪問となり、茂木外務大臣と3か国の各外相との間で実施された外相会談において、各外相から「自由で開かれたインド太平洋」の実現への力強い支持が表明されたことは大きな成果である。ロシアによるウクライナ侵略を受け、北欧・バルト諸国による安全保障政策の構造的転換は、長期にわたり同国の対外関係・日本との協力関係に影響を及ぼす見込みであり、そのような状況下で同国との要人往来を継続的かつ増加的に実施できたことは意義深い。

(令和2・3・4年度:西欧諸国との二国間協力推進経費(達成手段①))

【測定指標2-2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展 *】

首脳・外相レベルでの政府間対話の進捗を踏まえ、各国との間で、政務局長協議、外務・防衛当局協議等を実施し、二国間及び国際社会共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させ、首脳・外相レベルでのコミットメントの具体化を進めることができたため、目標達成と判定した。特筆すべき点は次のとおり。

1 英国

日英の安全保障・防衛分野での具体的な協力は一層進展した。令和3年8月から9月にかけて、英空母「クイーン・エリザベス」を含む英空母打撃群(CSG21)が日本に寄港し、自衛隊と日本近海や南シナ海等において各種共同訓練を実施した。令和4年6月、海上自衛隊練習艦「かしま」・「しまかぜ」が英国に寄港し、大西洋において、共同訓練を実施したほか、令和4年11月には、英哨戒艦「スペイ」が横須賀等に寄港し、日米共同統合演習「キーンソード23」に参加した。

加えて、令和2年8月に海上自衛隊が英フリゲート「アーガイル」とアラビア海北部西方海域において海賊対処共同訓練を実施し、翌年の令和3年7月と11月にはアデン湾において、英空母打撃群構成艦艇との間で日英米蘭4か国による海賊対処共同訓練を実施した。日英は一連の継続的な共同訓練・共同演習を通して、累次にわたり積み重ねた政府ハイレベル間での対話を基礎に、安全保障・防衛協力の具体化を着実かつ効果的に推進した。

令和4年12月に、日英伊3か国による次期戦闘機の共同開発を発表したことは、安全保障・防衛協力の観点から大きな成果となった。本発表において「グローバル戦闘航空プログラムに関する共同首脳声明」が発出され、日英伊3か国首脳は法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を擁護することにコミットし、信頼に足る抑止力により裏打ちされ強化された、強固な安全保障・防衛パートナーシップが必要であるとの認識を示した。「グローバル戦闘航空プログラム(Global Combat Air Programme (GCAP))」は正に日英伊の協力関係の具体的な進展であり、特筆に値する。

EU 離脱後の英国との経済関係についても、日英間の経済的パートナーシップの構築の推進に向けて、政策調整・協力が進展した。令和3年度には、日英 EPA に基づいて設置された各種専門委員会及び作業部会の第1回会合が開催され、関係省庁も含んだ日英両国の実務者間での協議が実施されたことは意義深い。日英 EPA に基づいて設置された各種専門委員会及び作業部会は、令和4年度にも引き続き実施され、継続的な政策調整・協力が進展していることは有益である。また、令和5年3月には英国のCPTPPへの新規加入交渉に関して、実質的な妥結に至った。

さらに、令和4年7月及び令和5年1月に次官協議を実施したことは「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、英国のコミットメントを維持・具体化する上で意義深い。令和5年1月の日英首脳会談では、岸田総理から、欧州とインド太平洋の安全保障は不可分であり、英国のインド太平洋への「傾斜」を支持している旨述べ、スナク首相から、英国のインド太平洋地域へのコミットメントが改めて示された。

2 フランス

令和3年2月に仏海軍フリゲート艦「プレリアル」が佐世保に寄港し、令和3年5月には仏練習艦隊「ジャンヌ・ダルク」が同地に寄港した。いずれの機会においても、日仏両国は共同訓練を実施した。さらに、令和4年8月にはフランスとの間で共同訓練「オグリ・ヴェルニー」が実施され、具体的な安全保障・防衛協力が進展した点は重要である。加えて、令和3年10月には日仏外務・防衛当局間(PM)協議が開催され、安全保障・防衛協力や地域情勢等、幅広い事項について意見交換が行われた。日仏両国間で安全保障・防衛分野での政策調整・協力を進展させる上で、本協議は実務的に大きな意義を持った。

また、二国間の安全保障・防衛協力のみならず、インド太平洋地域での安全保障環境や海洋秩序等国際社会共通の課題について、令和2年10月には第1回日仏インド太平洋作業部会、令和4年6月には第2回日仏インド太平洋作業部会を開催し、フランスとの間でインド太平洋地域における具体的な協力を幅広く意見交換できたことは大きな成果となった。さらに、令和5年2月には、第2回日仏包括的海洋対話を実施し、日仏二国間協力ロードマップで設定された優先課題を見直し、強化し、また、海洋ガバナンス、環境、海洋安全保障・海上安全、経済、科学における今後の潜在的な協力分野を特定する機会としたことは、日仏両国の首脳間・外相間での合意事項を具体化する上で、非常に意義深かった。

3 イタリア

新型コロナウイルス感染症の影響下においても、首脳・外相レベルでの政府間対話の進捗を踏まえ、イタリア政府との間で、次官協議や局長級協議等を含む事務方での協議を継続的に実施した。第三国における両国間の協力や、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けたイタリアのコミットメントの維持・強化、ロシアによるウクライナ侵略を始めとする地域情勢について意見交換を行い、首脳・外相間での議論を具体化することができた。

このような中で、令和5年1月の日伊首脳会談で、両国間の関係を「戦略的パートナーシップ」に引き上げ、外務・防衛当局間の協議を立ち上げることで一致できたことは、日伊二国間及び国際社会共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させる観点から有意義であった。

4 上記以外の西欧諸国

ポルトガルとの関係では、令和5年の日本・ポルトガル交流 480 周年を見据え、二国間関係の協力が推進された。令和4年6月、鈴木外務副大臣は訪日中のアンドレ・ポルトガル外務副大臣と会談し、人的交流の活性化や大阪・関西万博の成功に向けて連携することで一致した。さらに同月、三宅外務大臣政務官は、第2回国連海洋会議に出席するためポルトガルを訪問し、アンドレ・ポルトガル外務副大臣と会談し、様々な分野で二国間関係を強化することで一致した。これにとどまらず、日本・ポルトガル交流 480 周年を迎え、両国の交流を促進していくことで一致するなど、令和5年の周年事業に向けた準備を進めることができたことは意義深い。

また、令和4年4月、鈴木外務副大臣はラナ・デンマーク自治領フェロー諸島外相と会談を行い、 日・フェロー諸島間の協力を強化していくことで一致した。本会談にて両大臣は協力覚書に署名し、貿 易及び投資の促進、観光、教育及び文化等の分野における人的交流の促進、税関協力、姉妹都市間の交 流の促進及び拡大、海洋学、気候問題、再生可能エネルギー等、両政府の相互の関心分野における学術 研究協力の推進等で一致したことは大きな成果となった。小規模経済国・地域との経済関係の強化及 び積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する観点から有意義であった。

加えて、令和4年10月、ラトビア・リガにおいて、吉川外務大臣政務官とクリスタプス・エクロンス・ラトビア内相との間でワーキング・ホリデー協定署名式が行われたことも大きな成果となった。首脳・外相レベルの対話をフォローアップし、ハイレベルで一致した事項を着実に具体化し、実現した。(令和2・3・4年度:西欧諸国との二国間協力推進経費(達成手段①))

【測定指標2-3 民間の人的・知的交流の進展】

日英 21 世紀委員会、日本・スペイン・シンポジウム等を始めとするシンポジウム等を通じ、民間の人的・知的交流及び地域間の課題等に対する知見の共有を図ることができたため、目標を達成したと判定した。特筆すべき点は次のとおり。

1 シンポジウム等

日英21世紀委員会は、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、令和2年9月及び令和4年3月に第37回及び第38回合同会議がそれぞれオンラインで実施された。令和5年1月には対面形式としては3年ぶりに、第39回合同会議が英国で実施された。第39回合同会議の直前に岸田総理が訪英し日英首脳会談を実施したことにより、英側の日本に対する関心・注目度が実施年度中に最も高い時期となり、その結果、活発な議論が行われた。日本側出席者はスナク英国首相への表敬に際し、新しい日英関係の発展についての提言を行い、同委員会による政策提言が同委員会座長から岸田総理大臣に提出され、民間の人的・物的交流と日英政府間の関係強化を連動させる契機となった。

日本・スペイン・シンポジウムは、第22回が新型コロナウイルス感染症の影響で延期となったが、 日スペイン両国の官民双方における交流は両国の友好関係を支える基盤となるという考えから、実現 に向けて、粘り強く調整を続けた。その結果、令和3年12月にはマドリードにおいて、対面形式とオ ンライン形式とのハイブリッドで行う中間会合として、日本・スペイン・デジタルシンポジウム 2021 が開催された。さらに、令和4年 10 月には京都にて、第 22 回日本・スペイン・シンポジウムを3年 ぶりに開催し、両国の有識者により有意義な意見交換が行われた。特に3年ぶりの開催となった第 22 回シンポジウムにおいては、吉川外務大臣政務官及びアンヘレス・モレノ外交・グローバル問題担当長 官が、それぞれ両政府を代表して出席したほか、共同座長である佐藤義雄・住友生命保険相互会社特別 顧問及びジュゼップ・ピケ西日財団理事長(元外相)を始めとする民間企業関係者や学術関係者の出席 を得て、「国際秩序の転換期における日本・スペイン関係」のテーマの下、「国際的な新たな地政学的環 境:明日の世界における日本とスペイン」、「経済安全保障:不確実性の中でのバリューチェーンの強 化」、「今後の経済におけるビジネス協力」、「言語の果たす役割:スペインにおける日本語、日本におけ るスペイン語」、「観光: 両国におけるコロナ後を見据えた観光振興」、「食: 相互理解の促進を後押しす る両国の食文化とそのインパクト」の6つのセッションが設けられ、計約200名の両国の専門家間で 幅広い分野に関する議論が行われた。国際経済(経済安全保障)に関するテーマのセッションでは、日 本側にも政府関係者をパネリストとして登壇させることで、日本の外交政策についてもアピールする 機会を設けた。関係者から、内容面でも過去最高のシンポジウムであったとのコメントがあったほか、 前回の日本開催時には、スペインにおいて本件シンポジウムに関する報道は見られなかったが、今回 のシンポジウムの実施は、スペインの主要紙等(EFE 通信、エル・ディアリオ紙、ディプロマット・ス ペイン紙)で報道され、大きな注目を集めるに至った。シンポジウムの成果は最終報告書にまとめられ ており、官民双方における交流を大きく促進する契機となった。新型コロナウイルス感染症の世界的 な拡大により開催が延期されてきたため、前回開催以来3年ぶりとなったが、6月の日スペイン首脳会談、7月の日スペイン外相会談においても、日スペイン・シンポジウムを始めとする枠組みを通じて、両国間の対話・協力を強化することで一致しており、首脳・閣僚間のやり取りを具現化する成果となった点は、これまでのシンポジウムとは異なり、特筆に値する。

2 周年事業

令和2年の杉原千畝「命のビザ」発給80周年、令和3年のエストニア及びラトビアとの友好100周年、令和4年のリトアニアとの友好100周年が周年事業として実施され、これらに際しては、両国国民に訴求する広報文化活動が積極的に行われたのみならず、当該国とのハイレベルな要人往来、関連行事の実施等が行われた。10月には、岸田総理がシモニーテ・リトアニア首相と会談及びワーキング・ディナーを行い、戦略的パートナーシップに関する共同声明を発出した。リトアニアとの関係でこのようなハイレベルの訪問が連続して実施された例はなく、友好100周年に当たる年ならではの外交成果と評価でき、特筆に値する。友好100周年の機会に外相及び首相が相次いで訪日したことは、二国間関係の強化を強く印象付けることとなった。

11 月、林外務大臣は、在リトアニア大使館及びリトアニア国立図書館が共催で実施した日リトアニア友好 100 周年記念行事にビデオ・メッセージを寄せるとともに、12 月、林外務大臣は、ジーカス駐日リトアニア大使に日リトアニア友好 100 周年を祝賀して、ランズベルギス・リトアニア外相宛て書簡を手交し、これらに加え、リトアニア側においては、12 月に林大臣宛ての書簡をランズベルギス・リトアニア外相が尾﨑大使に手交した。また、11 月には小丸在福山リトアニア名誉総領事(福山通運株式会社代表取締役社長)一行がシモニーテ首相への表敬を行ったが、リトアニア首相が、名誉総領事の任命を受けているとはいえ、我が国の一企業人の表敬を受けるのは異例の厚遇であり、正に友好 100 周年に当たる年だからこそ実現した民間の人的交流の特別な成果であると評価される。

3 その他

当初の目標以外にも、日仏クラブ関係者の岸田総理表敬(11月)、仏欧州・外務省、フランス戦略研究財団(FRS)及び日本国際問題研究所の共催による第3回日仏戦略対話の実施(12月)、日蘭平和交流事業の枠組みにより、第二次世界大戦時に日本軍に抑留されていた経験に起因して我が国に対し特別な感情を持つオランダ人2名を招へい(11月)、日・イタリアの経済・投資交流の促進と両国経済関係強化を目的とした第32回日伊ビジネスグループ(IJBG)合同会議の実施(11月)等により、民間の人的・物的交流を促進する契機となった。

これらの活動により、各国国民を含め幅広い対象に対して、二国間関係への関心を惹起し、関係強化のための裾野の広い政策効果を得ることができ、大変有意義であった。

(令和2・3・4年度:西欧諸国との二国間協力推進経費(達成手段①))

【測定指標2-4 西欧諸国の要人往来数(首脳・外相・外務省政務レベル以上)】

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、要人往訪数と来訪数が落ち込んだ一方で、主にオンライン(電話を含む。)による要人間コミュニケーションが積極的に実施された。令和3年度は、オンラインによるコミュニケーションを継続するとともに、マルチの外交行事のフリンジでの会談等を通じて対面での往来を増加させたほか、令和4年度には、ロシアによるウクライナ侵略などを受け、国際的な安全保障環境が厳しさを増す中、日本と西欧諸国との間の連携を強化する必要性が高まった結果、積極的に往来機会を設定し、対面での要人往来数を飛躍的に増加させるに至った。前回評価時は3年間合計で、往訪67回、来訪57回であったが、今回評価時はコロナ禍の制約の中でも往訪67回、来訪60回とほぼ同水準を達成し、63回のオンライン又は電話会談機会も活用し、効果的に意思疎通することができた。

例えば、令和4年5月には総理がイタリア、英国を訪問し、G7始め国際社会が結束・連携して強力な対露制裁及びウクライナ支援を続けていくことを改めて確認したほか、令和5年1月にも総理はフランス・イタリア・英国を訪問し、日本の国家安全保障戦略に関して理解を得るとともに、我が国が議長を務めるG7広島サミットに向けた連携を確認した。特に、フランスとは日仏協力に関する新たなロードマップの作成や本年前半の「2+2」実施で一致し、イタリアとは二国間関係を「戦略的パートナー」に格上げし、英国とは部隊間協力円滑化協定(RAA)の署名を行うなど、二国間関係の強化につながる具体的な成果を実現することができた。

感染症の影響下で国際社会の環境変化に順応して、対面での要人往来に代わる手段としてのオンラインでの会談・協議が大幅に増加させることができ、また、感染症の影響が徐々に収まる中で再度対面での往来を活発化させるとともに、新たに活用しつつあったオンラインでの会談・協議を組み合わせて効果的にハイレベルでの意見交換を行うことができた上、これらを通じた具体的な成果が見られたことから、評価期間にわたり継続的に、各国との関係強化の観点から適切な水準を維持することができたため、目標達成と判定した。

(令和2・3・4年度:西欧諸国との二国間協力推進経費(達成手段①))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む。)】

日本を取り巻く安全保障環境は引き続き大変厳しい状況にあり、国際社会におけるパワーバランスのかつてないほどの変化や技術革新の急速な進展等により、グローバル及び地域における安全保障環境に大きく複雑な影響が出ている。このような中で、令和4年2月に開始された、ロシアによるウクライナ侵略により、力による一方的な現状変更を認めないとの国際社会の基本原則が挑戦を受けている。また、グローバル化の進展への反動が広がり、これまで自由貿易の恩恵を受けていた国々の中でも保護主義・内向き志向が顕著となっている。

このような状況を踏まえ、西欧諸国は、我が国と自由、民主主義、人権、法の支配といった基本的価値を共有するパートナーであり、西欧諸国との間で対話、政策調整、人的・知的交流を通じて、政治・経済を始めとする緊密な関係の維持・強化は、我が国にとり重要である。また、共通の課題に関する協力関係を継続・促進することも必要不可欠であり、今後ともこれらの達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

2-1 政府間対話の進展 *

上記の施策の分析のとおり、首脳間対話の効果が非常に高かったことから、今後も引き続き重点を置いて取り組む。特に、「自由で開かれたインド太平洋」の実現のための協力等、日本が重視する政策については、ハイレベルでの積極的な働き掛けを行っていく。また、二国間関係のみならず、ロシアによるウクライナ侵略や国際社会の諸課題に対して、協力して対応していくことを確認する。また、政府ハイレベルが未訪問である国や、政務訪問があまり行われていない国との対話にも積極的に取り組む。

2-2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展 *

上記の施策の分析のとおり、局長級会合等事務レベルでの協議の推進は、首脳・政務レベル等で一致 した事項を含め、西欧各国との協力を具体化する観点から効果が高かったことから、今後も引き続き 重点を置いて取り組む。今後とも、中期目標の実現に向け、一層緊密な協力関係を構築すべく、政策調 整・協力を進展させる。

2-3 民間の人的・知的交流の進展

上記の施策の分析のとおり、周年事業を含め、シンポジウム等を通じた人的交流の深化の効果が高かったことから、今後も引き続き重点を置いて取り組む。今後とも中期目標の達成に向け、民間の人的・知的交流を推進する。

2-4 西欧諸国の要人往来数(首脳・外相・外務省政務レベル以上)

上記の施策の分析のとおり、より緊密な二国間関係構築のためには要人往来の増加は重要である。 今後とも、過去の平均値を目安に可能な限り高い目標を設定し、その実現に努める。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ

欧州

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/europe.html)

• 令和5年版外交青書(外交青書2023)第2章 第5節 欧州

個別分野3 中・東欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進

施策の概要

- 1 政府ハイレベル及び事務レベルの対話を継続・促進し、政治、経済等幅広い分野における協力を 強化する。
- 2 シンポジウム等を通じて人的・知的交流、経済分野を含む民間交流を維持・促進する。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・第 208 回国会施政方針演説(令和4年1月17日)
- 第 208 回国会外交演説(令和4年1月17日)

測定指標3-1 政府間対話の進展 *

中期目標(4年度)

欧州が英国のEU離脱、域内経済格差、ポピュリズムの台頭、移民・難民、新型コロナウイルス感染症対応等の課題に直面する中、政治・経済等の分野において二国間関係を一層強化し、また、東アジア及び国際社会の諸課題に関する協力・連携を強化するため、中・東欧諸国との間で政府ハイレベルの対話を実施する。

令和2年度目標

1 ドイツ

英国のEU離脱により欧州で一層存在感を高め、また、令和2年後半にはEU議長国を務めるドイツと、二国間関係の強化にとどまらず、北朝鮮や中国を始めとする東アジア情勢や国際社会の諸課題に対処するため、引き続き頻繁な政府ハイレベルの会談等を通じて協力を推進する。

2 ウクライナ

東部・クリミア情勢、ウクライナ国内情勢をフォローし、ウクライナ政府との安定的で良好な関係を維持する。政府ハイレベル間の交流等を通じて、両国関係の深化を図るとともに、ウクライナの安定化に向け同国の改革努力を支援していく。

3 西バルカン諸国

国際社会の責任あるプレイヤーとして、欧州全体及び国際社会の安定に影響する西バルカン地域の安定と発展に向けた取組を実施・支援し、強く結束する欧州を支持する日本の姿勢を示しつつ、政府間対話の更なる活発化を進めていく。

4 V 4 諸国 (チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア)

共通の課題に取り組むパートナーであるV 4諸国との協力関係を拡大するため、二国間及び「V 4 + 日本」の枠組みでの政府ハイレベル間の対話を促進するとともに、V 4 各国との政治、経済、文化等の分野における関係の更なる深化を目指す。令和元年の日・ポーランド国交樹立 100 周年、日・ハンガリー外交関係開設 150 周年、令和 2 年の日・チェコ、日・スロバキア交流 100 周年という節目の年を連続して迎えるV 4 諸国と、周年のモメンタムをいかして幅広い分野での進展及び人的交流の拡大を目指す。

施策の進捗状況・実績

新型コロナウイルス感染症の流行とそれに伴う各国および日本での水際対策の強化により、対面での要人往来は全面的な見直しを余儀なくされた。

1 ドイツ

新型コロナウイルスの影響により、要人往来が大幅に制限された結果、対面での会談が行われず、2度の首脳会談及び1度の外相会談はすべてオンライン形式での実施を余儀なくされた。また、例年相互開催されている日独フォーラムは延期となった。外相テレビ会談では9月にドイツが、インド太平洋における航行の自由、法の支配、連結性といった理念の重要性を強調する「インド太平洋ガイドライン」を閣議決定したことを受け、茂木外務大臣から、この決定を高く評価する旨述べ、両大臣は「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け連携を強化していくことで一致した。

2 ウクライナ

新型コロナウイルスの感染拡大が深刻化する中、東部・クリミア情勢解決に向けたウクライナの努力を支持し、G7を始めとする各国との連携を重視しつつ政策調整を行った。また、平成26(2014)年のウクライナ情勢悪化以降に我が国が積極的にウクライナ国内改革を支持してきたことを背景

に、G7大使「ウクライナ・サポート・グループ」の枠組みを活用し、ウクライナにおける感染症対策や保健分野を優先しつつ、司法改革・汚職対策・経済問題への対応等を継続し、ウクライナ政府幹部とも頻繁な意見交換を行った。

3 西バルカン諸国

欧州では感染状況が深刻化し、西バルカン諸国において我が国は在外公館を通じて、各国の水際対策、医療状況、ワクチン確保状況等についての情報収集を実施した。欧州の中でも特に医療体制が脆弱な地域にあって、現地在留邦人や渡航者に向けた情報提供が重要となったが、施策は頻繁に変更され、情報整理は困難を極めた。同諸国の社会経済安定化支援の一環として西バルカン諸国において必要とされる医療支援のため、アルバニア、北マケドニア、コソボ、セルビア、及びボスニア・ヘルツェゴビナにおいて新型コロナウイルス治療薬として期待されているアビガンの治験を目的とする供与を行い、各国のハイレベルから高い評価を受けた。

4 V4諸国(チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア)

ポーランドとの間では、4月に外相電話会談を行い、令和2年1月のモラヴィエツキ首相訪日の成果をフォローアップしていくことを確認したほか、12月に宇都外務副大臣とヤブウォンスキ・ポーランド外務次官との間で電話会談を行い、7月からV4議長国を務めるポーランドの間で緊密に協力していくことで一致した。

ハンガリーとの間では、5月に外相電話会談を行ったほか、令和3年3月にはシーヤールトー外務貿易相が訪日し、東京で外相会談を行った。同会談では、地域や国際社会が直面する諸課題について連携していくことで一致し、同年7月からV4議長国に就任するハンガリーとの間で「V4+日本」協力を一層推進していくことで合意した。

チェコ及びスロバキアとの間では、「日本・チェコ交流 100 周年」及び「日本・スロバキア交流 100 周年」を迎えたが、現地の感染症の状況を受けた規制等により、予定されていた文化関係者が渡航できず、また時期によっては実施に大きな制約を受けた。規模を縮小しつつも、チェコ上院における狂言公演(少人数を招待した屋外での公演に加え、ライブストリーミングも実施)、スロバキア外相の参加も得た桜植樹事業(非オンライン)等両国で可能な行事を開催し、両国の相互理解が深まった。スロバキアとの間では、12 月に中西外務大臣政務官とクルス・スロバキア副外務・欧州問題相との間でテレビ会談を行い、これまでの要人往来や今回の周年事業等により、二国間関係強化の機運が高まっていることを確認した。V4全体との関係では、V4が令和3年2月に発足30周年を迎えたことを踏まえ、茂木外務大臣発V4各国外相宛祝辞を発出し、双方において「V4+日本」協力の一層の強化が確認された。

5 その他特記事項

クロアチアとは外相電話会談(7月)を実施し、令和2年前半のEU議長国を務めた同国と、西バルカン諸国の欧州統合プロセスについて協議した。ルーマニアとも外相電話会談(10月)を行い、令和3年に迎える外交関係樹立100周年に向けあらゆる分野における関係を着実に強化していくことを確認した。

令和3年度目標

1 ドイツ

新型コロナウイルスの感染状況改善を見据えて、対面での交流の再開を目指す。特に、英国のEU離脱により欧州で一層存在感を高め、「インド太平洋ガイドライン」発表など、インド太平洋地域への関心の高まりが見られるドイツと、二国間関係の強化にとどまらず、北朝鮮や中国を始めとする東アジア情勢や国際社会の諸課題(ポスト・コロナの国際秩序に係る議論を含む)に対処するため、引き続き頻繁な政府ハイレベルの会談等を通じて協力を推進する。

2 ウクライナ

東部・クリミア情勢、ウクライナ国内情勢をフォローし、新型コロナ感染症の状況を踏まえた対面での二国間対話の再開・拡大の可能性を追求しつつウクライナ政府との安定的で良好な関係を維持する。政府ハイレベル間の交流等を通じて、両国関係の深化を図るとともに、ウクライナの安定化に向け同国の改革努力を支援していく。

3 西バルカン諸国

国際社会の責任あるプレイヤーとして、欧州全体及び国際社会の安定に影響する西バルカン地域の安定と発展に向けた取組を実施・支援し、強く結束する欧州を支持する日本の姿勢を示しつつ、ポスト・コロナを見越した我が国の支援を含めテレビ会議等も活用した政府間対話の更なる活発化を進めていく。

4 V4諸国(チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア) EU の中で存在感を増す V4 諸国との協力関係を拡大するため、二国間及び「V4+日本」の枠組

みでの政府ハイレベル間の対話を促進するとともに、V4各国との政治、経済、文化等の分野における関係の更なる深化を目指す。伝統的に良好な二国間関係に基づき、新型コロナの状況下においても幅広い分野での協力の進展及び人的交流の拡大を目指す。

施策の進捗状況・実績

1 ドイツ

修好 160 周年を迎えた令和 3 年には日独情報保護協定の締結(3 月)、両国間で初の外務・防衛閣僚会合(「2+2」)のオンライン開催(4 月)、独フリゲート艦の日本周辺海域への派遣(11 月)等、安全保障分野での協力が大きく進展した。12 月のショルツ政権発足後、2 度の首脳電話会談(12 月,2 月)や対面での外相会談(12 月)を実施する等、新政権との関係構築に加え、ウクライナ情勢やG7プロセスにおける意思疎通を図ることができた。

2 ウクライナ

引き続き、東部・クリミア情勢解決に向けたウクライナの努力を支持し、首脳・外相レベルの共同声明発出やG7大使「ウクライナ・サポート・グループ」の枠組みの活用を始めとするG7との連携を重視しつつ政策調整を行った。コロナ禍によりハイレベルの対面での訪問は実施できなかったが、首脳電話会談(4月)に加え、現地でも二国間や「ウクライナ・サポート・グループ」の枠組みにより、我が方大使とウクライナ政府、議会のハイレベルとの対話・コンタクトを継続した。

10 月以降にウクライナ情勢が緊迫化してからは、政府間対話を一層緊密にし、特にウクライナ国境周辺におけるロシア軍増強を受けて情勢が一層緊迫化する中、日本は、2月15日に日・ウクライナ首脳電話会談を行うとともに、同17日に日露首脳電話会談を行い、同19日に行われたG7外相会合を含め、国際社会と共に緊張緩和に向けた努力を継続した。同24日のロシアによるウクライナ侵略開始を受け、日本は、最も強い言葉でこれを非難する外務大臣談話を発出した。また、同25日に日・ウクライナ外相電話会談、同28日に首脳電話会談を実施し、さらなる対露制裁措置及び対ウクライナ支援を実施することを伝達した。また、ロシアによるウクライナ国内の原子力発電所への攻撃を受け、3月4日にも首脳電話会談を実施し、岸田総理大臣から、東京電力福島第一原子力発電所事故を経験した日本としてロシアの蛮行は断じて認められないと述べた。このほか、ウクライナとのさらなる連帯を示すため、首都を始めとするウクライナの地名をウクライナ語に基づく表記に変更した。

3 西バルカン諸国

欧州では引き続き新型コロナ感染状況が深刻であったが、対面、オンラインの双方でハイレベルの接触の機会を設け、西バルカン地域情勢のみならず、自由で開かれたインド太平洋を始めとする我が国の施策について各国の理解を求めた。我が方ハイレベルの各国訪問としては4月、5月に茂木大臣のボスニア・ヘルツェゴビナ及びスロベニア訪問を実施し、両国で西バルカン情勢について協議した。7月には東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機会に訪日した首脳と、日モンテネグロ首脳会談、日コソボ首脳会談を実施した。

4 V4諸国 (チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア)

5月に茂木外務大臣が V4 議長国を務めるポーランドを訪問し、第7回「V4+日本」外相会合に 出席した。同会合では、「V4+日本」協力、日 EU 協力・連結性、自由で開かれたインド太平洋、 厳しさを増す東アジア等の安全保障環境について議論し、引き続き、緊密に協力していくことで一 致した。また、訪問中、V4各国と個別に外相会談が実施された。

ポーランドとの間では、5月の茂木大臣訪問時に、ドゥダ大統領を表敬し、「自由で開かれたインド太平洋」や経済関係及び気候変動対策を含む幅広い分野で協力を発展させていくことで一致した他、外相会談を行い、ラウ外相との間で、「2021~2025年の日・ポーランド戦略的パートナーシップに関する行動計画」に署名した。また、7月には東京オリンピック競技大会開会式出席のために訪日したドゥダ大統領と首脳会談を実施した。加えて、令和4年2月のロシアによるウクライナ侵略を受け、対露制裁、ウクライナ在留邦人の陸路退避及び避難民の受入れ等連携の重要性が増す中、2月には外相電話会談、3月には首脳電話会談に加え、G7首脳会合のマージンで首脳会談を実施し、ウクライナを巡る対応にあたり、引き続き連携していくことを確認した。

ハンガリーとの間では、5月に外相会談を実施し、経済関係を強化していくことで一致した他、 茂木外務大臣から「自由で開かれたインド太平洋」に向けた連携を働きかけた。

チェコとの間では、5月の外相会談に際して「日・チェコ協力のための行動計画 (2021~2025 年)」に署名するとともに、両国の戦略的パートナーシップを確認し、幅広い分野での協力の進展を確認した。

スロバキアとの間では、5月に外相会談を実施し、経済関係の深化を図ることで一致した他、法の支配に基づく国際秩序の維持・強化に向けて連携していくことで一致した。

なお、令和4年3月、林外務大臣は、駐日V4各国大使による表敬を受け、ウクライナ情勢を巡る対応も含め、今後とも日本とV4が緊密に連携し、「V4+日本」協力を活性化させていくことで一致した。

5 その他

7月には東京オリンピック競技大会開会式に出席するために訪日したパルムラン・スイス連邦大統領兼経済・教育・研究大臣と首脳会談を実施した。

中期目標(7年度)

欧州がロシアによるウクライナ侵略、避難民、域内経済格差、ポピュリズムの台頭、新型コロナウイルス感染症対応等の課題に直面する中、政治・経済等の分野において二国間関係を一層強化し、また、東アジア及び国際社会の諸課題に関する協力・連携を強化するため、中・東欧諸国との間で政府ハイレベルの対話を実施する。

令和4年度目標

1 ドイツ

4月末のショルツ首相による訪日はじめ、独が議長国を務める本年のG7プロセスや二国間のハイレベル往来の機会を活用し、ウクライナ情勢、インド太平洋情勢、気候変動を含む地球規模の課題に対する対応における協力と連携の強化を図る。また、令和5年の第1回日独政府間協議を日独関係の更なる強化や政策調整の機会とするべく、独側との間でテーマ選定、実施方式等につき準備を進める。

2 ウクライナ

令和4年2月に開始されたロシアによるウクライナ侵略は、国際社会全体の秩序の根幹を揺るが す深刻な事態であり、日本として、力による一方的な現状変更は断じて認められないとの立場の下、 毅然と対応する必要がある。

ロシアによる侵略の早期停止や対ウクライナ支援の実施のため、ウクライナ政府との密接な協力を継続する。首都間のハイレベルでのコンタクトに加え、在京大使館との協力及びポーランドに退避中の在ウクライナ大使館とウクライナ政府との密接な連携も維持するよう努める。

3 西バルカン諸国

国際社会の核になるプレイヤーとして、欧州全体及び国際社会の安定に影響する西バルカン地域の安定と発展に向けた取り組みを実施・支援し、強く結束する欧州を支持する日本の姿勢を示しつつ、ウクライナ情勢を受けたロシアとの関係の変化、中国の当該地域への関心等について情報収集し、我が国の立場について適切適時に政府ハイレベル及び事務方にインプットする。

4 V4諸国 (チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア)

EUの中で存在感を増すV4諸国との協力関係を拡大するため、二国間及び「V4+日本」の枠組みでの引き続き政府ハイレベル間の対話を促進するとともに、伝統的に良好な二国間関係に基づき、V4各国との政治、経済、文化等の分野における関係の更なる深化を目指す。また、ウクライナ情勢を受けて近隣国として重要性が高まるV4諸国と一層の連携を強化する。

施策の進捗状況・実績

1 ドイツ

ドイツとの間では、4月末にアジア初の訪問国として日本を訪問したショルツ首相と日独首脳会談を実施し、令和5年中の第1回日独政府間協議の立ち上げに合意した。その後も、ベアボック外相訪日(7月)やシュタインマイヤー大統領訪日(11月)といった要人往来やG7首脳会合(6月)や同外相会合(5月、11月)の機会に緊密な意思疎通を行った他、令和5年3月18日には第1回となる日独政府間協議を開催し、首脳及び関係閣僚が個別に実施したバイ会談を含め、主要閣僚間で経済安全保障及び各所掌分野における連携を確認した他、全体会合の成果として共同声明を発出した。令和4年度で見れば、首脳会談3回(4月、11月、令和5年3月)、外相会談2回(7月、令和5年3月)、大統領と総理の会談(11月)、外務・防衛閣僚会合(11月)が実現した。これらの実現に向けて、ドイツ側とは実務レベルで過去に類を見ない緊密な調整を行った。

2 ウクライナ

4月2日、総理特使としてポーランドを訪問した林外務大臣は、クレーバ外相と対面での外相会談を実施したほか、同4日、キーウ近郊の地域において、ロシアによって無辜の民間人が多数殺害されるなど残虐な行為が繰り広げられていたことが明らかになったことを受け、これを非難する外務大臣談話を発出した。また、同26日に首脳電話会談を実施し、ウクライナ側の要請を踏まえた更なる支

援を伝達した。5月13日、G7外相会合(ヴァイセンハウス(ドイツ))の機会に、クレーバ外相との対面での外相会談を再度実施し、G7を始め国際社会が結束して強力な対露制裁を続けていくことの重要性を両国間で確認した。また、6月のG7エルマウ・サミットなど、G7を始めとする国際社会と緊密に連携し、情勢を踏まえた各種対応につき調整を継続した。

7月22日、国連・トルコ・ウクライナ・ロシアの4者の間で、黒海を通じたウクライナからの穀物輸出の再開に合意したことを受け、これを歓迎する外務大臣談話を発表した。さらに、翌23日のロシアによるオデーサ港への攻撃を強く非難する外務大臣談話を発出した。また、8月23日にはウクライナ主催による第2回クリミア・プラットフォーム首脳会合(平成26(2014)年にロシアに違法に「併合」されたクリミアをめぐる諸問題解決を目的に、令和2年にウクライナが開催を提唱したもので、令和3年8月にキーウにおいて第1回首脳会合を開催)が開催され、岸田総理大臣からビデオ・メッセージを発出した。

国連総会ハイレベルウィークに際し、9月22日に岸田総理大臣がシュミハリ首相と対面での首脳会談を行った。また、同30日の電話首脳会談においては、岸田総理大臣から、ウクライナの一部地域における「住民投票」と称する行為及びロシアによるこれらの地域の「編入」と称する行為に関し、決して認められてはならず強く非難すると述べ、同日に同旨の外務大臣談話を発出した。

また、10月5日には、令和4年3月に一時閉鎖していたキーウの在ウクライナ大使館を十分な安全対策を講じた上で再開し、それ以降、情報収集やウクライナ政府をはじめとする各国との連絡・調整などを積極的に進めた。令和5年3月21日、岸田総理大臣はウクライナを訪問し、ゼレンスキー大統領と首脳会談を行い、日本は、一貫してロシアを強く非難し、厳しい制裁を行うと共に、ウクライナに寄り添った支援を行ってきた旨述べ、令和5年5月のG7広島サミットを含め、今後もG7として法の支配に基づく国際秩序を守り抜くという決意を示す機会となった。また、日本とウクライナの揺るぎない連帯を確認し、二国間協力の大きな可能性を認識した旨及び二国間関係を「特別なグローバル・パートナーシップ」に格上げすることを決定した旨の共同声明を発表することができた。

3 西バルカン諸国

活発な要人往来を通じて、ロシアやトルコと歴史的関係を有する西バルカン諸国との間でロシアによるウクライナ侵略に関する立場について認識を確認するとともに、同志国としての連携の推進等を確認した。具体的な取り組みとしては、9月の国連総会の機会に日アルバニア外相会談を実施した。また、5月に先方の訪日の機会に日・北マケドニア外相会談を行ったほか、故安倍晋三国葬儀の際にもセルビア及びコソボとの間でそれぞれ首脳会談を行い、セルビア・コソボ間の緊張緩和に向けた働きかけを行った。令和5年2月にはアルバニア首相を実務訪問賓客として日本に招き、先方との首脳会談を実施した。また、12月の欧州安全保障協力機構(OSCE)外相理事会の際は、武井外務副大臣が、ボスニア・ヘルツェゴビナ副外相、モンテネグロ首相補佐官、北マケドニア外相とそれぞれバイ会談を行い、我が国の立場をインプットした。

さらに、西バルカンの当事国のみならず、高木大臣政務官とライチャーク西バルカン担当 EU 特別代表との会談(11 月)、日ギリシャ外相会談(4 月)、日独外相会談(7 月)、日独外務防衛閣僚会合「2+2」(11 月)、日ギリシャ首脳会談(令和5年1月)、日クロアチア外相会談(令和5年2月)、吉川政務官とクロアチア副大臣との会談(1 2 月)、日スロベニア政務協議(1 0 月)、日ブルガリア政務協議(令和5年3月)など西バルカン周辺国・EU の主要国との対話・協議の機会においても、西バルカン情勢について協議し、我が国の掲げる「西バルカン協力イニシアティブ」について説明し、地域情勢に関する認識の摺り合わせを行った。

4 V 4 諸国 (チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア)

ポーランドとの間では、2月のロシアによるウクライナ侵略を受け、避難民受入れの現場を直接確認し、日本が支援を行う上でのニーズや課題を把握すべく、4月、林外務大臣が総理特使としてポーランドを訪問し、ラウ外相との外相会談において、自由で開かれた国際秩序を守るため、戦略的パートナーとして、引き続き緊密に連携していくことで一致した。また、林外務大臣は、ドゥダ大統領及びモラヴィエツキ首相へ表敬し、ロシアによるウクライナ侵略は、国際秩序全体の根幹を揺るがす深刻な事態であると述べ、志を同じくする民主主義国が一致・結束して毅然と対露制裁を継続することが重要であるとの認識で一致した。また、避難民の受け入れ施設を視察し、日本への避難を希望する20名の避難民とともに政府専用機にて帰国した。12月、武井外務副大臣が第29回 OSCE 外相理事会等に出席するためポーランドを訪問し、ポーランド政府関係者とも協議を行った。加えて、令和5年3月、岸田総理大臣は、ウクライナを訪問に続く形で日本の総理大臣として10年ぶりにポーランドを訪問、ドゥダ大統領及びモラヴィエツキ首相と会談を行い、ウクライナ情勢や戦略的パートナーシップに基づく二国間関係の更なる進展について意見交換した。

スロバキアとの間では、7月にスイスにて鈴木外務副大臣とブロツコヴァー副外務・欧州問題相との会談を行い、ウクライナ避難民支援や復興に関する枠組み作り、地域情勢において更なる連携を確

認した。また、令和5年2月のウクライナに関する国連総会緊急特別会合及び安保理閣僚級討論の機会に、林外務大臣はカーチェル外務・欧州問題大臣と会談し、対露制裁の効果的な実施やウクライナ復興支援において引き続き協力していくことで一致するとともに、スロバキアがV4議長国を務めていることを踏まえ、「V4+日本」協力についても引き続き連携していくことを確認した。

チェコとの間では、7月にスイスにて鈴木外務副大臣がコザーク第一外務副大臣と会談し、9月の 国連総会ハイレベルウィークの機会に林外務大臣がリパフスキー外相と会談を実施した。そのほか、 同月のスコペチェク下院副議長の故安倍晋三国葬儀出席、11月のコザーク第一外務副大臣訪日など、 令和4年後半にEU議長国を務めたチェコと対面外交が活発化した。

ハンガリーとの間では、12月にグヤーシュ・ハンガリー首相府長官が訪日し、松野内閣官房長官及び林外務大臣と会談を実施した。ウクライナ情勢をめぐる対応や中国、北朝鮮などの地域情勢について意見交換を行い、法の支配に基づく国際秩序を維持していくことの重要性を確認した。また、令和5年2月のウクライナに関する国連総会緊急特別会合及び安保理閣僚級討論の機会に、林外務大臣はシーヤールトー外務貿易大臣と会談し、ウクライナ情勢をめぐる対応において、引き続き連携していくことを確認した。

|令和2・3・4年度目標の達成状況:a

測定指標3-2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展 *

中期目標(4年度)

欧州が英国のEU離脱、域内経済格差、ポピュリズムの台頭、移民・難民、新型コロナウイルス感染症への対応等の課題に直面する中、政治・経済等の分野において二国間関係を一層強化し、また、東アジア及び国際社会の共通の諸課題に対して協力・連携して対処するため、実務レベルでの更なる政策調整・協力を進展させる。

令和2年度目標

1 ドイツ

平成30年度、令和元年度と2年続けて延期となった次官協議を実施する。また、令和2年後半にEU議長国を務めるドイツに対し、我が国の認識を事前にインプットし、我が国の外交政策と歩調を合わせた形でドイツがEU議長国としてのリーダーシップを発揮するよう働きかけを行う。

2 ウクライナ

実務レベルでの協議を継続し、幅広い分野で二国間関係を発展させるとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

3 西バルカン諸国

西バルカン地域における経済社会改革の支援及び諸民族間の和解・協力を目的とした「西バルカン協力イニシアティブ」の枠組みの下、①ハイレベルでの対話の促進、②西バルカン担当大使による政策対話の強化、③0DA を通じた社会経済改革支援、④EU 加盟に向けた個別課題での知見共有並びに⑤経済分野での関係強化を目指したミッションの派遣及びセミナー実施等の事業を各国と調整しつつ具体化する。また、積極的な西バルカン地域への関与を通じ、EU 各国との対話を強化し、日本の政策や問題意識をインプットし、支持を得るとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

4 V4諸国

「V4+日本」政策対話やV4各国との実務レベルの協議を継続し、V4の内外政策のフォローや、V4諸国との関係を強化するとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

施策の進捗状況・実績

1 ドイツ

次官協議については、新型コロナウイルス感染症の影響により対面での実施は実現しなかったが、 5月及び12月にテレビ形式で協議を実施し、インド太平洋地域における日独協力等について意見交換を行うとともに、二国間関係や地域情勢、両国の新型コロナを巡る状況についても議論した。

2 ウクライナ

新型コロナ感染症拡大のために対面での二国間対話が困難となる中で、限られた手段を用いつつ 双方の首都ベースで政策・経済・文化分野等での対話を継続し、更なる関係強化及び信頼関係の構 築に務めた。特に、安全保障分野においては、令和2年1月に開催した第2回日・ウクライナ・サイバー協議のフォローアップとして、令和3年3月、内閣サイバーセキュリティーセンター(NISC)とウクライナ国家安全保障・国防会議(NSDC)間での協力覚書を署名したほか、令和3年3月には初となるウクライナ国防相の訪日が実現し、防衛相や外務副大臣とのビデオ会談等を実施した。また、令和3年2月にはウクライナの有力シンクタンクで日・ウクライナ関係を中心としたオンラインセミナーを実施する等、ウクライナの政府関係者や有識者等の関与を得て、我が国を取り巻く安全保障環境や東アジア情勢等について積極的なインプットを行った。

3 西バルカン諸国

「西バルカン協力イニシアティブ」の枠組みの下、各国との対話の強化に資する事業を実施した。EU 加盟に伴い日本の ODA 卒業国となったブルガリアとの協力を拡大し、同国の西バルカン諸国への開発支援に資するため、ブルガリア・ソフィア大学における JICA チェア(日本研究講座設立支援事業)の一環として、オンライン短期集中講座による日本の開発協力についての知見の共有を行った。北マケドニアではスコピエ大学において、日・ブルガリア・北マケドニアの三角協力による大学間連携事業として、前年度に引き続き中小企業経営人材育成講座を行った(オンラインでの実施となった)。アルバニアに所在する西バルカン基金との協力事業として西バルカン諸国におけるコロナ禍を受けた市民社会の持続可能性についてのウェビナーを実施した。各国ともに新型コロナ対策に注力せざるを得ない中、また、防疫措置に伴う水際対策により、「MIRAI」、防災協議等の招へい事業は実施が困難となった。

4 V 4 諸国 (チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア)

V4議長国チェコの下、6月に「V4+日本」政策対話をオンラインで実施(当初4月にプラハで実施予定であったが新型コロナの影響により中止。)。また、11月にV4議長国ポーランドのイニシアティブにより、サイバーセキュリティをテーマとした「V4+日本」セミナーをオンラインで実施したほか、12月には宇都外務副大臣と駐日V4各国大使との意見交換を実施するなど、新型コロナにもかかわらず、V4各国との間で緊密に意見交換し、関係を維持・強化することができた。コロナ禍において、ポーランド政府との協力により、4月及び5月にチャーター機による自国民の帰国オペレーションを実現した。

5 その他特記事項

「GUAM+日本」協力として、令和3年3月にGUAM参加4か国及び事務局の税関関係者を対象に、 財務省の協力を得つつ税関ワークショップをオンラインにて開催した。コロナ禍においてもオンラインでの対話を継続し、今後の税関分野における協力の強化を図った。

令和3年度目標

1 ドイツ

新型コロナウイルスの感染状況の改善を受けて、独新政権との間で対面での次官協議のほか、PD級、PM協議等、政府ハイレベルの対話の事前調整を行うとともに、ドイツのインド太平洋地域への関心の高まりを踏まえつつ、同地域及び国際社会の諸課題(ポスト・コロナの国際秩序形成に向けた議論を含む)に一致して取り組むべく政策調整を行う。

2 ウクライナ

新型コロナ感染症の状況を踏まえた対面での二国間対話の再開・拡大の可能性を追求しつつ、実務レベルでの協議を継続し、幅広い分野で二国間関係を発展させるとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

3 西バルカン諸国

西バルカン地域における経済社会改革の支援及び諸民族間の和解・協力を目的とした「西バルカン協力イニシアティブ」の枠組みの下、①ハイレベルでの対話の促進、②西バルカン担当大使による政策対話の強化、③0DA を通じた社会経済改革支援(含:ポスト・コロナの経済復興)、④EU 加盟に向けた個別課題での知見共有並びに⑤経済分野での関係強化を目指したミッションの派遣及びセミナー実施等の事業を各国と調整しつつ具体化する。また、積極的な西バルカン地域への関与を通じ、EU 各国との対話を強化し、日本の政策や問題意識をインプットし、支持を得るとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

4 V4諸国 (チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア)

「V4+日本」政策対話やV4各国との実務レベルの協議を継続し、V4の内外政策のフォローや、V4諸国との関係を強化するとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

施策の進捗状況・実績

1 ドイツ

新型コロナに伴う水際措置により、対面での会談実施は困難であったが、4月に日独間で初の外務・防衛閣僚会合をオンラインで開催した。3月末に訪日した独首相府首相補佐官と次官との間でショルツ首相訪日の準備を兼ねた意見交換を実施した。

2 ウクライナ

実務レベルでの協力を継続し、租税条約や情報保護協定の締結に向けた調整等、二国間関係のさらなる発展に尽力した。

また、ウクライナ国境付近におけるロシア軍の増強及びその後のロシアによるウクライナ侵略への対応において一致して取り組むべく、G7を始めとした国際社会と密接に連携し、ハイレベルの共同声明等を通じて我が国としての立場を積極的に発信した。また、ロシアによるウクライナ侵略への対応について理解と協力を求める等、アジア各国に働きかけを積極的に行った。

3 西バルカン諸国

「西バルカン協力イニシアティブ」の枠組みの下、各国との対話の強化・地域の統合促進に資す る事業を実施した。EU 加盟に伴い日本の ODA 卒業国となったブルガリアとの協力を拡大し、同国の 西バルカン諸国への開発支援に資するため、11月に日・西バルカン防災セミナーを日ブルガリア共 催で実施し、西バルカン諸国から実務者をブルガリアに招へい、我が国と西バルカン共通の課題に ついて知見の共有を行った。同じく日・ブルガリア・西バルカン共同事業として、環境保護(大気 汚染・廃棄物処理) についての実務者のオンライン招へいも令和4年3月に実施し、EU 加盟を目指 し各種 EU 基準への適合化を進める西バルカン諸国への支援を実施した。北マケドニアではスコピエ 大学において、日・ブルガリア・北マケドニアの三角協力による大学間連携事業として、前年度に 引き続き、中小企業経営人材育成講座を行った他、令和4年3月には同事業を総括し西バルカン各 国と共有する西バルカン SME セミナーを開催した。西バルカンの青年層を招へいするプログラム相 互理解促進プログラム「MIRAI」についてはコロナ禍による水際措置強化に伴い、オンラインで実施、 「平和構築」をテーマに実施し、西バルカンの青年層の対話を促進した。アルバニアに所在する西 バルカン基金との協力事業、かつ V4 との協力事業として、地域間での環境と相互理解の文化の促進 をテーマとしたセミナーを実施した。また、アルバニア、北マケドニアでは環境保全と地域・観光 振興についてのウェビナーを、ボスニア・ヘルツェゴビナ、セルビアではスマート農業についての ウェビナーをそれぞれ実施し、コロナ禍においてもオンラインで各国との知見共有・専門家の交流 促進を実施した。

さらに、オンラインで実務者による専門性の高い協議を行い、地域情勢等についての意識のすりあわせを行った。8月に北マケドニア、10月にセルビア、3月にギリシャと政務協議を実施した。ギリシャとの協議においても地域の欧州統合を含む西バルカン情勢が議題となった。西バルカン諸国との直接の対話のみならず第三国とも西バルカン諸国の欧州統合などについて専門的な協議をオンラインで実施した。具体的には6月に米国、10月にドイツ、11月にEU議長国のスロベニア、11月にEUと西バルカン協議を行い、各国と対西バルカン政策についての見方を共有した。

4 V4諸国(チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア)

4月にV4議長国ポーランドのイニシアティブにより、「EU・日本連結性パートナーシップの一環としての中・東欧における連結性」をテーマとした「V4+日本」セミナーを実施し、宇都外務副大臣が基調講演を行った他、V4各国からは、政府関係者が講演を行い、中・東欧地域の連結性強化を目指す「三海域イニシアティブ」や「V4+日本」協力における連結性協力等につき議論が行われた。

5 その他特記事項

ベラルーシは、ロシアによるウクライナ侵略に自国領域の使用を認める等の支援をし、明白に関与しているため、資産凍結や輸出等に係る禁止措置等の対ベラルーシ制裁を導入した。

中期目標 (7年度)

欧州がロシアによるウクライナ侵略、避難民、域内経済格差、ポピュリズムの台頭、新型コロナウイルス感染症対応等の課題に直面する中、政治・経済等の分野において二国間関係を一層強化し、また、東アジア及び国際社会の共通の諸課題に対して協力・連携して対処するため、実務レベルでの更なる政策調整・協力を進展させる。

令和4年度目標

1 ドイツ

新型コロナウイルスに伴う水際措置の緩和を受けて、G7プロセスにおける連携も念頭に独側と

の間で対面での次官協議のほか、政務局長級、外務防衛当局間協議等、政府ハイレベルの対話を実施するべく事前調整を行う。ウクライナ情勢を巡るエネルギーやインド太平洋地域へのあり得べき影響も念頭に国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を図る。

2 ウクライナ

ロシアによるウクライナ侵略が国際社会にとっての最重要と言うべき課題となっている中、ウクライナやG7を始めとする国際社会と連携し、情勢の改善に向けて我が国として引き続き貢献すべく、実務レベルでの政策調整・協力を進める。また、ロシアによる侵略により発生したウクライナ避難民支援や、開発協力案件以外にも多く要望が寄せられている対ウクライナ支援を可能な限り進め、未曾有の危機にあるウクライナ政府やウクライナ国民に対する支援を継続する。

3 西バルカン諸国

西バルカン地域における社会経済改革の支援及び諸民族間の和解・協力を目的とした「西バルカン協力イニシアティブ」の枠組みの下、①ハイレベルの対話の促進、②西バルカン担当大使による政策対話の強化(含むウクライナ情勢を受けた対応、各国の欧州統合)、③ODA を通じた社会経済改革支援、④EU 加盟に向けた個別課題での知見共有などの事業を各国と調整し、具現化する。また、積極的な西バルカン地域への関与を通じ、EU 各国との対話を強化し、日本の政策や問題意識をインプットする。

4 V4諸国 (チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア)

「V4+日本」政策対話やV4各国との実務レベルの協議を継続し、V4の内外政策のフォローや、V4諸国との関係を強化するとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

施策の進捗状況・実績

1 ドイツ

日独政府間協議の実施に向けた準備を含む4月のショルツ首相訪日のフォローアップ、令和4年独 が議長国を務めたG7プロセスにおける連携の確認、ウクライナ情勢やインド太平洋情勢を巡る情報 交換等を目的として、電話会談を含め、次官、局長を含む事務レベルでの協議を過去に類を見ない頻 度で累次に亘り実施した。

2 ウクライナ

令和4年度もロシアによるウクライナ侵略に伴う戦争状態にあったことから、実務レベルでの協力を継続し、二国間関係の更なる発展に尽力した。

ロシアによるウクライナ侵略を受け、日本としてウクライナと緊密に連携しながら、ロシアに対する厳しい制裁とウクライナに寄り添った支援を行った。特に、ウクライナ情勢への対応においては、G7との連携やアジア各国への働きかけを積極的に行った。日本は、令和4年初めのウクライナ情勢緊迫化以降、総額約16億ドルの人道・財政支援を行い、更に令和5年3月にはロシアによる侵略1年の機会に改めてウクライナへの連帯を示すべく約55億ドルの追加財政支援の実施を決定した。併せて今後、これらの総額71億ドルの支援を着実に実施し、電力、地雷処理、農業など様々な分野でウクライナを支えていく旨表明した。

4月初旬には林外務大臣と津島淳法務副大臣がポーランドを訪問し、避難民施設の視察、ウクライナ国境地帯の訪問などを通じて、ウクライナ避難民の置かれた状況や、受入れに関するニーズ、受入れに当たっての課題などを確認した。林外務大臣の帰国の際には、政府専用機の予備機に、自力で渡航手段を確保することが困難な 20 名の避難民の方々が搭乗した。加えて、円滑に日本に渡航できるようにする観点から、4月8日から、日本への避難を切に希望しているものの、自力で渡航手段を確保することが困難なウクライナ避難民の方々に対し、毎週政府がポーランドとの直行便の座席を借り上げ、人道的観点から、渡航支援を行った。避難民受入れに当たっては、ウクライナから避難される方々にまず安心できる避難生活の場を提供することが重要であり、今後も関係省庁と連携しながら、困難に直面するウクライナの人々に寄り添った支援を行った。

3 西バルカン諸国

「西バルカン協力イニシアティブ」の下、各国との対話の強化、域内連携の強化に資する事業を実施した。特に、地域諸国と伝統的な関係を有する EU 加盟国との協力を推進するため、非 ODA 対象国であるギリシャ(令和 5 年 3 月)、ブルガリア(令和 5 年 3 月)、スロベニア(10 月)とのそれぞれの政務協議において、西バルカンにおける開発協力事業の実施について協議を行った。また、7 月には地雷除去に知見を有するスロベニアの NGO である人間の安全保障強化のための国際信託基金 (ITF) 事務局長の訪日に際して、省内関係者とボスニア・ヘルツェゴビナを始めとする西バルカンにおける地雷除去について協議を行った。域内協力の推進の一助として、西バルカン地域青年協力機構(RYCO)と協力し令和 5 年 3 月に青年招へい事業「MIRAI」を実施し、コロナ禍以来停止されていた、西バルカン

諸国の青年 23 名を対象とした平和構築をテーマとした相互理解促進事業を行った。また、EU 加盟を目指す同地域の共通の課題に資するため、令和 5 年 3 月にスマート農業をテーマとした講師派遣事業(オンライン)をボスニア・ヘルツェゴビナで実施した。さらに、同じくスマート農業をテーマに、令和 5 年 1 月から 2 月に西バルカン諸国及びスロベニアの実務者を招へいし、日本の同分野における政策や最新の状況についてインプットし、さらに、EU 加盟国であるスロベニアとの当該分野での協力推進に向けた取り組みを行った。また、令和 5 年 2 月にアルバニアに所在する西バルカン基金とは女性活躍をテーマとしたシンポジウムを実施した。同事業には、V 4 諸国の協力を得て、日本として EU 加盟国とともに西バルカン諸国の発展を後押しする姿勢を印象づけた。令和 5 年 1 月にボスニア・ヘルツェゴビナのインフルエンサーを招へいし、SNS を通じた我が国政策の発信に協力を得た。これらの種々の取組により「西バルカン協力イニシアティブ」が具現化した。

4 V4諸国(チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア)

5月に東京で第11回「V4+日本」政策対話を実施し、同機会にV4各国政務局長による鈴木外務副大臣表敬を実施した。

10月に訪日したポーランド外務次官と外務審議官との間で次官級協議を実施した。同機会に山田外務副大臣表敬を実施した。10月にハンガリーで日ハンガリー政務協議を実施したほか、令和5年2月にハンガリーで第13回日ハンガリー科学技術協力協議を実施した。令和5年3月にはスロバキアで日スロバキア政務協議及び第12回「V4+日本」政策対話を実施した。

5 その他特記事項

令和3年度に続き、ベラルーシは、ロシアによるウクライナ侵略に自国領域の使用を認める等の支援をし、明白に関与しているため、資産凍結や輸出等に係る禁止措置等の対ベラルーシ制裁を継続、 追加導入した。

令和2・3・4年度目標の達成状況:a

測定指標3-3 民間の人的・知的交流の進展

中期目標(4年度)

シンポジウム等の実施を通じて、経済分野を含む民間の人的・知的交流を一層促進し、幅広い分野において二国間関係を強化するとともに、国際社会の諸課題等に対する知見の共有を図る機会の増強に努める。

令和2年度目標

次のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を促進する。

- 1 日独フォーラム
- 2 将来の課題のための日・オーストリア委員会
- 3 「V4+日本」セミナー

このほか、中・東欧諸国において開催されるシンポジウムやフォーラムに関して、現地日本企業の参加を促し、必要に応じて有識者等の派遣を行う。また、民間有識者等の招へいや日本国内におけるセミナーの開催を通じて、民間の人的・知的交流の促進のみならず、経済分野を始め様々な分野での関係強化に貢献する。

施策の進捗状況・実績

1 日独フォーラム

第29回日独フォーラムは、新型コロナの影響によって延期となった。他方、令和3年度の実施(オンライン形式)に向け、引き続き、関係者と調整を進めている。

2 将来の課題のための日・オーストリア委員会

新型コロナを巡る状況を踏まえ、オーストリアにて開催予定だった第24回会合を延期した上で、12月に両国委員長によるオンライン形式での意見交換を実施し、両国の新型コロナウイルス感染症を巡る現状と課題等について活発な議論が行われた。

3 「V4+日本」セミナー

11月にV4議長国ポーランドのイニシアティブにより、サイバーセキュリティをテーマとした「V4+日本」セミナーをオンラインで実施し、日本政府を代表し外務省サイバー政策担当大使が基調講演を行ったほか、V4各国から計8企業が講演を行い、民間企業関係者も交えて活発な意見交換が行われた。

4 その他特記事項

令和3年3月に、ポーランド投資・貿易庁(PAIH)及び在京ポーランド大使館が共催した投資セミナーにおいて、政府関係者や日本企業の参加を促し、対ポーランド投資に関する活発な意見交換が行われた。また、2月にウクライナの有力シンクタンク主催の日・ウクライナ関係を中心としたオンラインセミナー、同3月にウクライナ国立戦略研究所と日本国際問題研究所幹部等によるウクライナを含めた国際情勢をテーマとしたオンライン意見交換会を実施した(共に日本の有識者複数名が出席)。

令和3年度目標

次のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を促進する。

1 日独フォーラム

新型コロナを巡る状況を踏まえつつ、第29回日独フォーラムの実施に向けて、引き続き、調整を 行っていく。

2 将来の課題のための日・オーストリア委員会 新型コロナを巡る状況を踏まえつつ、第24回会合の実施に向けて、人的・知的交流の促進や二国 間関係の強化に資するテーマの選定を含め、引き続き、調整を行っていく。

3 「V4+日本」セミナー

セミナー開催等を通じて民間の人的・知的交流を促進する。

施策の進捗状況・実績

1 日独フォーラム

「日独における政治経済情勢」、「日独における米国との関係の再起動とインド太平洋戦略」、「新型コロナウイルスからの教訓」をテーマとして、5月に第29回日独フォーラム合同会議をオンライン開催した。

2 将来の課題のための日・オーストリア委員会

オミクロン株による世界的感染状況の悪化を踏まえ、オーストリアにて開催予定だった第24回会合を延期した上で、昨年同様、12月に両国委員長によるオンライン形式での意見交換を実施し、新型コロナウイルス感染症の現状と、来年開催予定の第24回会合について活発な議論が行われた。

3 V4諸国(チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア)

6月にV4議長国ポーランドのイニシアティブにより、外務省、在京ポーランド大使館及び海外投融資情報財団(JOI)の共催で三海域イニシアティブをテーマとした日本企業向けセミナー「三海域イニシアティブー日本と日本の投資家にとっての機会」を開催し、宇都外務副大臣が基調講演を行った。同セミナーを通じ、中・東欧地域における南北の連結性向上に資する各プロジェクトやV4側の取組について、日本企業関係者の理解が促進された。

また、ハンガリー議長国下では、令和4年3月にハイブリッド形式で、イノベーション・産業科学外交セミナーを実施し、我が国の専門家による自動運転技術をテーマとした講演を実施した他、国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)より、第二回「V4+日本」科学技術共同研究について説明が行われ、科学技術分野での連携・協力を促進していくことで一致した。

令和4年度目標

次のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を促進する。

1 日独フォーラム

11月に東京にて第30回合同会議を対面開催するべく準備・調整を行う。

2 将来の課題のための日・オーストリア委員会

新型コロナウイルスの感染状況を踏まえつつ、12 月にオーストリアにて第 24 回会合を開催し、両国間の人的・知的交流を活性化すべく、準備・調整を行う。

3 「V4+日本」セミナー

6月に東京にて開催すべく準備・調整を行う。

施策の進捗状況・実績

1 日独フォーラム

11月、東京において第30回合同会議を3年ぶりとなる対面形式で開催した。「日独の政治経済情勢:ウクライナ危機の中で発足1年を迎える新政権」をテーマとする第1セッションでは、国際秩序の根幹を揺るがすロシアによるウクライナ侵略の影響を含む様々な課題に対して、日独が協力してどのよ

うに対処していくべきかについて議論され、「権威主義の拡大・民主主義の危機・グローバルインフレ に立ち向かう日独の役割」をテーマとする第2セッションでは、ルールに基づく秩序への挑戦や対立 構造の深化が進む中、国際社会が現在直面する安全保障や経済面での様々な課題について意見交換が 行われ、「エネルギー戦略の再策定と日独協力の可能性―『ロシア依存脱却』と『脱炭素化』の両立に 向けて」をテーマとする第3セッションでは、日独双方のエネルギー事情とカーボンニュートラル実 現のための取組を紹介し合うとともに、今後、日独がさらに協力関係を深化していくための方策につ いて議論が行われ、両国各界有識者が闊達な意見交換を行った(日本側座長を小林栄三伊藤忠商事株 式会社名誉理事、ドイツ側座長をマティアス・ナス「ディ・ツァイト」紙外信部長が務め、日独双方 の民間の代表者数十名で開催)。令和4年のG7議長国であるドイツは、我が国と基本的価値を共有す る重要なパートナーであり、今回の日独フォーラムの開催により、日独の間での知的交流が更に深ま るとともに、両国の相互理解の増進と関係強化が促進された。2月、本フォーラムを踏まえた両国座 長間で、①民主主義的価値観を共有する日本とドイツがパートナーシップを強化することの意義、お よび②国際秩序の安定化や地球レベルの脱炭素化、世界経済の持続的成長に向けて日独協力の分野が 広がることへの期待を強調するとのメッセージを盛り込んだ、「座長ステートメント」が作成され、日 独双方の共同座長により、日本側より岸田総理へ、独側よりショルツ首相へ手交された。これにより 民間の人的・物的交流と日独間の関係強化を促進した。

2 将来の課題のための日・オーストリア委員会

オーストリアにおける新型コロナウイルスの感染状況が一定程度安定し、現地の制限措置が緩和されたこと等を踏まえ、12月5日及び6日にチロル州インスブルックにて第24回会合を対面で開催した。5日の公開シンポジウムでは、両国の関心が高い木造建築というテーマを取り上げ、日墺双方における現状や取り組みが共有された上で、持続可能な木材の利用や木造建築の将来的なポテンシャル等について、両国委員及び参加者との間で意見交換が行われ(日本側委員長:佐藤義雄住友生命取締役会長、オーストリア側委員長:ヴォルフガング・マツァール ウィーン大学教授)、6日に開催された委員会による会合では、(1)ポスト・コロナにおける観光業の再興、(2)インド太平洋における挑戦と機会について議論が行われた。(1)ポスト・コロナにおける観光業の再興については、新型コロナウイルスによる渡航制限が徐々に緩和されていく中で、如何に持続可能性に配慮した観光を実現していくかについて意見交換が行われた。(2)インド太平洋における挑戦と機会については、ロシアによるウクライナ侵略等現下の国際情勢も踏まえつつ、インド太平洋地域における日本及び欧州の取り組みについて議論が交わされた。その結果、両国に共通する幅広い課題を議論し、二国間関係の緊密化・相互理解が促進された。その後、今次会合における議論をまとめた提言書作成についての事務的作業が両国間で継続している。

3 「V4+日本」セミナー

6月にV4議長国ハンガリーのイニシアティブにより、「中欧の将来と日本が果たす役割」をテーマとした「V4+日本」セミナーを実施し、上杉外務大臣政務官が基調講演を行った他、V4各国からは、実務担当者が講演を行い、ウクライナ情勢を踏まえ、「V4+日本」協力が一層重要となっている点が指摘されるとともに、ハイレベルでの対話に加え、西バルカン支援、科学技術共同研究等を通じた協力やシンクタンク間の連携、若い世代の交流を積み重ねていく重要性が強調され、「V4+日本」協力の在り方について、参加者を交えて活発な意見交換が行われた。このことは、ウクライナ情勢下において特別な意義を持った。

4 その他特記事項

10月、経団連ヨーロッパ地域委員会訪欧ミッションがチェコ及びギリシャを訪問し、政府要人や現地経済界との意見交換を実施した。同プログラムは、コロナ禍により令和元年を最後に中断していたが、令和4年は3年ぶりに再開し、10月9日から14日にかけて、ヨーロッパ地域委員会の東原敏昭委員長、佐藤義雄委員長を団長とする10社、24人の団員がプラハ(チェコ)、アテネ(ギリシャ)を訪問した。各訪問先では、ロシアによるウクライナ侵略後の国際情勢の展望、エネルギー安定供給の確保、気候変動対策、デジタル化政策等、わが国と訪問先各国との間で共通する課題に加え、各国の経済情勢・ビジネス環境、二国間経済交流の拡大、日EU経済連携協定(EPA)の今後の活用に関して、各界要人らとの活発な意見交換が行われた。

種々の外部要因により、今回の評価年度期間における往来数は、令和2年度及び3年度において低減したものの、令和4年度においては飛躍的に回復し、上記のシンポジウム等の実施を通じて、経済分野を含む民間の人的・知的交流を一層促進することができた。

|令和2・3・4年度目標の達成状況:b

測定指標3-4 中・東欧諸国の要人往来数(首脳・外相・外務省政務レベル以上)								
往 訪 につい	中期 目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和2・ 3・4年
埋天臣・	年度	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	年度目 標値	実績値	度目標の 達成状況
4外政ベ上にて家政長等 3 おみが、つは元府・省レ以訪い国・の相		1往ほ来情のと等え国国関化点切性来かの、勢主のをたと間係等かな準数、の国、要比踏、の協ののらなる。の往成際他国較ま各二力強観適水	① 数 ② 数 ③ イ話 む	1 往ほ 果情のと等え国国関化点切進来かの、勢主のをたと間係等かな準数、の国、要比踏、の協ののらな。の往成際他国較ま各二力強観適水	① 数 ② 数 ③ 3 イ む : オン 話 : さ : オ ン に き : て こ っ こ っ こ っ こ っ て っ て っ て っ て っ て っ て	往ほ来情のと等え国国関化点切洗来かの、勢主のをたと間係等かな準め、の協ののらないのは、の協ののられる。	① (1) (2) (3) (3) (4) (3) (4) (4) (5) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	b

評価結果(個別分野3)

施策の分析

【測定指標3-1 政府間対話の進展 *】

直近3年度でドイツ、ウクライナ、西バルカン諸国、V4諸国と活発な要人往来を実現し、ハイレベルの政府間対話により各国との信頼感関係を高めるとともに、東アジアを始めとする地域情勢や国際場裡の課題解決に向けた連携をより緊密化できたことから所定の目標を達成したものと判定した。なお、新型コロナウイルスへの対応により令和4年10月まで査証免除措置の一時的な停止措置が導入されるなど、目標設定の段階で発生が予測できなかった事態が発生したものであり、これは判定基準に言う「外部要因」にあたり、特別な考慮が必要と判断する。(令和2・3・4年度:中・東欧諸国との二国間関係の強化(達成手段①))

特にロシアによるウクライナ侵略について令和4年2月のロシアによる全面侵攻開始により大きな 節目を迎えたことを踏まえ、令和4年度に中期目標の見直しを行った上で、中・東欧諸国との間で政府 ハイレベルの対話を効果的に取り進めた。

ドイツについて、直近3年度で9回の首脳会談、9回の外相会談を行うなど、過去に類を見ない頻度で会談を実施し、強固な二国間関係を築くだけにとどまらず、東アジアを始めとする地域情勢や、国連安保理改革等の国際社会における協力の強化についても共通の認識を醸成することができた。また、令和5年3月に第1回日独政府間協議を開催し、訪日したショルツ首相及び経済気候、財務、内務、外務、国防、デジタル交通の6閣僚との間で全体会合及び各バイ会談等を実施し、日独関係を新たな段階に引き上げた。(令和2・3・4年度:中・東欧諸国との二国間関係の強化(達成手段①))

ウクライナについて、令和2年度はG7大使「ウクライナ・サポート・グループ」の枠組みを活用し、ウクライナにおける感染症対策や保健分野を優先しつつ、司法改革・汚職対策・経済問題への対応等を継続し、ウクライナ政府幹部とも頻繁な意見交換を行った。令和3年度は、引き続きコロナ禍によりハイレベルの対面での訪問は実施できなかったが、首脳電話会談に加え、現地でも二国間や「ウクライナ・サポート・グループ」の枠組みにより、我が方大使とウクライナ政府、議会のハイレベルとの対話・コンタクトを継続した。また、ロシアによるウクライナ侵略開始以降は、対露制裁措置及び対ウクライナ支援を実施することを伝達した。令和4年度は、引き続きロシアによるウクライナ侵略に関し、二国間及びG7の枠組みにおいてウクライナ側と頻繁に会談を行い、対露制裁と対ウクライナ支援の重要性を伝達した。また、令和5年3月には岸田総理大臣がウクライナを訪問し、ゼレンスキー・ウクライナ大統領と首脳会談を行い、日本の一貫した立場及びG7として法の支配に基づく国際秩序を守り抜くという決意を示す機会となった。(令和2・3・4年度:中・東欧諸国との二国間関係の強化(達成手段①))

西バルカン諸国について、西バルカン諸国の経済社会改革の支援を目的とする「西バルカン協力イニシアティブ」の下で、従来見られなかったハイレベルな要人往来を通じ、経済関係を始めとした様々な分野での関係強化を実現した。また要人往来をきっかけに、西バルカン諸国との政府間協力が大きく進展したほか、EU 加盟国と協調した多様な西バルカン支援も行われ、西バルカン諸国の EU 加盟に向けた取り組みを示す我が国の姿勢を印象づけた。ロシアによるウクライナ侵略を受けて、西バルカン諸国とのハイレベルの対話においては同志国としてより一層連携を深めてくことが確認された。

V4諸国について、令和3年5月には第7回「V4+日本」外相会合がポーランドにおいて開催され、自由で開かれたインド太平洋、厳しさを増す東アジア等の安全保障環境等について議論し、「V4+日本」協力の継続と強化につき一致した。さらに、令和4年のロシアによるウクライナ侵略を受け、令和4年4月、避難民受入れの現場を直接確認し、日本が支援を行う上でのニーズや課題を把握すべく、林外務大臣が総理特使としてポーランドを訪問し、志を同じくする民主主義国が一致・結束して毅然と対露制裁を継続することが重要であるとの認識で一致するとともに、戦略的パートナーとして、引き続き緊密に連携していくことで一致したことは、ウクライナ情勢を受けて近隣国として重要性が高まるV4諸国と一層の連携を強化する上で有益であった。(令和2・3・4年度:中・東欧諸国との二国間関係の強化((達成手段①))

【測定指標3-2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展 *】

直近3年度でドイツ、ウクライナ、V4諸国、GUAM、西バルカン諸国等との間での実務レベルでの各種協議等を通じて、経済や安保・防衛協力分野を始めとする具体的な協力が進展したことから、所期の目標を達成したものと判定した。なお、新型コロナウイルスへの対応により令和4年10月まで査証免除措置の一時的な停止措置が導入されるなど、目標設定の段階で発生が予測できなかった事態が発生したものであり、これは判定基準に言う「外部要因」にあたり、特別な考慮が必要と判断する。

ロシアによるウクライナ侵略について令和4年2月のロシアによる全面侵攻開始により大きな節目を迎えたことを踏まえ、令和4年度に中期目標の見直しを行った上で、中・東欧諸国との間で実務レベルでの政策調整・協力を効果的に取り進めた。

ドイツについて、令和3年度には初の日独外務・防衛閣僚会合(「2+2」)をオンライン形式で開催し、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた協力について有意義な協議を実施した他、フリゲート艦バイエルンの寄港(令和3年11月)やユーロファーター戦闘機(令和4年9月)の寄航といった安全保障分野での具体的な協力の取組は、更なる二国間関係強化を促す重要な機会となった。

ウクライナについて、令和4年2月のロシアによる全面侵攻開始後も、実務レベルでの調整・協力を活発に進めた結果、令和5年3月に岸田総理がキーウを訪問し、両首脳は、連携をこれまで以上に強化することで合意し、「特別なグローバル・パートナーシップに関する共同声明」を発出するに至った。また、ウクライナ避難民支援や、開発協力案件以外にも多く要望が寄せられている対ウクライナ支援についても時官を得た形で効果的に実施できた。

西バルカン諸国について、平成30年1月に西バルカン担当大使を任命したことで、各国との二国間関係強化の土壌を築かれたが、その後も今回評価期間において西バルカン地域青年協力機構(RYCO)と共同で行った招へい事業、ビジネス、防災、民族融和、スマート農業をテーマにした西バルカン諸国のニーズに沿ったセミナー等を実施することで、「西バルカン協力イニシアティブ」の具現化につながった。

V4諸国について、平成 29 年に V4 担当大使を任命することで、「V4 + 日本」枠組みの活性化の基礎を構築できたが、その後も今回評価期間において「V4 + 日本」政策対話やセミナー実施等を通じて二国間関係の強化を図ることにより、令和 3 年度にはシーヤールトー・ハンガリー外務貿易大臣やドゥダ・ポーランド大統領等のハイレベルの訪日を実現することができた。令和 4 年度は、令和 4 年10 月にハンガリーとの政務協議及びポーランドとの次官級協議、令和 5 年 3 月にはスロバキアとの政務協議及び「V4 + 日本」政策対話を実施し、ロシアによるウクライナ侵略を受け対応を中心に、一層の政策調整を図ることができた。

(令和2・3・4年度:中・東欧諸国との二国間関係の強化(達成手段①2 共通の諸課題に関する協議・政策調整)

【測定指標3-3 民間の人的・知的交流の進展】

直近3年度で、「日独フォーラム」及び「日独1.5トラック安全保障対話」を、オンライン形式を交えつつ各2回ずつ継続的に開催した。従来からの安保分野での連携強化のみならず、ウクライナ情勢を受けたエネルギー分野等、喫緊の課題を含め、両国の著名な政治家や知識人が意見交換することにより、民間レベルでの相互理解を更に深め、今後の日独協力の更なる進展に向けた機運を醸成することとなった。また、2月、本フォーラムを踏まえた両国座長間で作成された「座長ステートメント」を、

日独双方の共同座長により、日本側より岸田総理へ、独側よりショルツ首相へ手交し、首脳レベルで民間の人的・物的交流と日独間の関係強化を促進した。

将来の課題のための日・オーストリア委員会についても直近3年度でオンライン形式での顔合わせを含み継続的に開催したことで、民間レベルでの相互理解につながった。令和4年度については、オーストリアにおける新型コロナウイルスの感染状況が一定程度安定し、現地の制限措置が緩和されたこと等を踏まえ、12月にチロル州インスブルックにて第24回会合を対面で開催した。会合では、木造建築、ポスト・コロナにおける観光業の再興、及びインド太平洋における挑戦と機会について議論が行われた。現下の国際情勢の下、日本とオーストリアが連帯を深めることは益々重要になっており、本年の会合においては、「木造建築」、「ポスト・コロナにおける観光業」、「インド太平洋地域」といった両国共通の関心テーマについて多くの視点から有意義な議論を行うことができ、とりわけテーマに関連した研究所の視察や現地企業からのプレゼンテーションを盛り込んだプログラムには、出席者からの評価の声が聞かれた。

10 月には経団連ミッションのチェコ・ギリシャ訪問が行われ、シーケラ・チェコ産業貿易大臣及びフィアラ・チェコ首相との懇談のほか、ミツォタキス・ギリシャ首相との懇談及びビジネス・フォーラム等が実施され、エネルギー分野等経済関係活性化に向けた対話が行われたことは、今次ウクライナ情勢を受け、企業が脱ロシア依存、エネルギー問題への対応をする上で認識を共有し、経済関係の側面で関係強化できた点で有意義であった。(令和2・3・4年度:中・東欧諸国との二国間関係の強化(達成手段①3 人的・知的交流、民間交流の維持・促進)

【測定指標3-4 中・東欧諸国の要人往来数(首脳・外相・外務省政務レベル以上)】

直近3年度でドイツ、ウクライナ、西バルカン諸国、V4諸国と活発な政務レベルの要人往来を行った。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、要人往訪数と来訪数が落ち込んだ一方で、主にオンライン(電話を含む。)による要人間コミュニケーションが積極的に実施された。令和3年度と令和4年度には、オンラインによる要人間コミュニケーションを引き続き活用しつつ、対面での物理的な要人往来数が大幅に増加した。感染症の影響下で国際社会の環境変化に順応して、対面での要人往来に代わる手段としてのオンラインでの会談・協議を大幅に増加させることができ、また、感染症の影響が徐々に収まる中で再度対面での往来を活発化させるとともに、新たに活用しつつあったオンラインでの会談・協議を組み合わせて効果的にハイレベルでの意見交換を行うことができたことから、往来数、往来の成果等も踏まえ、評価期間にわたり継続的に、各国との関係強化の観点から適切な水準を維持することができた。そもそも、新型コロナウイルスへの対応により令和4年10月まで査証免除措置の一時的な停止措置が導入されるなど、目標設定の段階で発生が予測できなかった事態が発生したのであり、これは判定基準に言う「外部要因」にあたり、特別な考慮が必要と判断する。

こうした状況にありながらも、特に、ドイツとの第1回日独政府間協議(令和5年3月)において、 首脳に加え、経済気候、財務、内務、外務、国防、デジタル交通の 6 閣僚との間で全体会合及び各バイ 会談等を実施したことは、日独関係の協力分野を拡大することに繋がる画期的な取組なった。また、岸 田総理大臣のウクライナ訪問及びゼレンスキー・ウクライナ大統領との首脳会談(令和5年3月)で は、日本の一貫した立場を伝えるのみならず、法の支配に基づく国際秩序を守り抜くという決意を示 す等、G7議長国として国際社会の諸課題の解決に向けてリーダーシップを発揮する姿勢を示すこと ができ、歴史的な実績となった。特に、岸田総理大臣が、キーウ郊外のブチャ市を訪問し、犠牲者への 献花を行った上で、ロシアの暴挙により悲惨な体験をされた方々から直接話を聞き、また、その後の復 旧の状況についても話を聞いたことは、我が国の姿勢を強く国際社会に示すこととなり、非常に大き な意義を持った。さらに、8月、岸田総理は、ウクライナ政府がオンライン形式で開催した第22回ク リミア・プラットフォーム首脳会合に参加し、国際社会が結束する必要性について発言を行った。ま た、3月、岸田総理大臣は、「ウクライナにおけるロシアの戦争犯罪等のアカウンタビリティに関する ブチャ・サミット」 にビデオ・メッセージの形で参加し、 本年のG7議長国として法の支配に基づく国 際秩序を守り抜くという強い決意を示していく旨述べた。同月、林外務大臣は、第2回民主主義のため のサミット「ウクライナにおける公正かつ永続的な平和に関する討論イベント(オンライン)」におい て、ビデオ・メッセージを発出した。さらに5月、「ウクライナに対する侵略犯罪に関する特別法廷の 設立に関するコア・グループ首脳オンラインサミット」 において、山田外務副大臣はビデオ・メッセー ジを発出した。

V4諸国との間でも、第7回「V4+日本」外相会合(令和3年度5月)の開催を通じて、自由で開かれたインド太平洋、厳しさを増す東アジア等の安全保障環境等について議論するなど、各国との二国間協力にとどまらず、地域情勢や国際社会の課題解決に向けた連携をより緊密化できた。

こうした成果を踏まえ、評価期間中の要人往来数については、おおむね目標とする水準を達成することができた。(令和2・3・4年度:中・東欧諸国との二国間関係の強化(達成手段①))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

中・東欧諸国は、日本にとって自由、民主主義、法の支配及び人権などの基本的価値や原則を共有 し、国際社会の課題に共に取り組む重要なパートナーである。ロシアによるウクライナ侵略が、欧州の みならずアジアを含む国際秩序の根幹を揺るがす中、ウクライナ情勢に加え、東アジアやインド太平 洋等、国際社会の幅広い課題について、中・東欧諸国と様々な分野で緊密な二国間関係を維持・発展さ せることの重要性は一層増している。

したがって、中・東欧諸国との間で対話、政策調整、人的・知的交流を通じて、政治、経済及び安全保障等の分野で関係を維持・強化することは非常に重要である。また、国際社会の共通の課題に加え、東アジアやインド太平洋における協力関係を継続・促進することも必要不可欠であり、今後ともこれらの達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

3-1 政府間対話の進展 *

令和2年度から令和4年度の3年間を通じて、中・東欧諸国間との二国間関係強化に大きく資した ハイレベルの政府間対話の進展を、引き続き重点項目とする。政府ハイレベルが未訪問である国、政務 レベルの訪問が頻繁に行われていない国との対話についても、日本の立場や問題意識をインプットし、 国際社会等において支持を得る機会とすべく、積極的に取り組む。

3-2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展 *

今回評価期間において、政府ハイレベルで合意された事項や中・東欧諸国との協力を具体化する観点から効果が高かったことから、本項目は引き続き重点的に取り組む。今後とも、中期目標の実現に向け、中・東欧諸国の実務レベルでの更なる緊密な関係構築を目指す。

3-3 民間の人的・知的交流の進展

今回評価期間において、民間から著名な有識者の参加を得て人的交流の深化を行うことは、民間レベルでの二国間関係の強化に大きく資することになったため、今後も重点的に取り組む。政策効果の観点から有意義だと考えられる招へい事業や派遣事業を積極的に活用し、機を逃さず民間の人的・知的交流の促進を実現する。

3-4 中・東欧諸国の要人往来数(首脳・外相・外務省政務レベル以上)

より緊密な二国間関係構築のためには要人往来の増加が重要である。そのため、近年の国際社会の 諸課題に対する日本の立場や問題意識を伝え、政務レベルでの連携強化・国際社会等における支持に つなげる機会として要人往来を積極的に活用する。ついては、具体的な数値に拘泥せず、往来数のほ か、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、中・東欧諸国との二国間協力関係の強 化等の観点から適切な水準を設定する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- · 令和5年版外交青書(外交青書2023) 第2章第5節 欧州
- 外務省ホームページ

欧州

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/europe.html)

個別分野4 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展

施策の概要

- 1 首脳会談、外相会談等のハイレベルな政治対話を積極的に推進する。
- 2 北方領土問題を解決して平和条約を締結するための交渉を推進する。そのための環境整備として、 四島交流、四島住民支援事業等を実施する。
- 3 日露間の貿易経済関係の拡大・深化に向けた取組を実施する。特に、平成28年5月の日露首脳会 談で具体化に向けた取組を進めることで一致した8項目の「協力プラン」等の互恵的な協力を着実 に進展させる。
- 4 地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話を実施する。アジア太平洋地域における 日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。
- 5 防衛当局間のハイレベル交流、部隊間交流、外交・防衛当局間での協議の実施に向け、必要な支援及び調整を行う。治安当局間による交流の実施に向け、必要な支援及び調整を行う。
- 6 各種招へい事業、交流事業等を実施する。令和2年度は「日露地域交流年」を開催し、年度を通じて民間主催行事も含め100件以上の様々な交流行事の実現を図る。
- (注) 令和4年2月24日に発生したロシアによるウクライナ侵略、及び、令和4年3月21日にロシアが発表した「日本政府の決定に対する対抗措置」(ロシア外務省は、ウクライナ情勢に関連して日本が行った措置が一方的な非友好的な措置であるとして、①平和条約交渉を継続しない、②四島交流等の事業を中止する、③共同経済活動に関する対話から離脱するなどの措置を発表。)を受け、本施策の各項目をそのまま推進することは困難、あるいは、適当ではない状況が生じていることに留意する必要がある。

領土問題を解決して平和条約を締結するとの対露外交の基本方針は不変であるが、現下のウクライナ情勢の下で今後の日露関係の展望を見通すことは困難であり、これらの施策の取扱いについては、今後の状況を踏まえて適切に判断していくこととなる。

また、8項目の「協力プラン」を含むロシアとの経済分野の協力に関する政府事業については、 「日露地域交流年」関連事業も含め、当面見合わせることを基本としている。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・第 208 回国会施政方針演説(令和 4 年 1 月 17 日) 六 外交・安全保障
- 第208回国会外交演説(令和4年1月17日)

測定指標4-1 政府間対話の進展 *

中期目標(令和--年度)

首脳会談を始めとするハイレベル対話の実施、議会・議員間交流等を通じ、隣国同士である日本とロシアが、アジア太平洋地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築し、あらゆる分野の連携を促進させる。

令和2年度目標

- 1 領土問題の解決や経済分野等幅広い分野における日露関係の進展に向け、首脳・外相会談を含む ハイレベル政治対話を継続する。北朝鮮、シリア、ウクライナ情勢等国際社会が直面する様々な問 題についてロシアが建設的な役割を果たすよう、働きかける。
- 2 首脳間を含む様々なレベルでの対話を継続し、平成30年11月のシンガポールでの首脳間の合意に従って平和条約交渉を進展させる。
- 3 活発な議員・議会対話の継続を支援する。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により対面での協議が困難となる中で、日露間で首脳電話会談を3回、外相電話会談を2回実施した。首脳・外相レベルで、北朝鮮等国際社会が直面する様々な問題についてロシアが建設的関与を果たすよう、直接働きかけるとともに、北方領土問題、安全保障、経済、国際社会における協力等、幅広い分野について協議を行った。事務レベルでも、次官級協議(6月、12月)を含む様々なレベルで、こうした幅広い分野について活発な議論を行った。
- 2 5月の日露首脳電話会談及び日露外相電話会談では、平和条約交渉を含む協議・協力をしっかり

進めていくことで一致した。菅政権発足後、9月の日露首脳電話会談では、プーチン大統領から、平和条約締結問題も含め、二国間のあらゆる問題に関する対話を継続していく意向であると述べたのに対し、菅総理大臣から、日露関係を重視しており、平和条約締結問題を含め、日露関係全体を発展させていきたいと述べた。その上で、両首脳は、安倍総理大臣とプーチン大統領が平成30年11月のシンガポールでの首脳会談で「1956年宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」ことで合意したことを改めて確認した。10月の日露外相電話会談では、両外相は、平和条約交渉を含む日露間の協議や協力について前進を図るべく、引き続き外相レベルでも率直に議論を重ねていくことで一致した。

3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、議員間交流にも制約が出ている中で、オンライン形式での対話により、両国の議員・議会間交流の継続を支援している。例えば、7月に露「統一ロシア」党主催国際会議「新型コロナウイルス感染拡大における安全保障分野での協力」に逢沢日ロ友好議員連盟会長が出席した。また、令和3年1月、コサチョフ連邦院国際問題委員長(「連邦院露日議会間・地域間支援協議会」会長)と世耕参議院自民党幹事長(「参議院自民党・日露議員懇話会」会長)がオンライン形式で、日露議会間交流に関する意見交換を行った。

令和3年度目標

- 1 領土問題の解決や経済分野等幅広い分野における日露関係の進展に向け、首脳・外相会談を含む ハイレベル政治対話を継続する。北朝鮮、シリア、ウクライナ情勢等国際社会が直面する様々な問 題についてロシアが建設的な役割を果たすよう、働きかける。
- 2 首脳間を含む様々なレベルでの対話を継続し、平成30年11月のシンガポールでの首脳間のやり取りをしっかりと引き継ぎ、領土問題を解決して平和条約を締結するとの基本方針の下、粘り強く交渉に取り組む。
- 3 活発な議員・議会対話の継続を支援する。

施策の進捗状況・実績

以下 $1 \sim 3$ に記載した施策の進捗状況・実績については、いずれも、令和 4 年 2 月 24 日に開始されたロシアによるウクライナ侵略の前に行われていたものであることに留意する必要がある。また、ロシアによるウクライナ侵略が開始された同日以降の政策を令和 3 年度目標に照らした実績として記載することは困難であるが、令和 4 年度目標に対応するものとして、以下 4 に記載する。

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により対面での協議が困難となる中で、日露間で首脳電話会談を2回、外相会談を3回(対面での会談1回、電話会談2回)実施した。特に令和4年2月17日に実施された日露首脳電話会談では、岸田総理からプーチン大統領に対して、ウクライナ情勢について重大な懸念を持って注視している、力による一方的な現状変更ではなく、外交交渉により関係国にとって受け入れられる解決方法を追求すべきである旨働きかけた。
- 2 北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するとの基本方針の下、ロシアとの交渉に精力的に取り組んだ。また、7月のミシュスチン首相による択捉島訪問、9月の東方経済フォーラムでのプーチン大統領による「クリル」諸島における「特恵制度」の導入についての発表、10月のグリゴレンコ副首相及びフスヌリン副首相による択捉島等訪問など北方四島に関する日本の立場と相容れないロシア側の動きに対し、政府として様々なレベルで抗議や申入れを行った。
- 3 9月、山東参議院議長が、オーストリアで開催された第13回女性議長会議及び第5回世界議長会議に参加の折、マトヴィエンコ・ロシア連邦院議長と会談した。
- 4 令和4年2月のロシアのウクライナ侵略後、同月には林大臣が駐日ロシア大使を召致し、ロシアを非難しつつ即時停戦・撤退に係る申入れを行い、また、3月にはロシア外務省が日本に対する措置を発表したことを受け、森次官がガルージン大使を召致して我が国の立場の申し入れる等の取組を通じ、ロシアによるウクライナ侵略に関し、ロシアに対する外交的圧力を強化した。

令和4年度目標

- 1 ロシアによるウクライナ侵略に関し、G7を始め国際社会と結束して、ロシアに対して軍のウクライナからの即時撤収、国際法の遵守を強く求めるとともに、強力な対露制裁措置を実施し、ロシアに対する外交的・経済的圧力を強化する。
- 2 今後のウクライナ情勢や国際的な議論を踏まえた上で、我が国の国益に資すると判断される場合 には、領土問題を解決して平和条約を締結するとの基本方針の下、日露関係の進展に向け、首脳会 談を始めとし、様々なレベルでの日露間の対話を行っていく。

施策の進捗状況・実績

1 ロシアに対する働きかけ状況。

ロシアによるウクライナ侵略は、国際秩序の根幹を脅かすものであり、日本は、力による一方的な現状変更は、地球上のいかなる場所でも許してはならないという強い決意の下、ロシアに対し、侵略を即時停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求め、また、G7を始めとする国際社会と緊密に連携しながら、ロシアに対して厳しい制裁措置を講じるなど、断固とした行動をとった。具体的には、G7を始めとする国際社会と緊密に連携し、個人・団体に対する制裁、銀行の資産凍結等の金融分野での制裁、輸出入禁止措置などの厳しい措置を迅速に実施した。また、経済制裁以外にも、日本は、ロシアの一部の関係者に対しても、日本への査証発給の停止を行った。さらに、4月6日、ウクライナ侵略における状況も踏まえ、日本として総合的に判断した結果、8人の在日ロシア大使館の外交官及びロシア通商代表部職員の国外退去を求めた。

2 日露間の意思疎通

ロシアによるウクライナ侵略の開始により、国際社会としてロシアとの関係をこれまでどおり維持することができなくなったことを受け、日本としても従来の対ロシア外交を大きく転換し、G7を始めとする国際社会と連携しつつ、ロシアに対して厳しい制裁措置を講じるなど、断固とした行動をとった。他方で、例えば、北方四島周辺水域操業枠組協定に基づく操業といった漁業などの経済活動や、知床遊覧船事故への対応といった海洋における安全に係る問題のように日露が隣国として対処する必要のある事項については、我が国外交全体において、何が我が国の国益に資するかという観点もしっかり考えつつ、適切に対応していくとの考えから、実際に、相互の大使館等を通じて、こうした事項に関する外交上のやり取りを日々行った。

令和2・3・4年度目標の達成状況: c

測定指標 4-2 平和条約交渉 *

中期目標(令和--年度)

北方領土問題を解決し、平和条約を締結する。

令和2年度目標

1 領土問題の解決に向けた協議を継続する。

平成30年11月のシンガポールでの首脳間の合意に従って、平和条約交渉を進展させる。北方四島における共同経済活動の進展に向けた協議を精力的に行う。令和元年度に実施した航空機を利用した元島民による墓参、追加的な出入域ポイントの設置、アクセスが制限された区域への墓参の継続実施を働きかける。

2 関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした四島住民支援事業等関連事業を円滑に実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により対面での協議が困難となる中で、日露間で首脳 電話会談を3回、外相電話会談を2回実施した。菅政権発足後、9月の日露首脳電話会談では、両 首脳は、安倍総理大臣とプーチン大統領が平成30年11月のシンガポールでの首脳会談で「1956年 宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」ことで合意したことを改めて確認した。次官級協議 についても、2回実施した。
 - (2) 平成 28 年 12 月のプーチン大統領訪日の際に協議の開始で合意した北方四島における共同経済活動については、平成 29 年 9 月の日露首脳会談で特定された 5 件のプロジェクト候補を具体化すべく、首脳間、外相間に加え、次官級協議及び局長級作業部会などを通じてロシア側と議論を重ねてきている。令和 2 年度には、4 回の局長級作業部会、2 回の次官級協議に加え、外相会談、首脳会談においても議論を行った。
 - (3) 令和2年度の航空機墓参を含む四島交流等事業については、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況により実施困難となった。
- 2 新型コロナウイルス感染症をめぐる状況により、令和2年度の四島交流、四島住民に対する人道 支援、北方墓参、自由訪問の事業はいずれも実施困難となった。また、北方四島を含む日露両国の 隣接地域について、防災や生態系保全等の分野での協力を進めた。

令和3年度目標

- 1 領土問題の解決に向けた協議を継続する。
 - 平成30年11月のシンガポールでの首脳間のやり取りをしっかりと引き継ぎ、領土問題を解決して平和条約を締結するとの基本方針の下、粘り強く交渉に取り組む。北方四島における共同経済活動の進展に向けた協議を精力的に行う。航空機を利用した元島民による墓参、追加的な出入域ポイントの設置、アクセスが制限された区域への墓参の継続実施を働きかける。
- 2 関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした四島住民支援事業等関連事業を円滑に実施する。

施策の進捗状況・実績

以下に記載した施策の進捗状況・実績については、いずれも、令和4年2月24日に開始されたロシアによるウクライナ侵略の前に行われていたものであることに留意する必要がある。ロシアによるウクライナ侵略が開始された同日以降の政策を令和3年度目標に照らした実績として記載することは困難。

- 1 (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により対面での協議が困難となる中で、日露間で首脳 電話会談を2回、外相会談を3回(対面での会談1回、電話会談2回)実施した。令和3年9月の ニューヨークにおける国連総会の際の茂木外務大臣とラヴロフ外相の会談は1年7か月ぶりの対面 の会談となった。岸田政権発足直後の10月には日露首脳電話会談が行われ、11月には林外務大臣 就任初となる日露外相電話会談が行われた。こうした首脳・外相レベルの会談や事務レベルでの協 議において、北方領土問題について活発な議論を行った。
- (2) 北方四島における共同経済活動については、平成29(2017)年9月の日露首脳会談で特定された5件のプロジェクト候補を具体化すべく、コロナ禍にあっても、引き続きオンラインなどを活用してロシア側との協議を重ねてきた。令和3年度には、4回の分野別専門家会合、1回の課長級作業部会、1回の次官級協議に加え、外相会談においても議論を行った。
- (3) 令和3年度の航空機墓参を含む四島交流等事業については、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況により実施困難となった。
- 2 令和3年度の四島住民支援事業等関連事業についても、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況 により実施困難となった。

令和4年度目標

- 1 ロシアによるウクライナ侵略に関し、G7を始め国際社会と結束して、ロシアに対して軍のウクライナからの即時撤収、国際法の遵守を強く求めるとともに、強力な対露制裁措置を実施し、ロシアに対する外交的・経済的圧力を強化する。
- 2 今後のウクライナ情勢や国際的な議論を踏まえた上で、我が国の国益に資すると判断される場合には、領土問題の解決に向けた平和条約締結交渉、四島交流等事業、北方四島における共同経済活動に関するロシアとの協議の再開に向けて取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 ロシアによるウクライナ侵略は、国際秩序の根幹を脅かすものであり、日本は、力による一方的な現状変更は、地球上のいかなる場所でも許してはならないという強い決意の下、ロシアに対し、侵略を即時停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求め、また、G7を始めとする国際社会と緊密に連携しながら、厳しい対ロシア制裁をとるなど、断固とした行動をとった。
- 2 この令和4年2月24日に開始されたロシアによるウクライナ侵略、令和4年3月21日のロシア外務省による「日本政府の決定に対する対抗措置」の発表(ウクライナ情勢に関連して日本が行った措置が一方的な非友好的な措置であるとして、①平和条約交渉を継続しない、②四島交流及び自由訪問を中止する、③共同経済活動に関する対話から離脱するなどの措置を発表。)、9月5日のロシア政府による四島交流及び自由訪問に係る合意の効力停止に係る9月3日付け政府令の発表などにより、令和4年度について、平和条約締結交渉、四島交流等事業、北方四島における共同経済活動に関する施策を推進することは困難な状況となり、その展望について述べる状況にならなかった。こうしたロシア側の対応については、日本側から、今回の事態は全てロシアによるウクライナ侵略に起因して発生しているものであり、それにもかかわらず、日本側に責任を転嫁しようとするロシア側の対応は極めて不当であり、断じて受け入れられないとして、ロシア側に強く抗議した。

令和2・3・4年度目標の達成状況: c

測定指標4-3 貿易経済分野における協力 *

中期目標(令和--年度)

エネルギー、極東・東シベリア開発やロシア経済近代化における互恵的協力を含めた日露貿易経済 関係拡大に向けた取組を実施する。

令和2年度目標

- 1 貿易経済日露政府間委員会等各種会議・会合等の実施を通じ、8項目の「協力プラン」の具体化を更に進めつつ、ロシアの貿易投資環境改善につき、ロシア側に対応を求める。
- 2 ロシア経済近代化に資するエネルギー、医療、農業、都市環境等の分野での両国間の協力の拡大に向けて、日本企業のロシア進出支援を推進する。
- 3 日本センターを通じ、ロシアにおける人材育成、両国企業のビジネス支援活動、地域経済交流を 継続する。

施策の進捗状況・実績

1 8項目の「協力プラン」は平成28年5月に安倍総理大臣がプーチン大統領に提案してから5年が経過し、200件以上の民間プロジェクトを創出している。本年度は新型コロナウイルス感染症の影響による両国の経済関係に対する制約にもかかわらず、日露の企業によるウイルス迅速検査キットの共同開発を始め、両国の貿易・経済分野の協力の進展に向けて、引き続き様々なプロジェクトが生み出されている。

菅政権発足後に行われた9月の日露首脳電話会談においては、経済を含む幅広い分野で日露関係全体を発展させていくことで一致し、その後もオンラインを活用して、12月には、次官級の協議である貿易経済に関する日露政府間委員会貿易投資分科会第12回会合及び地域間交流分科会第9回会合や、茂木外務大臣とレシェトニコフ経済発展相との間で、貿易経済に関する日露政府間委員会共同議長間会合がオンライン形式で行われた。その中で、両大臣は、引き続き8項目の「協力プラン」の下で両国の貿易・経済分野の協力を進展させていくことで一致した。

- 2 令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響により、日露間の貿易額は令和元年比で24.3%の減少となり、また毎年ロシアで開催され、多くの日本企業関係者が参加してきた大型のビジネス・フォーラムも中止・延期となった。こうした状況も踏まえ、貿易投資分科会第12回会合及び地域間交流分科会第9回会合を含め、オンラインを活用して各分野で日露間の対話を継続した。また、本省及び在外公館において、ロシアでのビジネス継続・新規案件の実施に向けた情報提供や必要な支援、露側への働きかけ等を行った。
- 3 日本センターは、ロシア国内 6 都市で両国企業間のビジネスマッチングや経営関連講座を実施している。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、日本人講師を派遣しての巡回講座、ロシア人研修生による訪日研修が取りやめとなったが、新たに開始したオンライン講座には約 5,600 人が参加した。

令和3年度目標

- 1 貿易経済日露政府間委員会等各種会議・会合等の実施を通じ、8項目の「協力プラン」の具体化を更に進めつつ、ロシアの貿易投資環境改善につき、ロシア側に対応を求める。
- 2 ロシア経済近代化に資するエネルギー、医療、農業、都市環境等の分野での両国間の協力の拡大に向けて、日本企業のロシア進出支援を推進する。
- 3 日本センターを通じ、ロシアにおける人材育成、両国企業のビジネス支援活動、地域経済交流を 継続する。

施策の進捗状況・実績

以下に記載した施策の進捗状況・実績については、いずれも、令和4年2月24日に開始されたロシアによるウクライナ侵略の前に行われていたものであることに留意する必要がある。ロシアによるウクライナ侵略が開始された同日以降の政策を令和3年度目標に照らした実績として記載することは困難であるが、令和4年度目標に対応するものとして、以下4に記載する。

1 平成28年5月に安倍総理大臣がプーチン大統領に提案した8項目の「協力プラン」は、200件以上の民間プロジェクトを創出し、その約6割で具体的な投資等に至った。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響による両国の経済関係に対する制約にもかかわらず、日本企業によるLNG積

替え基地事業への参画に関する基本合意締結などの動きが見られた。

岸田政権発足直後に行われた 10 月の日露首脳電話会談においては、経済を含む幅広い分野で日露関係全体を互恵的に発展させていくことで一致し、その後もオンラインを活用して、11 月には次官級の協議である貿易経済に関する日露政府間委員会貿易投資分科会第 13 回会合及び地域間交流分科会第 10 回会合、令和4年2月には林外務大臣とレシェトニコフ経済発展相との間で貿易経済に関する日露政府間委員会共同議長間会合が開催された。

- 2 令和3年の日露間の貿易額は、新型コロナウイルス感染症の影響による落ち込みから回復し、1月から12月の貿易額は対前年比で35.7%の増加となった(令和3年1月から12月統計での貿易額全体は、約2兆4,055億円(出典:財務省貿易統計))。他方、往来に制約のある状況は継続し、毎年ロシアで開催され多くの日本企業関係者が参加してきた大型のビジネス・フォーラムも、日本から出張しての参加は限定的となった。こうした状況も踏まえ、オンラインを活用して各分野で日露間の対話を継続した。また、本省及び在外公館において、ロシアでのビジネス継続・新規案件の実施に向けた情報提供や必要な支援、露側への働きかけ等を行った。
- 3 日本センターは、ロシア国内 6 都市で両国企業間のビジネスマッチングや経営関連講座を実施している。令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、日本人講師を派遣しての巡回講座、ロシア人研修生による訪日研修が取りやめとなったが、各センターが開催した日本人講師による各種オンライン講座には、延べ人数で計約 4,700 人が参加した。また、ビジネス・地域交流支援として、分野別又は地域別の経済フォーラムや会議を企画し、計約 1,000 人が参加した。
- 4 令和4年2月のロシアのウクライナ侵略後、8項目の「協力プラン」を含めたロシアとの経済分野の協力に関する政府事業については当面見合わせつつ、G7を始めとする国際社会と連携し、ロシア政府高官や軍関係者等に対する制裁、ロシアの銀行に対する資産凍結等を含む金融分野での制裁、輸出禁止措置などの対露経済制裁を迅速に実施する等然るべく対応を行った。

令和4年度目標

ロシアによるウクライナ侵略に関し、G7ほか国際社会と連携し強い制裁措置を講じることを通じ、ロシアに国際社会の非難を真摯に受け止めさせ、ロシア軍の即時撤収、国際法の遵守を実現する。その上で、現下の国際情勢や制裁措置が我が国経済に与える影響等も踏まえながら、日露間の経済関係を適切にマネージしていく。

施策の進捗状況・実績

- 1 ロシアによるウクライナ侵略は、国際秩序の根幹を脅かすものであり、日本は、力による一方的な現状変更は、地球上のいかなる場所でも許してはならないという強い決意の下、ロシアに対し、侵略を即時停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求め、また、G7を始めとする国際社会と緊密に連携しながら、厳しい対ロシア制裁をとるなど、断固とした行動をとった。
- 2 具体的には、令和4年2月24日に開始されたロシアによるウクライナ侵略以降、G7を始め各国と緊密に連携し、ロシアの政府関係者・軍関係者・国家院議員・財閥関係者など1,000を超える個人及び団体に対する資産凍結措置や金融措置などとして、ロシア最大手ズベルバンクを含む10以上の特定銀行に対する資産凍結措置、ロシア中央銀行との取引制限、デジタル資産を用いたロシアによる制裁回避への対応、ロシアへの新規投資の禁止、ロシア向けサービス(信託、会計・監査、経営コンサルティング)の提供禁止などを実施した。

また、貿易措置としては、関税暫定措置法を改正し、ロシアの最恵国待遇を撤回した。さらに、300以上のロシアの軍事関連団体への輸出禁止措置、ロシアへの奢侈(しゃし)品や先端的な物品、産業基盤強化に資する物品、化学兵器などの関連物品の輸出禁止など措置の対象を拡大したほか、ロシアからの一部物品(機械類、一部木材、ウォッカなど)や金の輸入禁止を実施するなど、厳しい制裁措置を実施した。

エネルギー分野への措置としては、石炭・石油のロシアからの輸入のフェーズアウトや禁止を含め、エネルギーのロシア依存を低減していく方針を取った。G7及びオーストラリア、EUとともにロシアのエネルギー収入を減少させつつ、世界のエネルギー市場の安定を支援することを目的に、上限価格を超えるロシア産原油及び石油製品へのプライスキャップ(価格上限規制)を導入した。なお、プライスキャップ制度検討にあたって、ロシアにおける石油・天然ガス開発事業「サハリン1」、「サハリン2」については、中長期的な安定供給を確保する観点から、我が国のエネルギー安全保障上重要なプロジェクトであり、権益を維持する方針であるため、同方針に対する理解を関係国に働きかけた。3 令和4年の日露間の貿易額は、対前年比で6.2%の増加となった(同期間の貿易額全体は、約2兆5,637億円(出典:財務省貿易統計))。日本の対露制裁措置により日本からロシアへの輸出額が減少した一方、世界的な資源価格の高騰や円安の影響などによりロシアから日本への輸入額は増加したため

とみられる。ロシアによるウクライナ侵略以降、8項目の「協力プラン」を含めたロシアとの経済分野の協力に関する政府事業政府事業については当面見合わせることを基本とした。ウクライナ情勢を受け、日本企業等に様々な影響が及ぶ中、本省及び在外公館において、日本企業からのロシアでのビシネス継続・撤退判断に係る相談対応や情報提供等を行った。

4 日本センターは、ロシア国内 6 都市に所在しており、令和 4 年 2 月のロシアによるウクライナへの侵略後は現地の日本企業保護の観点から撤退を含む情報提供を行った。11 月からは、ロシア市民社会の対日理解促進の観点からの日本語教育を再開した。

令和2・3・4年度目標の達成状況: c

測定指標4-4 国際社会における協力

中期目標(令和--年度)

地球規模の課題及び主要地域問題に関する協力・対話といった国際社会における協力を推進する。

令和2年度目標

- 1 北朝鮮、シリア、テロとの闘い、ウクライナ情勢等国際社会が直面する主要な地域問題及び地球規模の問題に関する協力・対話を実施する。
- 2 アジア地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 首脳・外相電話会談等の機会を通して、北朝鮮情勢等国際社会が直面する様々な問題について、ロシアが建設的に関与するよう働きかけた。特に北朝鮮情勢に関しては、首脳レベルを始めとする様々なレベルで引き続き日露間で連携していくことを確認した。
- 2 アジア地域における日露協力について。

首脳レベルを始めとする様々なレベルでアジア太平洋地域における安全保障情勢について議論を 行ったほか、テロ対策、軍縮・不拡散、ナゴルノ・カラバフ情勢といった課題について外交当局間 で協議を行い、相互理解を深めた。

令和3年度目標

- 1 北朝鮮、シリア、テロとの闘い、ウクライナ情勢等国際社会が直面する主要な地域問題及び地球 規模の問題に関する協力・対話を実施する。
- 2 アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。

施策の進捗状況・実績

以下に記載した施策の進捗状況・実績については、いずれも、令和4年2月24日に開始されたロシアによるウクライナ侵略の前に行われていたものであることに留意する必要がある。ロシアによるウクライナ侵略が開始された同日以降の政策を令和3年度目標に照らした実績として記載することは困難。

- 1 首脳・外相電話会談等の機会を通して、北朝鮮の核・ミサイル活動含む北朝鮮情勢等国際社会が 直面する様々な問題について議論し、対話を続けていくことで一致した。
- 2 令和4年2月に開催された日露首脳電話会談では、プーチン大統領は岸田総理大臣との間で二国間及び国際的な課題に関して建設的に連携する用意がある、平和条約締結問題も含め、二国間のあらゆる問題に関する対話を継続していく意向である旨述べた。

令和4年度目標

ロシアによるウクライナ侵略に関し、G7を始め国際社会と結束して、ロシアに対して軍のウクライナからの即時撤収、国際法の遵守を強く求めるとともに、強力な対露制裁措置を実施し、ロシアに対する外交的・経済的圧力を強化する。

以上の状況を受け、今後のウクライナ情勢や国際的な議論を踏まえた上で、アジア太平洋地域を含む国際社会が直面する主要な地域問題及び地球規模の問題に関する協力・対話の再開を検討する。

施策の進捗状況・実績

1 ロシアによるウクライナ侵略は、国際秩序の根幹を脅かすものであり、日本は、力による一方的

な現状変更は、地球上のいかなる場所でも許してはならないという強い決意の下、ロシアに対し、侵略を即時停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求め、また、G7を始めとする国際社会と緊密に連携しながら、ロシアに対して厳しい制裁措置を講じるなど、断固とした行動をとった。

2 他方、ウクライナ情勢やこれを受けた日露関係の悪化を受け、令和4年度は、アジア太平洋地域を含む国際社会が直面する主要な地域問題及び地球規模の問題に関する二国間の協力は実施しなかった。

令和2・3・4年度目標の達成状況:c

測定指標4-5 防衛・治安分野における関係の発展

中期目標(令和--年度)

防衛当局間・部隊間交流、外交・防衛当局間協議、治安当局間交流等の防衛・治安分野における関係を発展させることにより、これら分野における両国の信頼関係を構築する。

令和2年度目標

- 1 安全保障分野
- (1) 我が国自衛隊及びロシア軍による共同訓練及び相互訪問の実施のための、必要な調整、支援等を行う。
- (2) 安全保障政策を担当する両国の組織間での協議・対話の実施のための、必要な調整、支援等を行う。
- (3) 非伝統的脅威の分野での日露間の協力促進のための、必要な調整、支援等を行う。
- 2 治安分野

治安分野を担当する両国の組織間での協議及び相互訪問の実施のための、必要な調整、支援等を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 安全保障分野
- (1)新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、防衛当局間の各種交流・共同訓練等の多くは令和3年度に実施する方向で調整することとなった。
- (2)新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、安全保障政策を担当する当局間の対面での各種協議の実施が困難となる中でも、12月の森外務審議官とモルグロフ・ロシア外務次官との協議(テレビ会議)を始め、オンライン形式を活用しつつ、事務レベルでの意思疎通を継続した。
- (3)新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、日露間及び国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) が連携する形で行ってきている麻薬対策分野における訓練等は来年度に実施する方向で調整することとなった。
- 2 治安分野

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、治安当局間の対面での各種協議の実施が困難となる中でも、書面でのやり取りを含め、各分野において事務レベルでの意思疎通は継続し、当省として必要な調整・支援を行った。

令和3年度目標

- 1 安全保障分野
- (1) 我が国自衛隊及びロシア軍による共同訓練及び相互訪問の実施のための、必要な調整、支援等を行う。
- (2) 安全保障政策を担当する両国の組織間での協議・対話の実施のための、必要な調整、支援等を 行う。
- (3) 非伝統的脅威の分野での日露間の協力促進のための、必要な調整、支援等を行う。
- 2 治安分野

治安分野を担当する両国の組織間での協議及び相互訪問の実施のための、必要な調整、支援等を行う。

施策の進捗状況・実績

以下に記載した施策の進捗状況・実績については、いずれも、令和年2月24日に開始されたロシアによるウクライナ侵略の前に行われていたものであることに留意する必要がある。ロシアによるウク

ライナ侵略が開始された同日以降の政策を令和3年度目標に照らした実績として記載することは困難。

1 安全保障分野

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、安全保障政策を担当する当局間の対面での各種協議の実施が困難となる中でも、事務レベルでの意思疎通を継続した。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、安全保障政策を担当する当局間の対面での各種協議の実施が困難となる中でも、事務レベルでの意思疎通を継続した。
- (3) 日露間及び国連薬物・犯罪事務所(UNODC)が連携する形で行ってきている麻薬対策分野における研修を、9月に中央アジア諸国の麻薬対策官を対象に実施した。
- 2 治安分野新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、治安当局間の対面での各種協議の 実施が困難となる中でも、書面でのやり取りを含め、各分野において事務レベルでの意思疎通は継続し、当省として必要な調整・支援を行った。

令和4年度目標

- 1 ロシアによるウクライナ侵略に関し、G7を始め国際社会と結束して、ロシアに対して軍のウクライナからの即時撤収、国際法の遵守を強く求めるとともに、強力な対露制裁措置を実施し、ロシアに対する外交的・経済的圧力を強化する。
- 2 今後のウクライナ情勢や国際的な議論を踏まえ、我が国の国益に資する範囲で、ロシアとの間の 防衛交流、安全保障に関する協議・対話、非伝統的脅威の分野での協力、治安分野での協議・対話の 再開を検討し、それらを適切に実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 ロシアによるウクライナ侵略は、国際秩序の根幹を脅かすものであり、日本は、力による一方的な現状変更は、地球上のいかなる場所でも許してはならないという強い決意の下、ロシアに対し、侵略を即時停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求め、また、G7を始めとする国際社会と緊密に連携しながら、ロシアに対して厳しい制裁措置を講じるなど、断固とした行動をとった。
- 2 同時に、海洋における安全に係る問題などについては、我が国外交全体において、何が我が国の 国益に資するかという観点からもしっかり考えつつ適切に対応していくこととしており、例えば、 4月に発生した知床遊覧船事故における行方不明者の捜索、救助や御遺体の引渡しについては、日 露間で協力して対応した。

令和2・3・4年度目標の達成状況:c

測定指標4-6 文化・国民間交流の進展 *

中期目標(令和--年度)

各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業、日露草の根交流事業等の実施を通 じ、相互理解を促進する。

令和2年度目標

- 1 閣僚級・戦略的実務者招へい等の各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業、 日露草の根交流事業の実施を通じて、更なる人的交流・文化交流の活性化を図る。
- 2 令和元年6月のG20大阪サミットの際の日露首脳会談で発表された「日露地域交流年」に関連した行事を実施するとともに、「ロシアにおける日本年」及び「日本におけるロシア年」で得られた交流の機運の裾野を地方まで広げていき、年間を通じて民間主催行事も含め 100 件以上の交流行事の実現を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルス感染拡大及び右に伴う日露両国間の渡航制限措置等により、各種スキームによる招へいが停滞したほか、多くの事業を対面で実施することが困難となったが、オンライン形式等を活用し新たな形式を採用することで、日露間の人的・文化交流や地域交流を維持・発展させることができた。
- 2 日露青年交流事業では4件実施し、約200人が参加した。日露草の根交流事業では18件実施し、 約6,500人が参加した。文化交流事業では1件の事業を実施し、60人が参加した。また、SNS等を

活用し、約68万人に対して人的交流や文化交流に係る情報発信を積極的に行った。

3 令和2年から3年にかけて実施されている「日露地域・姉妹都市交流年(日露地域交流年)」では、日本側で認定した事業数は260件を超え、約21.6万人が参加したオンラインでの日本文化紹介事業「J-FEST」を含め、参加者数は延べ約47万人を超えた。

令和3年度目標

- 1 閣僚級・戦略的実務者招へい等の各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業、日露草の根交流事業の実施を通じて、更なる人的交流・文化交流の活性化を図る。
- 2 新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、「日露地域・姉妹都市交流年(日露地域交流 年)」を含め、交流年行事を確実に実施するとともに、交流年で得られた交流の機運を更に盛り上げ ていく。

施策の進捗状況・実績

以下に記載した施策の進捗状況・実績については、いずれも、令和4年2月24日に開始されたロシアによるウクライナ侵略の前に行われていたものであることに留意する必要がある。ロシアによるウクライナ侵略が開始された同日以降の政策を令和3年度目標に照らした実績として記載することは困難。

- 1 (1) 前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大及び右に伴う渡航制限措置等により、各種スキームによる招へい・渡航が停滞した。また、現地で行う文化事業については、新型コロナウイルスの状況を踏まえ、人数制限や必要な防疫措置を講ずることで対面にて実施したものもあったが、それが困難な場合にはオンライン形式等を活用して実施した。これにより、多くの制約がある中でも日露間の人的・文化交流や地域交流を維持・発展させることができた。
- (2) 日露青年交流事業では、7件の交流事業をオンラインにて実施し日露の青年約460人が参加した。また、16人の日本語教師がロシアの大学にて日本語の授業を対面又はオンラインにて行ったほか、フェローシップ供与事業では2人の日本人フェローがロシアの大学にて研究を行った。さらに、日露草の根交流事業では25件実施し、約5.8万人が参加した。
- 2 「日露地域姉妹都市交流年(日露地域交流年)」は、その期間を令和2年から3年末までとしていたが、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、令和4年末まで延長した。また、令和4年1月、札幌において、対面とオンラインのハイブリッド形式にて日露地域交流年開会式を行った。これまで日本側で認定した事業数は430件を超え、約12万人が参加したオンラインでの日本文化紹介事業「J-FEST」を含め、参加者数は延べ約150万人を超えた。

令和4年度目標

- 1 ロシアによるウクライナ侵略に関し、G7を始め国際社会と結束して、ロシアに対して軍のウクライナからの即時撤収、国際法の遵守を強く求めるとともに、強力な対露制裁措置を実施し、ロシアに対する外交的・経済的圧力を強化する。
- 2 今後のウクライナ情勢や国際的な議論を踏まえた上で、適当な場合には、これまで培われてきた 両国及び両国国民間の交流の再構築に向け、各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交 流事業、日露草の根交流事業等について、今後の対応ぶりを検討する。

施策の進捗状況・実績

- 1 ロシアによるウクライナ侵略は、国際秩序の根幹を脅かすものであり、日本は、力による一方的な現状変更は、地球上のいかなる場所でも許してはならないという強い決意の下、ロシアに対し、侵略を即時停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求め、また、G7を始めとする国際社会と緊密に連携しながら、厳しい対ロシア制裁をとるなど、断固とした行動をとった。
- 2 この令和4年2月24日に開始されたロシアによるウクライナ侵略を受け、それまでに予定していた各種スキームによる招へいや各種文化事業は実施しなかった。一方で、ロシア市民との接点を維持し、我が国や世界に関する理解を促進する観点から、日露青年交流事業のスキームを活用した日本語教師派遣事業(ロシアの16の大学に対するオンライン等を活用した日本語授業)やロシア人フェローシップの受入れ(4名)等を実施した。

令和2・3・4年度目標の達成状況:c

評価結果(個別分野4)

施策の分析

【測定指標4-1 政府間対話の進展 *】

令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により対面での協議が困難となる中、日露間で首脳会談を5回(いずれも電話会談)、外相会談を5回(対面での会議1回、電話会談4回)実施し、次官級協議も3回実施した。こうした首脳・外相レベルでの会談や事務レベルでの協議において、国際社会が直面する様々な問題についてロシアが建設的な関与を果たすよう直接働きかけるとともに、北方領土問題、安全保障、経済、国際社会における協力等、幅広い分野について協議を行った。特に、令和4年2月に実施された日露首脳会談では、岸田総理からプーチン大統領に対し、ウクライナ情勢について、力による一方的な現状変更ではなく、外交交渉により関係国にとって受け入れられる解決方法を追求すべきである旨働きかけた。また、議会・議員間交流等について、令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により議員交流にも制約が出た中で、オンライン形式や国際会議の機会を捉えて議会交流を実施している。このように、ロシアによるウクライナ侵略前の段階においては、新型コロナウイルスの感染拡大の制約があった中においても、施策・中期目標の達成に向けて一定の成果が見られた。

令和4年2月24日に始まったロシアによるウクライナ侵略以降は、国際社会としてロシアとの関係をこれまでどおり維持することができなくなったことを受け、日本としても従来の対ロシア外交を大きく転換した。具体的には、ロシアに対し、侵略を即時停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求め、また、G7を始めとする国際社会と緊密に連携しながら、厳しい対ロシア制裁をとるなど、断固とした行動をとった。他方で、例えば、漁業などの経済活動や、海洋における安全に係る問題のように日露が隣国として対処する必要のある事項については、我が国外交全体において、何が我が国の国益に資するかという観点もしっかり考えつつ、適切に対応していくとの考えから、実際に、相互の大使館等を通じて、こうした事項に関する外交上のやり取りを日々行った。こうした取組は、ロシアによるウクライナ侵略後の情勢への対応として適切かつ効果的であった。

以上のように過去3年間を通じて概ね年度目標に応じた取組はできたものの、ロシアによるウクライナ侵略を受けて、当初の施策・中期目標をそのまま達成し得る状況ではなくなったことから、本評価期間中の目標達成度は、「c」と判断した。(令和2・3・4年度:ロシアとの平和条約締結交渉促進を含む二国間関係の強化(達成手段②))

【測定指標4-2 平和条約交渉 *】

令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により対面での協議が困難となる中、日露間で首脳会談を5回(いずれも電話会談)、外相会談を5回(対面での会談1回、電話会談4回)実施し、次官級協議も3回実施した。こうした首脳・外相レベルの会談や事務レベルでの協議において、北方領土問題について活発な議論を行った。

北方四島における共同経済活動については、平成29年9月の日露首脳会談で特定された5件のプロジェクト候補を具体化すべく、令和2年度及び3年度に首脳間、外相間に加え、3回の次官級協議、4回の局長級作業部会、1回の課長級作業部会、4回の分野別専門家会合を開催し、議論を重ねてきた。令和2年度及び3年度の航空機墓参を含む四島交流等事業及び四島住民支援事業等については、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況により実施困難となった。

令和3年度の終盤以降、令和4年2月のロシアによるウクライナ侵略の開始、令和4年3月のロシア外務省による「日本政府の決定に対する対抗措置」の発表、令和4年9月のロシア政府による四島交流及び自由訪問に係る合意の効力停止に係る政府令の発表など、本施策を推進することは困難な状況が生じ、これら施策にかかる展望について述べる状況にはならなかった。

以上のように令和2年度及び3年度は概ね年度目標に応じた取組はできたものの、ロシアによるウクライナ侵略を受けて、当初の施策・中期目標をそのまま達成し得る状況ではなくなったことから、本評価期間中の目標達成度は、「c」と判断した。(令和2・3・4年度:「北方領土復帰期成同盟」補助金(達成手段①)、令和2・3・4年度:ロシアとの平和条約締結交渉促進を含む二国間関係の強化(達成手段②)、北方四島住民との交流(達成手段④)、令和2・3・4年度日露共同経済活動推進費(達成手段⑤))。

【測定指標4-3 貿易経済分野における協力 *】

令和2年度及び3年度は、首脳・外相会談では日露関係全体を互恵的に発展させていくことで一致し、新型コロナウイルスの影響で大型のビジネス・フォーラムへの参加機会が限定的となる中、オンラインでの貿易経済に関する日露政府間委員会の関連会合の実施や、オンラインを活用して各分野で日

露間の対話を継続したことで、日露ビジネスの維持・拡大する上で効果があった。また、在ロシア日本 センター事業を通じて日露経済関係の強化に貢献することができた。

令和4年2月24日のロシアによるウクライナ侵略以降は、G7を始めとする国際社会と緊密に連携し、個人・団体等に対する制裁、銀行の資産凍結等の金融分野での制裁、輸出入禁止措置などの厳しい措置を迅速に実施した。

さらに、在ロシア日本センターを通じて、ロシアによるウクライナ侵略により困難に直面する現地の日本企業の保護やロシア市民社会による対日理解の促進に貢献することができた。こうした取組は、ロシアによるウクライナ侵略後の情勢への対応として適切かつ効果的であった。

以上のように令和2年度及び3年度は概ね年度目標に応じた取組はできたものの、ロシアによるウクライナ侵略を受けて、当初の施策・中期目標をそのまま達成し得る状況ではなくなったことから、本評価期間中の目標達成度は、総合的に「c」と判断した。(令和2・3・4年度:ロシアとの平和条約締結交渉促進を含む二国間関係の強化(達成手段②)、令和2・3・4年度:在ロシア日本センター事業を含む日露経済関係の強化(達成手段③))

【測定指標4-4 国際社会における協力】

令和2年度及び3年度は、首脳・外相電話会談等の機会を通じて、北朝鮮情勢等国際社会が直面する様々な問題について、ロシアが建設的に関与するよう働きかけ、また、対話を続けていくことで一致するなど、一定の意義があったと考えられる。

他方で、ウクライナ侵略やこれを受けた日露関係の悪化を受け、令和4年度は、アジア太平洋地域を含む国際社会が直面する主要な地域問題及び地球規模の問題に関する二国間の協力を実施しなかった。そのため、本評価期間中の目標達成度は、総合的に「c」と判断した。(令和2・3・4年度:ロシアとの平和条約締結交渉促進を含む二国間関係の強化(達成手段②))

【測定指標4-5 防衛・治安分野における関係の発展】

安全保障分野に関して、ロシアによるウクライナ侵略が始まった令和4年2月24日以前については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、当局間の各種協議が困難となったが、その中でも、令和2年12月の森外務審議官とモルグロフ・ロシア外務次官との協議(テレビ会議)を始め、オンライン形式も活用しつつ、事務レベルでの意思疎通を継続したことは、安全保障分野における日露間の信頼関係構築を図るうえで意義のあることであったものと考えられる。

その中で、非伝統的脅威の分野での協力に関しても、(ロシアによるウクライナ侵略前の)令和3年9月に、日露間及び国連薬物・犯罪事務所(UNODC)が連携する形で麻薬対策分野における研修を中央アジア諸国の麻薬対策官を対象に実施することができた。

治安分野に関しても、ロシアによるウクライナ侵略が始まった令和4年2月24日以前については、 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、治安当局間の対面での各種協議の実施が困難と なる中でも、書面でのやり取りを含め、各分野において事務レベルでの意思疎通は継続してきた。

令和4年2月24日に始まったロシアによるウクライナ侵略以降は、この侵略に毅然と対応すると同時に海洋における安全の問題などについては、我が国の国益に資する範囲でロシアとともに対処していくこととしており、知床遊覧船事故における日露間の協力など適切に対応することができた。

以上のように過去3年間を通じて概ね年度目標に応じた取組はできたものの、ロシアによるウクライナ侵略を受けて、当初の施策・中期目標をそのまま達成し得る状況ではなくなったことから、本評価期間中の目標達成度は、「c」と判断した。(令和 $2\cdot 3\cdot 4$ 年度: ロシアとの平和条約締結交渉促進を含む二国間関係の強化(達成手段②))

【測定指標4-6 文化・国民間交流の進展 *】

日露地域・姉妹都市交流年(日露地域交流年)について、新型コロナウイルスの影響がある中でもオンライン等の活用等の工夫を凝らして各種事業を実施し、430件以上の事業を認定したほか、延べ約150万人が参加した。これを通じ、交流の裾野が地方まで広がり両国国民間の相互理解が一層促進したことは大きな成果であった。

このほか、日露青年交流事業や日露草の根交流事業については、令和2年度及び3年度はコロナ渦においても事業を継続することで、両国国民間の交流を絶やさないことに注力したほか、ロシアによるウクライナ侵略以降は、ロシア市民との接点を維持し、我が国や世界に関する理解を促進する観点から一部事業を継続するなど、対露外交戦略に沿った交流を可能な範囲で実践した。

以上のように過去3年間を通じて概ね年度目標に応じた取組はできたものの、ロシアによるウクライナ侵略を受けて、当初の施策・中期目標をそのまま達成しうる状況ではなくなったことから、本評価期間中の目標達成度は、「c」と判断した。(令和2・3・4年度:ロシアとの平和条約締結交渉促進

を含む二国間関係の強化(達成手段②)、令和2・3・4年度:日露地域交流年(達成手段⑥))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

ロシアによるウクライナ侵略は、国際秩序の根幹を揺るがす暴挙であり、我が国は、G7をはじめとする国際社会と連携しつつロシアに対して引き続き厳しい対露制裁を行うなどの外交的取組を進めていく。

同時に、日露は隣国であり、例えば、漁業などの経済活動や海洋における安全に係る問題のように日露が隣国として対処する必要のある事項については、我が国外交全体において、何が我が国の国益に資するかという観点もしっかり考えつつ、適切に対応していく。

その上で、北方領土問題に関しては、領土問題を解決して平和条約を締結するとの対露外交の基本 方針を堅持していく。

そのような観点等から、令和5年度以降、現行の測定指標4-4 (国際社会における協力) については進捗の測定を取り止め、その他の測定指標については以下のとおり名称を修正する。それらも踏まえて施策目標も変更し、個別分野名も「北方領土問題を含む対ロシア外交における取組」に修正する。

【測定指標】

4-1 政府間対話に関する取組 *

ロシアによるウクライナ侵略に関し、G7を始め国際社会と結束してロシアに対して軍のウクライナからの即時撤収、国際法の遵守を強く求めるとともに、強力な対露制裁措置を実施し、ロシアに対する外交的・経済的圧力を引き続き強化していく。同時に、日露は隣国であり、例えば、漁業などの経済活動や海洋における安全に係る問題のように日露が隣国として対処する必要のある事項については、我が国外交全体において、何が我が国の国益に資するかという観点もしっかり考えつつ、適切に対応していく。

上記を前提としつつ、領土問題を解決して平和条約を締結するとの基本方針の下、適切と判断される場合には、様々なレベルでの日露間の対話を行っていく。

4-2 北方領土問題に関する取組 *

北方領土問題は日露間の最大の懸案である。ロシアによるウクライナ侵略によって日露関係は厳しい状況にあるが、政府として、北方領土問題を解決し、平和条約を締結するとの方針を堅持していく考えであり、引き続き中期目標の達成に向け、取組を継続する。

4-3 貿易経済分野における取組 *

ロシアによるウクライナ侵略に関し、G7を始め国際社会と結束してロシアに対して軍のウクライナからの即時撤収、国際法の遵守を強く求めるとともに、強力な対露制裁措置を実施し、ロシアに対する対外的・経済的圧力を引き続き強化していく。その上で、現下の国際情勢や制裁措置が我が国経済に与える影響等も踏まえながら、日露間の経済関係を適切にマネージしていく。

4-4 防衛・治安分野における取組

我が国の国益に資する範囲で、ロシアとの間の防衛交流、安全保障に関する協議・対話、非伝統的脅威の分野での協力、治安分野での協議・対話を実施することは施策目標の達成に資するところ、引き続き、今後のウクライナ情勢や国際的な議論を踏まえ、これらに取り組んでいく。

4-5 文化・国民間交流に関する取組 *

ロシアによるウクライナ侵略が継続する中でも、ロシア市民との接点を維持し、我が国や世界に関する理解を促進していくことが必要であるとの観点から、引き続き、日露青年交流事業における日本語教師派遣事業やフェローシップ供与事業等を行っていく。また、今後のウクライナ情勢や国際的な議論を踏まえた上で、我が国の国益に資すると判断される場合には、文化・国民間交流のあり方を柔軟に見直していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・令和4年版外交青書(外交青書2022)

巻中特集、第2章第6節ロシア、中央アジアとコーカサス

• 令和5年版外交青書(外交青書2023)

巻中特集(「ロシアによるウクライナ侵略と日本の対応」)、第 2 章第 6 節ロシア・ベラルーシと中央アジア・コーカサス

個別分野5 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化

施策の概要

- 1 中央アジア・コーカサス各国との政治対話等を継続・促進する。
- 2 「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話等を着実に実施する。
- 3 様々なスキームの活用等による人的交流を維持・促進する。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ·第208回国会施政方針演説(令和4年1月17日)
 - 八 外交・安全保障(「自由で開かれたインド太平洋」の推進)
- 第208回国会外交演説(令和4年1月17日)

測定指標5-1 各国との対話・交流等の進展

中期目標(令和--年度)

要人往来、政務協議及び招へいを実施し、各国との間で、政治・経済・文化などあらゆる分野での関係強化を図る。

令和2年度目標

- 1 中央アジア・コーカサス各国との緊密な政治対話の継続に努める。
- 2 議員の訪問等を通じた議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
- 3 外務次官級の政務協議を通じて、政治・経済・文化を含む幅広い分野での二国間協力の在り方に つき議論し、合意を図る。
- 4 招へいスキームを活用し、交流の促進と相互理解を深める。また、被招へい者となる各国の実務者への日本の政策への理解を深める。
- 5 中央アジア・コーカサス各国との一層の関係強化を図る。特に中央アジア諸国との間では、安倍 総理大臣の中央アジア訪問の際の成果、コーカサス諸国との間では、河野外務大臣のコーカサス訪 問の際に発表したコーカサス・イニシアティブ、のフォローアップをそれぞれ進める。
- 6 投資協定に関し、現在交渉中の国との間では交渉の早期妥結、妥結済みの国との間では早期発効 を目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 政治対話について
- (1) 中央アジア諸国との相互訪問・ハイレベル対話

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、要人往来や外交行事が大幅に制限される中、12月に必要な防疫措置をとった上でウムルザーコフ・ウズベキスタン副首相兼投資・対外貿易相が訪日したほか、複数の電話会談、テレビ会議を実施した。特に、9月の日・トルクメニスタン首脳電話会談に加え、8月には「中央アジア+日本」対話・外相会合をオンライン形式で実施した。

・ウズベキスタン(4月及び令和3年1月、麻生副総理兼財務大臣とウムルザーコフ副首相兼投資・ 対外貿易相とのテレビ会談)

往 なし

- 来 ウムルザーコフ・ウズベキスタン副首相兼投資・対外貿易相(12 月、麻生副総理兼財務大臣、 茂木外務大臣、梶山経済産業大臣との会談)
- ・カザフスタン(5月及び10月、外相電話会談)

往 なし

来 なし

・キルギス

往 なし

来 なし

・タジキスタン (7月、外相電話会談)

往 なし

来 なし

・トルクメニスタン

往 なし(12月、トルクメニスタン永世中立25周年記念式典に際しての宇都外務副大臣ビデオ・

メッセージ。12月、メレドフ副首相兼外相主催シンポジウムにおける中西外務大臣政務官ビデオ・メッセージ)

来 なし (9月、首脳電話会談)

(2) コーカサス諸国との相互訪問

コーカサス諸国との関係でも、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、要人往来や外交行事が大幅に制限される中、ジョージアとの外相電話会談を実施した。また、令和3年3月に開催された京都コングレスに出席するためマムマドフ・アゼルバイジャン法務相、バダシャン・アルメニア法務相が訪日し、上川法務大臣との間でそれぞれ会談を実施した。

2 議会間、議員間交流

外務省は、二国間関係強化の観点から、議会間・議員間交流への支援を行っているが、コロナ禍の影響により書簡の交換など限られた形での支援となった。トルクメニスタンとの間では5月に友好議連間のテレビ会議が、ウズベキスタンとの間では令和3年3月にオンライン議会間フォーラムがそれぞれ実現し、外務省として必要な支援を行った。

3 外務次官級の政務協議

徳田中央アジア・コーカサス担当外務省特別代表・大使が、12月にウズベキスタンと、令和3年3月にタジキスタンとの間で、オンラインによる政務協議を実施し、今後の二国間協力の在り方等について各国の外務次官との間で意見交換を行った。

- 4 招へい
- (1)戦略的実務者招へいとして、「中央アジア+日本」対話・第6回専門家会合(令和3年3月、オンライン形式の公開セミナー)に合わせて中央アジア5か国から再生可能エネルギーに関係する政府関係者等5名をオンラインで招へいした。
- (2)講師派遣事業として、令和3年3月、ウズベキスタン及びカザフスタンを対象とした宮家邦彦内閣官房参与による東アジア情勢に関する講演会をそれぞれオンラインで開催したほか、同月、ジョージアを対象とした武田真彦元一橋大学教授による日本経済に関する講演会をオンラインで開催した。
- 5 各国との関係強化
- (1) 安倍総理大臣中央アジア歴訪のフォローアップ

平成27年の安倍総理大臣による中央アジア5か国歴訪のフォローアップとしては、上記のハイレベルの政治対話や要人往来のみならず、経済を始めとする様々な分野で具体的な協力を進めている。特に、コロナ禍の中における質の高いインフラ支援として、トルクメニスタンで日本企業が実施する2案件(完工済み天然ガス加工プラントのメンテナンス事業及びガス火力発電所の新規建設事業)を円滑に進めるための支援を行った。また、同国政府が日本側との協力を希望する諸案件につき、案件毎に経済産業省とも連携しつつ日本企業の側面支援を行なった。ウズベキスタンについては、令和元年12月のミルジョーエフ大統領訪日の際に署名した円借款案件「ナボイ火力発電所近代化計画(フェーズ2)」や「電力セクター能力強化計画(フェーズ2)」の着実な実施に向けて政府ハイレベルでの調整を継続するとともに、日本企業が実施するナボイ化学肥料プラント建設のコロナ禍における円滑な実施のための側面支援を行った。

(2) コーカサス各国との関係強化

平成30年9月に発表した「コーカサス・イニシアティブ」において「法の支配」を担う人造りへの支援を表明したことを受け、対日理解促進交流プログラム「MIRAI プログラム」グループ6(中央アジア・コーカサス地域対象)のテーマを「法の支配」とし、26名の若手法律実務者を招へいして、外務省、裁判所、法律事務所、大学等における研修を実施する予定であったが、コロナ禍の影響により延期となっている。

6 投資協定

既に締結済みのウズベキスタン、カザフスタン及びアルメニアに加え、令和3年1月にはジョージアとの間で投資協定に署名。さらに下記4か国との間で、引き続き二国間投資協定の締結に向け交渉中である。

・キルギス

交渉会合は実施せず、担当レベルの調整を継続。

・タジキスタン

交渉会合は実施せず、担当レベルの調整を継続。

• トルクメニスタン

交渉会合は実施せず、担当レベルの調整を継続。

・アゼルバイジャン

12月、テレビ会議を実施。

7 その他

10月にジョージアとの間で租税条約の正式交渉を開始し、令和3年1月に署名した。

令和3年度目標

- 1 中央アジア・コーカサス各国との緊密な政治対話の継続に努める。
- 2 議員の相互訪問等を通じた議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
- 3 外務次官級の政務協議等を通じて、政治・経済・文化を含む幅広い分野での二国間協力の在り方に つき議論し、合意を図る。
- 4 招へいスキームを活用し、交流の促進と相互理解を深める。また、被招へい者となる各国の実務者への日本の政策への理解を深める。
- 5 中央アジア・コーカサス各国との一層の関係強化を図る。特に令和4年に中央アジア・コーカサス 諸国との外交関係開設30周年を迎える機会を捉え、交流事業などの準備を進める。
- 6 投資協定に関し、現在交渉中の国との間では交渉の早期妥結、妥結済みの国との間では早期発効を 目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 政治対話
 - (1) 中央アジア諸国との相互訪問・ハイレベル対話

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、要人往来や外交行事が大幅に制限される中、東京オリンピック競技大会開会式への出席に際して、必要な防疫措置をとった上でベルディムハメドフ・トルクメニスタン副首相が訪日したほか、複数の電話会談、テレビ会議を実施した。また、11月のCOP26において、岸田総理大臣はジャパロフ・キルギス大統領と短時間会談し、大統領からは人材育成等、日本からのこれまでの支援に対するが表明された。

・ウズベキスタン (5月、首脳電話会談)

往 中西外務大臣政務官(8月、カミーロフ外相、ウムルザーコフ副首相兼投資・対外貿易大臣及びサファーエフ上院第一副議長との会談)(7月、国際ハイレベル会合「中央・南アジア地域の連結性」に際しての宇都外務副大臣ビデオ・メッセージ)

来 なし

・カザフスタン(5月、首脳電話会談)

往 中西外務大臣政務官(8月、ヌリシェフ外務省第一次官との会談)

来 なし

・キルギス

往 なし

来 なし

・タジキスタン

往 なし

来 なし

・トルクメニスタン(5月、首脳電話会談)

往 なし (11 月、トルクメニスタン独立 30 周年に際しての本田外務大臣政務官ビデオ・メッセージ。12 月、トルクメニスタン独立 30 周年及びトルクメニスタン永世中立 26 周年に際しての鈴木外務副大臣ビデオ・メッセージ。)

来 ベルディムハメドフ副首相(7月、菅総理大臣との会談)

(2) コーカサス諸国との相互訪問・ハイレベル対話

コーカサス諸国との関係でも、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、要人往来や外交行事が大幅に制限される中、7月に東京オリンピック競技大会への出席に際してサルキシャン・アルメニア大統領が訪日し、日・アルメニア首脳会談を実施した。

・アゼルバイジャン (8月、外相電話会談)

往 なし

来 なし

・アルメニア

往 なし

来 サルキシャン大統領 (7月、首脳会談)

・ジョージア (12 月、トゥルナヴァ経済・持続的発展大臣と本田外務大臣政務官のテレビ会談) 往 なし (5月、ジョージア独立記念日オンライン祝賀式典に際しての宇都外務副大臣ビデオ・メッセージ) 来 なし

2 議会間、議員間交流

5月、大島衆議院議長とカザフスタン下院議長との間でオンライン会談を実施した。また、令和4年2月、ジョージアとの間で友好議連間のテレビ会議が実現し、外務省として必要な支援を行った。

3 外務次官級政務協議等

11月、徳田コーカサス担当外務省特別代表・大使が、ジョージアとの間で、オンラインによる政務協議を実施し、今後の二国間協力の在り方等について外務次官との間で意見交換を行った。

4 招へい

- (1) 閣僚級招へいとして、10月から11月にかけてトゥルナヴァ・ジョージア経済・持続的発展大臣を賓客として、オンライン形式で閣僚級招へいプログラムを実施し、12月には本田外務大臣政務官との間でテレビ会談を実施した。
- (2)戦略的実務者招へいとして、令和4年3月に「中央アジア+日本」対話・第7回専門家会合(オンライン形式の公開セミナー)に合わせて、中央アジア5か国から環境問題をテーマに政府関係者等10名をオンラインで招へいし、日本側専門家(北海道大学 ※共催者(スラブユーラシア研究センター)、東京農工大学 ※基調講演、東北大学、新潟大学等)及びコーカサス3か国からの招待者を交えてパネルディスカッションを行った。また、令和4年2月に、アゼルバイジャン対日友好議員連盟会長をオンライン招へいし、友好議連間及び本田外務大臣政務官とのテレビ会談をそれぞれ実施した。
- (3) 講師派遣事業として、9月にジョージアを対象とした神保謙慶應義塾大学総合政策学部教授による自由で開かれたインド太平洋に関する講演会をオンラインで開催した。
- (4) 多層的ネットワーク構築事業として、令和4年3月にアゼルバイジャンから政治アナリスト2 名を招へいし、政治・経済について日本側有識者との意見交換を行った。また、同月にウズベキス タンから NGO シンクタンク所長をオンライン招へいし、日本側有識者との意見交換を行った。
- 5 外交関係開設 30 周年、交流事業準備

10 月、日本と中央アジア・コーカサス諸国の外交関係樹立 30 周年ページを外務省 HP に特設し、随時、認定周年記念事業に関する情報を掲載・周知。令和4年1月にウズベキスタン、カザフスタン及びキルギス、2月にはタジキスタンとの間で、外交関係樹立 30 周年に際する首脳間及び外相間の書簡の交換を行った。

6 投資協定

既に締結済みのウズベキスタン、カザフスタン及びアルメニアに加え、7月に日・ジョージア投資協定が発効。さらに下記4か国との間で、引き続き二国間投資協定の締結に向け交渉中である。

・キルギス

交渉会合は実施せず、担当レベルの調整を継続。

• タジキスタン

交渉会合は実施せず、担当レベルの調整を継続。

・トルクメニスタン

12月、ビデオ会議方式で交渉会合を実施。

• アゼルバイジャン

4月及び6月、ビデオ会議方式で交渉会合を実施。

7 その他特記事項

5月、アゼルバイジャンとの間で租税条約交渉を開始。また、7月に日・ジョージア租税条約が発効した。その他に、8月のタリバーンによるアフガニスタン制圧を受け、緊急人道支援をウズベキスタンとタジキスタンに対して行った。

令和4年度目標

- 1 中央アジア・コーカサス各国との緊密な政治対話の継続に努める。
- 2 議員の相互訪問等を通じた議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
- 3 外務次官級の政務協議等を通じて、政治・経済・文化を含む幅広い分野での二国間協力の在り方に つき議論し、合意を図る。
- 4 招へいスキームを活用し、交流の促進と相互理解を深める。また、被招へい者となる各国の実務者への日本の政策への理解を深める。
- 5 外交関係樹立 30 周年を機に、記念事業等交流事業を積極的に実施し、中央アジア・コーカサス各国との一層の関係強化を図る。
- 6 投資協定及び租税条約に関し、現在交渉中の国との間では交渉の早期妥結を目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 政治対話
- (1) 中央アジア諸国との相互訪問・ハイレベル対話

新型コロナウイルスの収束にともない、オンラインから対面での交流に徐々に切り替わり、要人往来が活発に行われた。外務大臣や政務官の往訪や国連ハイレベルウィークや安倍元総理国葬儀に際して各国外相等との会談が実施されたほか、「中央アジア+日本」対話・第8回外相会合(オンライン)、第15回高級実務者会合(SOM)、第9回外相会合(東京)などが実施された。

- ・ウズベキスタン
 - 往:林外務大臣(4月、ミルジョーエフ大統領への表敬、ウムルザーコフ副首相兼投資・対外貿易大臣との会談)、吉川外務大臣政務官(令和5年1月、サファーエフ世界経済外交大学学長兼上院第一副議長及びサイードフ外相代行、アブドゥハキーモフ天然資源大臣との会談)
 - 来:ウムルザーコフ副首相兼投資・対外貿易大臣(4月、林外務大臣とのワーキング・ディナー)、シディーコフ外務次官(鈴木副大臣及び本田外務大臣政務官への表敬)、ブルハーノフ汚職対策庁長官(9月、吉川大臣政務官への表敬)、アブドゥハキーモフ副首相兼観光・文化遺産大臣(9月、吉川外務大臣政務官との懇談)、サファーエフ上院第一副議長(9月、故安倍晋三国葬儀への参列、林外務大臣との会談)、ノロフ外相(12月、岸田総理大臣への表敬、「中央アジア+日本」対話・第9回外相会合への参加、林外務大臣との会談)

その他:首脳電話会談(6月)

- ・カザフスタン
 - 往:林外務大臣(4月、トカエフ大統領への表敬及びトレウベルディ副首相兼外相との会談)、吉川外務大臣政務官(1月、カラバエフ産業・インフラ発展省大臣及びスレイメノヴァ・エコロジー・天然資源省大臣、ヴァシレンコ外務次官との会談)
 - 来:トレウベルディ副首相兼外相(9月、故安倍晋三国葬儀への参列、林外務大臣との会談)、トレウベルディ副首相兼外相(12月、「中央アジア+日本」対話・第9回外相会合への参加、岸田総理大臣への表敬、林外務大臣との会談)

その他:三宅外務大臣政務官(6月、スレイメノフ大統領府第一副長官との会談(WTO閣僚会議))

- ・キルギス
 - 往:本田外務大臣政務官(6月、イサエヴァ共和国議会副議長、マサビロフ対日友好議連会長及 びアイダルベコフ共和国議会外交・防衛・安全保障・移民委員長、バイサロフ内閣副議長、ア ジムバキエフ大統領府対外政策局長・外交担当大統領補佐官、マドマロフ外務次官との会談)
 - 来:ジャパロフ内閣議長兼大統領府長官(12月、財務省・EBRD 共催「中央アジア投資フォーラム」への参加)、クルバエフ外相(12月、「中央アジア+日本」対話・第9回外相会合への参加、岸田総理大臣への表敬、林外務大臣との会談)

その他:外相会談(9月、国連ハイレベルウィーク)

- ・タジキスタン
 - 往:本田大臣政務官(6月、「持続可能な開発のための水」国際行動の10年に関する第2回ハイレベル国際会議への出席、ムフリッディン外相及びバタムゾダ下院第一副議長及びハキムゾダ対日友好議連会長との会談)
 - 来:ジュマ・エネルギー・水資源大臣(4月、第4回アジア・太平洋水サミットへの参加)、シェラリゾダ外務副大臣(4月、第4回アジア・太平洋水サミット、本田外務大臣政務官及び岩田経済産業副大臣との会談)、ソレゾーダ経済発展・貿易省第一副大臣(11月、吉川外務大臣政務官との会談)、サイード第一副首相(12月、財務省・EBRD共催「中央アジア投資フォーラム」への参加、林外務大臣との会談)、ムフリッディン外務大臣(12月、「中央アジア+日本」対話・第9回外相会合への参加、岸田総理大臣への表敬、林外務大臣との会談)
- ・トルクメニスタン

往:なし

来:ベルディムハメドフ人民評議会議長(前大統領)(9月、故安倍晋三国葬儀への参列、岸田総理大臣との会談)、ミャチエフ外務次官(9月、故安倍晋三国葬儀への参列、吉川外務大臣政務官との会談)、メレドフ副首相兼外相(12月、「中央アジア+日本」対話・第9回外相会合への参加、岸田総理大臣への表敬、林外務大臣との会談)

その他:首脳電話会談(4月)

(2) コーカサス諸国との相互訪問・ハイレベル対話

新型コロナウイルスの収束にともない、オンラインから対面での交流に徐々に切り替わり、要人往来が活発に行われた。外務大臣や政務官の往訪や国連ハイレベルウィークや安倍元総理国葬儀に際して各国外相等との会談が実施された。

・アゼルバイジャン

往:本田外務大臣政務官(5月、ババエフ環境天然資源大臣及びバイラモフ外相、ガファロヴァ 議会議長、アガザーデ対日友好議連会長、ジャバロフ経済大臣との会談)

来:アミルバヨフ第一副大統領補佐官(6月、小田原外務副大臣との会談)、アミルバヨフ第一副 大統領補佐官(3月、山田外務副大臣との会談)

その他:租税条約署名式における吉川外務大臣政務官ビデオ・メッセージ(12月)

アルメニア

往:本田外務大臣政務官(5月、アルシャキャン国民議会副議長及びトゥニャン・アルメニア・ 日本友好議員連盟会長、サファリャン外務次官との会談)

来:アルシャキャン国民議会副議長(9月、故安倍晋三国葬儀への参列)

その他:外相会談(9月、国連ハイレベルウィーク)、外相電話会談(令和5年1月)

・ジョージア

往:本田外務大臣政務官(5月、フフティシアシヴィリ外務省次官及びダヴィタシヴィリ副首相 兼経済・持続的発展大臣との会談)

来:パプアシヴィリ議会議長(11月、吉川外務大臣政務官との会談)、ダルチアシヴィリ外相(12月、外務省賓客、林外務大臣との会談)

その他:外相会談(4月、NATO外相会合及びG7外相会合)、ジョージア独立記念日オンライン祝賀式典に際する本田外務大臣政務官ビデオ・メッセージ(5月)

2 議会間、議員間交流

8月、古屋圭司対タジク友好議連会長がタジキスタン及びウズベキスタンを訪問した。タジキスタンにおいては、対日友好議連メンバーとの交流に加え、外相、農業大臣、内務大臣、産業新技術大臣と会談をした他、草の根無償資金協力供与式にも出席した。ウズベキスタンにおいては、政府要人との会談及び無償資金協力供与式に出席した。

9月、故安倍晋三国葬儀への参列に際して訪日したアルシャキャン国民議会副議長と、松本剛明日アルメニア友好議連会長代行及び尾辻参議院議長の会談が実現した。

11月、パプアシヴィリ・ジョージア議会議長が訪日し、外務省の支援により細田衆議院議長や日・ジョージア友好議連メンバー等との会談が実現した。

11 月、「日本・中央アジア諸国友好議員連盟」が設立され、駐日大使の参加を得て議連総会を開催したほか、12 月、「中央アジア+日本」対話・第9回外相会合出席のため訪日した中央アジア5か国外相との会合が開催された。外務省としては、議連側のイニシアティブを踏まえた必要なインプットを行ったほか、「中央アジア+日本」対話・第9回外相会合共同声明において「日本・中央アジア諸国友好議員連盟の設立を歓迎」することで、同議連の活動を含む議会間交流を後押しした。

3 外務次官級政務協議等

7月、アゼルバイジャンとの政務協議がバクーで実施され、マムマドフ次官と徳田コーカサス担 当外務省特別代表・大使との間で二国間関係及びウクライナ情勢を含む地域情勢、国際場裏の協力 について意見交換した。

令和5年3月、池上中央アジア担当外務省特別代表・大使を日本側共同議長として、日・タジキスタン経済・技術・科学協力政府間委員会第2回会合を約6年ぶりに開催した(ドゥシャンベ)。また、ソレゾーダ・経済発展貿易省第一次官との意見交換を行った。

令和5年3月、キルギスとの政務協議がビシュケクで開催され、モルドガジエフ外務次官と池上中央アジア担当外務省特別代表・大使との間で経済協力をはじめとする二国間関係及び地域情勢等について意見交換を行った。また、バイサロフ内閣副議長及びクルバエフ外務大臣への表敬を行った。

4 招へい

- (1) 外務省賓客として、12 月にダルチアシヴィリ・ジョージア外相を招へいした。カスピ海を通る輸送路を念頭に置いた地域の連結性強化や9月に署名した二国間クレジット制度(JCM)の協力覚書に基づく脱炭素分野での協力など、ジョージアおよび南コーカサス地域の持続可能な発展に向けた二国間関係を強化することで一致したほか、幅広い地域情勢に関して意見交換を行った。会談に続き、日本企業製品の消防車及び水槽付きポンプ車の供与を内容とする供与額5億円の無償資金協力に関する書簡の交換も行われた。
- (2) 戦略的実務者招へいとして、令和5年3月に中央アジア実務者招へい及び若手外交官等招へいを行った。中央アジア実務者招へいでは、「運輸・物流・税関」のテーマで中央アジア・コーカサス諸国から8名の実務者を招へいした。招へい者はテーマに関連した施設への視察の他、第12回東京対話「中央アジア・コーカサスとの連結性」に参加し、日本の運輸・物流・税関での取り組みを視察するとともに、中央アジア・コーカサスでの課題について意見交換を行った。

若手外交官等招へいでは、中央アジア・コーカサス諸国及び東欧諸国から8名の若手外交官等を招へいした。日本の対中央アジア・コーカサス及び対東欧諸国外交政策や、日本を取り巻く東アジア情勢に関してブリーフを行った他、「エネルギー・環境」をテーマに関連施設の視察及び有識者との意見交換を行うとともに、京都を訪れ日本文化への理解を深める機会となった。

- (3) 内外発信のための多層的ネットワーク構築事業として、9月にキルギスよりカチキンバエフ・中央アジア・アメリカ大学講師を招聘し、東京、京都、北海道で領土問題に関する意見交換を含む 有識者との意見交換及び領土主権・展示館、国内の複数の大学やロシア NIS 貿易会等の関連施設へ の視察を行った。
- (4) 11 月にアフガニスタン及びタジキスタンより有識者を招へいし、国内の大学や教育施設等関連施設への視察及び有識者との意見交換を実施すると共に、内外発信のための多層的ネットワーク構築事業として、「中央アジア+日本」対話・公開セミナー「中央アジア及び周辺地域における女子教育の現状と展望」を開催した。
- 5 外交関係樹立 30 周年記念事業等交流事業

日本と中央アジア・コーカサス諸国の外交関係樹立 30 周年記念事業として、岸田総理大臣と林外 務大臣による各国首脳・外相との間で祝辞を交換したほか、ハイレベルでの二国間交流など関係強 化に向けた取り組みが実施された。

中央アジア諸国とは、日・中央アジア 5 か国外交関係樹立 30 周年の公式ロゴマークが製作された。12 月末までに 39 件を記念事業として認定し、「中央アジア+日本」対話・公開セミナーや、漫画家・森薫氏の中央アジア派遣、「和太鼓グループ彩」による 5 か国での公演等を実施した。「和太鼓グループ彩」の公演は計 6,000 名以上を動員し、メディアや SNS で取り上げられ好評を博した。在外公館でも政治、経済、観光、文化など様々な分野において、地方自治体や民間企業などが主催する記念事業を盛んに行った。

コーカサス諸国では、アゼルバイジャン及びジョージアで外交関係樹立 30 周年を記念するロゴマークが製作されたほか、ピアノコンサートや映画祭などの文化事業が実施された。令和5年3月には、琴奏者吉澤延隆氏をアゼルバイジャン、アルメニア、ジョージアに派遣し、コンサートを実施し、約1,400名を動員するとともに、現地メディア出演や現地文化関係省庁高官やアーティストとの交流も行われ、日本の伝統文化を発信した。

- 6 投資協定及び租税条約
- (1) 投資協定につき、

下記4か国との間で、引き続き二国間投資協定の締結に向け交渉を進めた。

・キルギス

交渉会合は実施せず、担当レベルの調整を継続。

・タジキスタン

交渉会合は実施せず、担当レベルの調整を継続。

・トルクメニスタン

交渉会合は実施せず、担当レベルの調整を継続。

・アゼルバイジャン

7月にバクーで第5回会合を開催。

(2) 租税条約については、12月、アゼルバイジャンとの新たな租税条約に署名した。

7 その他特記事項

9月、キルギスとタジキスタン国境付近での軍事衝突によるキルギス国内の人道状況の悪化を受け、国連世界食糧計画(WFP)及び国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)を通じて 100 万ドルの緊急無償資金協力の実施を決定した。キルギス外相や非常事態相をはじめとした閣僚から謝意表明があった。供与式には、先方政府の労働・社会保障・移民相が出席した。

10月、ロシアによるウクライナ侵略により、ロシアを経由せずコーカサス地域経由で中央アジアと欧州を結ぶ輸送路である「カスピ海ルート」の需要が高まったことを受け、関係省庁・機関や日本企業とともに調査団を組成してカザフスタン及びアゼルバイジャンで同ルートに関する調査を実施した。

アゼルバイジャン (9月)、ジョージア (9月)、ウズベキスタン (10月) との間で二国間クレジット制度 (JCM) の構築に関する協力覚書に署名した。

令和2・3・4年度目標の達成状況:b

測定指標5-2 「中央アジア+日本」対話の進展 *

中期目標(令和--年度)

「中央アジア+日本」対話の枠組みで各種会合を実施し、中央アジアの「開かれ、安定し、自立的な発展」を支え、地域協力の発展のための「触媒」として地域及び国際の平和と安定に寄与することを目的とした外交を推進する。

令和2年度目標

現在進行中の運輸・物流案件を他省庁と協力しながら着実に進めつつ、第7回外相会合のテーマである観光分野での協力案件の具体化・実施に向け、以下を実施する。

- 1 「中央アジア+日本」対話・第 14 回高級実務者会合 (SOM)
- 2 知的対話(東京対話)

施策の進捗状況・実績

1 「中央アジア+日本」対話・第 14 回高級実務者会合 (SOM)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、要人往来や外交行事が大幅に制限される中、8月に「中央アジア+日本」対話・外相会合をオンライン形式で開催し、新型コロナウイルス感染症対策における中央アジアの域内協力及び日本との協力、令和4年の外交関係開設30周年を見据えた協力の在り方、次回日本で開催予定の「中央アジア+日本」対話・第8回外相会合に向けた議論の方向性について活発な意見交換を行った。同会合において、第14回高級実務者会合(SOM)において第8回外相会合に向けた調整を行うこととされ、現在、同SOMの令和3年度前半の開催に向けた作業が続けられている。

2 知的対話(東京対話)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、東京対話に替えて、令和3年3月、「中央アジア+日本」対話・第6回専門家会合「クリーンエネルギー開発と中央アジアの新たな可能性」をオンライン形式による公開セミナーとして開催し、中央アジア5か国の実務専門家と日本側専門家(日本エネルギー経済研究所等)によるパネルディスカッションなどを行った。

令和3年度目標

- 1 「中央アジア+日本」対話・第8回外相会合の開催
- 2 知的対話(東京対話)などの開催

施策の進捗状況・実績

1 「中央アジア+日本」対話・第8回外相会合

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により令和3年度内の実施は実現しなかったが、早期実現に向けて中央アジア5か国との間で調整を続けている。

2 知的対話(東京対話)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、東京対話に替えて、令和4年3月、「中央アジア+日本」対話・第7回専門家会合「中央アジア・コーカサスにおける環境問題と日本の役割」をオンライン形式による公開セミナーとして開催し、中央アジア5か国の実務専門家、日本側専門家(東北大学、新潟大学等)及びコーカサス3か国からの招待者を交えてパネルディスカッションなどを行った。

3 その他特記事項

6月に、「中央アジア+日本」対話・第 14 回高級実務者会合をオンライン形式で実施し、これまでの専門家会合等における成果を確認した。また、貿易経済、運輸・連結性・インフラ、観光、農業といった分野に加え、新型コロナウイルス感染拡大を受けた保健医療分野、地域の安全保障といった分野での協力の可能性についても意見交換を行った。

令和4年度目標

- 1 「中央アジア+日本」対話・第8回外相会合の開催
- 2 知的対話(東京対話)などの開催(オンライン形式を含む)

施策の進捗状況・実績

1 「中央アジア+日本」対話・第8回外相会合開催状況 新型コロナウイルス感染症対策による諸制約に鑑み、4月にオンライン形式で第8回外相会合を 開催した。林外務大臣と5か国の代表は、中央アジア諸国と日本との連携の強化に向けた取組、ウクライナやアフガニスタンの情勢を含む地域情勢等について意見交換を行った。

また、12月には中央アジア5か国の外相が初めてそろって訪日し、「中央アジア+日本」対話・第9回外相会合が10年ぶりに東京で開催された。外相会合では、中央アジアの持続可能な発展の達成に向け、「人への投資」、「成長の質」に重点を置いた新たな発展モデルを確立し推進していくことを決定したほか、「カスピ海ルート」や従来からの不安定化リスクへの対処のための協力についても意見交換を行った。また、ロシアによるウクライナ侵略やアフガニスタン情勢を踏まえた対応についても率直な意見交換を行った。外相会合後、中央アジアの自由で開かれた持続可能な発展の達成のため、「人への投資」と「成長の質」に重点をおいた新たな成長モデルに沿った協力を確立するほか、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化するパートナーとしての相互協力の重要性などを確認する、6か国外相による共同声明が発出された。

2 知的対話(東京対話)などの開催状況

10月に「中央アジア+日本」対話・公開セミナー「中央アジア及び周辺地域における女子教育の現状と展望」をハイブリット形式で開催し、中央アジア及び周辺地域における女子教育の現状と展望についてセミナーを行った。11月には「中央アジア+日本」対話・第15回高級実務者会合(SOM)を開催し、外務次官級の5か国代表と第9回外相会合の開催に向けた議論を行った。3月には中央アジア・コーカサス諸国からの実務者8名を招へいし、第12回東京対話「中央アジア・コーカサスとの連結性」を実施した。参加者からは、それぞれ各国における物流・税関分野等における地域協力の現状や今後の課題について報告がなされたほか、日本企業から見た課題や日本の事例紹介等、日本側パネリストも交えて活発な議論が行われた。中央アジア・コーカサス諸国からの参加者からは、同分野の発展に向けた日本の関与に対して期待が示された。

令和2・3・4年度目標の達成状況:a

測定指標5-3	中央	中央アジア・コーカサス諸国との間でのハイレベル協議数(政務レベル以上)							
		中期 目標値	令和 2	年度	令和3	年度	令和4	年度	令和2・ 3・4年
		一年度	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	度目標の 達成状況
		_	15	13	15	16	18	58	a

参考指標:中央アジア・コーカサス諸国との貿易額(単位:億円)						
(出典:財務省貿易統計)	実績値					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
	2, 510	1, 393	1, 594	3, 130		

評価結果(個別分野5)

施策の分析

【測定指標5-1 各国との対話・交流等の進展】

新型コロナウイルス感染症の影響により、各国との対話・交流等の促進は大きな影響を受け、特に令和2年度及び3年度においては、招へいはオンライン実施又は中止に追い込まれた。他方、こうした中でも可能な範囲の外交努力は実施し、ベルディムハメドフ・トルクメニスタン副首相(大統領子息(当時)、現大統領)及びサルキシャン・アルメニア大統領の訪日(令和3年7月)、ウムルザーコフ・ウズベキスタン副首相兼投資・対外貿易相の2回の訪日(令和2年12月、令和4年4月)、林外務大臣のカザフスタン・ウズベキスタン訪問(令和4年5月)等、コロナ渦においても積極的な要人往来が行われるとともに、渡航制限が緩まる機会を着実に捉え、各国との対話・交流が進展した。(令和2・3・4年度:中央アジア・コーカサス諸国との関係強化(達成手段①1 二国間関係の強化(資源外交・日本企業支援を含む)))

議会間、議員交流についても、新型コロナウイルス感染症対策の影響により、令和2年度及び3年度には実際の渡航は行われなかったが、書簡交換の支援やオンラインでの議連間・議会間の交流(トルクメニスタン、ウズベキスタン(令和2年度)、カザフスタン、ジョージア(令和3年度))への支援等を通じて交流の継続を支援した。令和4年度は水際措置の段階的緩和等を踏まえ後半を中心に議員間交

流が活発化し、古屋圭司日本・タジキスタン友好議連会長のタジキスタン・ウズベキスタン訪問(8月)、アルシャキャン・アルメニア国民議会副議長の故安倍晋三国葬儀への参列(9月)、パプアシヴィリ・ジョージア議会議長の訪日(11月)が実現し、議会議長との会談や友好議連関係者との会談を支援した。また令和4年11には、これまでの議員間交流の積み重ねの上に、「日本・中央アジア諸国友好議員連盟」が新たに設立され、外務省としても必要な支援を実施した。

外務事務次官級協議等の協議に関しても、新型コロナウイルス感染症対策の影響を大いに受けたものの、政務レベルでの要人往来が制約される中で、各国との対話を維持する観点から、令和2年度にはウズベキスタン及びタジキスタンとの間で、令和3年度にはジョージアとの間でオンラインでの政務協議を実施した。また、令和4年度には、アゼルバイジャンとの政務協議及び日・タジキスタン経済・技術・科学協力政府間委員会第2回会合を対面で実施し、ロシアによるウクライナ侵略に伴い国際情勢が激変する中で、地域情勢等や二国間協力の拡大に向けた意見交換を行った。

また、投資協定及び租税条約についても、オンラインも活用しつつ、渡航制限が緩まったタイミングで対面交渉を実施する等の工夫をこらし、日・ジョージア投資協定・租税条約の署名(令和3年1月)、日・アゼルバイジャン租税条約の署名(令和4年12月)等着実な成果を挙げている。一方で、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタンとの間では、コロナ禍や国内外の情勢変化に起因する日本政府及び相手国政府における方針の変化等も交渉に影響を及ぼしているところ、いずれも妥結に至っていない。関係省庁・局課において交渉にあたる人的リソースが限られている中、まずは交渉の進捗程度の高い日・アゼルバイジャン投資協定の妥結を目指す必要がある。(令和2・3・4年度:中央アジア・コーカサス諸国との関係強化(達成手段①1 二国間関係の強化(資源外交・日本企業支援を含む))

また、招へいに関しては、気候変動に対する国際的・国内的な関心の高まりを背景に、令和3年度戦略的実務者招へい(中央アジア有識者招へい)で中央アジア5か国から再生可能エネルギーに関係する政府関係者等5名をオンラインで招へい、令和4年度戦略的実務者招へい(中央アジア実務者招へい)で中央アジア5か国から環境問題をテーマに政府関係者等10名をオンラインで招へい、令和5年度戦略的実務者招へい(若手外交官等招へい)では、中央アジア・コーカサス諸国及び東欧諸国から8名の若手外交官等を招へいし「エネルギー・環境」をテーマに関連施設の視察及び有識者との意見交換を行う等、オンラインも含めてエネルギー・環境分野に関する取組を強化した。こうした取組の成果として、令和4年度には、アゼルバイジャン、ジョージア、ウズベキスタンとの間でJCM 構築の覚書が結ばれるとともに、複数の中央アジア諸国から更なる関心が提起されている。(令和2・3・4年度:中央アジア・コーカサス諸国との関係強化(達成手段①4人的、知的交流の促進))

令和4年の中央アジア・コーカサス諸国との外交関係樹立30周年に際しては、中央アジアとの外交関係樹立記念日が上半期に集中していたこともあり、記念行事の実施等には制約があったが、各国との間で首脳間・外相間の祝辞の書簡交換を行い、ハイレベルでさらなる関係強化に向けた方針を確認するとともに、中央アジア諸国との間では、漫画家森薫氏による中央アジア5か国との外交関係樹立30周年公式ロゴマークを制定と記念事業認定や和太鼓グループ彩の現地公演、コーカサスにおいては琴奏者吉澤延隆氏の公演等により、交流の機運を高めることができ、各国における対日関心・印象の向上、我が国における対中央アジア・コーカサス外交への理解促進の一助となった。(令和3・4年度:中央アジア・コーカサス諸国との関係強化(達成手段①1 二国間関係の強化(資源外交・日本企業支援を含む))

これらの対話・交流及びその他の事務レベルの協議を通じ、平成 27 (2015) 年の安倍総理大臣の中央アジア歴訪に際して合意された協力について評価したり、一部の案件については対応を協議したりするなど、相手国政府との間でフォローアップを行った。また、同訪問においてトルクメニスタンとの間の共同声明で言及されたトルクメニスタンにおける日本語教育の拡大については、日本語学習者の増加など一定の成果を出している。タジキスタンで合意された日・タジキスタン経済・技術・科学協力政府間委員会については、令和5年3月13日に第2回会合を実施した。キルギスとの共同声明で言及された日本貿易振興機構(JETRO)との協力拡大に関し、令和4年12月のジャパロフ内閣議長訪日の機会を捉え、協力覚書の署名実現を後押しした。

【測定指標5-2 「中央アジア+日本」対話の進展 *】

「中央アジア+日本」対話外相会合については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年度に代替となるオンライン外相会合を開催したが、令和3年度実施を目指した対面での第8回外相会合の実施は実現できなかった。令和4年度には、ロシアのウクライナ侵略も踏まえ、4月にオンラインで第8回外相会合を実施するとともに、12月に中央アジア5か国の外相が初めてそろって訪日し、「中央アジア+日本」対話・第9回外相会合の10年ぶりの東京開催を実現した。同会合においては、中央アジアの持続可能な発展の達成に向け、「人への投資」、「成長の質」に重点を置いた新たな発展モデルを確立し推進していくことを決定し、厳しい国際情勢における中央アジア各国の現状を踏まえた日本

の協力方針を打ち出しほか、国際法を堅持する重要性について一致し、これらの内容を含む共同声明を発出するなど、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化の面で大きな成果があった。(令和2・3・4年度:中央アジア・コーカサス諸国との関係強化(達成手段①3 「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける地域協力の促進))

また、その他知的対話(東京対話)などについては、新型コロナウイルス感染症対策により開催困難だった時期には、第6回専門家会合「クリーンエネルギー開発と中央アジアの新たな可能性」(令和2年度)、第7回専門家会合「中央アジア・コーカサスにおける環境問題と日本の役割」(令和3年度)等、専門家会合をオンラインで一般公開する形式で実施するとともに、令和4年度においては、公開セミナー「中央アジア及び周辺地域における女子教育の現状と展望」や第12回東京対話「中央アジア・コーカサスとの連結性」などハイブリッド形式での開催を実現し、コロナ渦にあっても対話のモメンタムを維持・強化するとともに、外相会合を補完する形で、中央アジア各国と日本の間での官民の協力の成果を確認するとともに今後の協力が望まれる分野を特定する点で成果があった。また、第7回専門家会合以降は、主題等に応じて、中央アジアだけではなく、隣接するコーカサス諸国やアフガニスタンの関係者も関与させることで、中央アジアがけてはなく、隣接するコーカサス諸国やアフガニスタンの関係者も関与させることで、中央アジアの抱える問題に対してより多角的にアプローチすることができた。(令和2・3・4年度:中央アジア・コーカサス諸国との関係強化(達成手段①4 人的、知的交流の促進))

以上のように、コロナ渦での停滞にもかかわらず、過去3年間を通じて所期の目標は全て達成されており、特に、東京における第9回外相会合の開催は特筆すべき成果であったところ、本測定指標の目標達成度を「a」と判定した。

【測定指標5-3 中央アジア・コーカサス諸国との間でのハイレベル協議数(政務レベル以上)】

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により実績値が目標値を下回る結果となったが、令和3年度については、感染対策措置が長期化する中、オンライン形式も積極的に活用することで実績値が目標値を僅かに上回る結果となった。令和4年度については、年度当初の時点では、国際的に感染対策措置が相当程度緩和されていた一方、日本国内における感染対策措置の継続により往来に支障を来す可能性も見込んで目標値を設定したが、感染対策措置が徐々に緩和される中、4月の林外務大臣のカザフスタン、ウズベキスタン訪問や5月の本田外務大臣政務官のコーカサス3か国訪問などを通じ、日本と中央アジア間の要人往来再開の機運が強く醸成されたことなどの結果、各国からのスキームを伴わない訪日の増加もあり、実績値が目標値を大幅に上回り、新型コロナ前の水準も超える結果となった。

以上により、3年間を通じて所期の目標は達成されたとして、本測定指標の目標達成度を「a」と判定した。(令和2・3・4年度中央アジア・コーカサス諸国との関係強化(達成手段①1 二国間関係の強化(資源外交・日本企業支援を含む))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

中央アジア・コーカサス諸国は、東アジア、南アジア、中東、欧州、ロシアを結ぶ地政学的な要衝に位置し、石油、天然ガス、ウラン、レアメタルなどの豊富な天然資源を有する。また、中央アジア・コーカサス諸国を含む地域全体の安定は、テロとの闘い、麻薬対策といった国際社会が直面する重要課題に取り組んでいく上でも高い重要性を有する。

ロシアによるウクライナ侵略については、各国が地政学的及び経済的にロシアと密接な関係にある中で、中立的な立場を維持する姿勢を示している(ジョージアを除く)。また、エネルギーをはじめとする貿易品目の輸送路やロシアへの出稼ぎ労働者からの送金などへの影響が生じており対応に苦慮している。こうした状況を受け、中央アジア・コーカサス諸国に対する国際社会の注目が集まっており、令和4年11月のG7ミュンスター外相会合でも中央アジアが議題となったほか、日本、米国、EU、韓国などが中央アジア5か国との間の首脳級・閣僚級会合を開催した。また、中国の習近平国家主席は約2年ぶりの外遊先として中央アジアを訪問した。ロシアは令和4年10月に初の中央アジア・ロシア首脳会合を開催するなど、求心力の維持に向けて活発な外交を展開している。こうした状況の中で、いち早く中央アジア5か国との間の対話の枠組みとして「中央アジア+日本」対話を立ち上げ、二国間協力だけでなく、中央アジア域内の協力をも後押ししてきた我が国が果たすべき役割は大きい。また、中央アジア・コーカサス地域は、石油・ガス、レアメタルなど豊富な資源を埋蔵しており、同地域諸国との関係強化のための施策を進めることは、我が国がエネルギー供給源の多角化を目指す上でも有益である。中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を更に強化するとともに、中央アジア地域内協力を促進するとの施策目標の重要性は一層顕著となっており、基本的に今後とも同目標を維持し、その達成

に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

5-1 各国との対話・交流等の進展

要人往来、政務協議及び招へいを実施し、各国との間で、政治・経済・文化などあらゆる分野での関係強化を図るとのこれまでの中期・年度目標は、適切なものであった。ロシアのウクライナ侵略を踏まえ、中央アジア・コーカサス地域諸国との対話の重要性が高まっており、引き続き二国間の要人往来、政務協議、招へい等の活用を図っていく。石油・ガス、レアメタルなど豊富な資源を埋蔵する中央アジア・コーカサス地域諸国との関係強化は、引き続き我が国にとって重要である。ハイレベル協議及び要人往来は、各国との関係を強化する上で有効性が高く、これまでと同様に頻繁な往来を継続し、特に経済分野での協力等、平成27(2015)年の安倍総理大臣による中央アジア歴訪の成果も踏まえ、更なる経済分野での協力拡大を目指す。また、近年エネルギー資源の豊富な中央アジア・コーカサス諸国においても経済効率性や環境に配慮したエネルギー転換への関心やエネルギー以外の分野における日本企業の進出、ロシア及び中国への過度の依存を緩和するための選択肢として日本との関係進展への期待が高まっており、経済関係を中心に関係強化を目指していく。

5-2 「中央アジア+日本」対話の進展 *

「中央アジア+日本」対話の枠組みで各種会合を実施し、地域共通の課題に関する中央アジア諸国との対話を深化させることを目指すこれまでの中期・年度目標は、適切であった。日本以外にも中露や米国、EU 等多くの国々が中央アジア+1か国のフォーマットでの枠組みを設けている中で、言わば先駆者である日本への期待は、外相会合や中央アジア諸国との会談の中で累次にわたり強調されている。令和6年の「中央アジア+日本」対話の発足20周年を見据えつつ、次回の記念すべき「中央アジア+日本」対話・第10回外相会合や準備を進めるための高級実務者会合(SOM)や専門家会合等を通じて、「中央アジア+日本」対話の枠組みによる協力を引き続き拡大・深化させていく。

5-3 中央アジア・コーカサス諸国との間でのハイレベル協議数(政務レベル以上)

首脳会談、外相会談のみならず、副大臣や大臣政務官の現地訪問時などに相手国首脳・外相等との会談を行っており、より幅広い層でハイレベルでの会談の機会を多く持つようになっている。これらの会談も外相会談に準じ非常に有益であることから、「首脳会談・外相会談の数」という目標ではなく、引き続き「政務レベル以上」の会談数を目標とすることとする。それと同時に、引き続き、「首脳会談・外相会談」の機会は逃さず追求していく。なお、具体的な目標値については、新型コロナウイルス感染症対策に伴う水際措置が令和5年5月で終了する見込みであることを踏まえ、コロナ前の目標値を参考に、反動で上振れした令和4年度からの下振れの可能性も考慮に入れつつ設定することとする。

作成にあたって使用した資料その他の情報

外務省ホームページ

「中央アジア+日本」対話

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/europe/caj/)

各国事情

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/uzbekistan/index.html)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/kazakhstan/index.html)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/kyrgyz/index.html)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/tajikistan/index.html)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/turkmenistan/index.html)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/azerbaijan/index.html)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/armenia/index.html)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/georgia/index.html)

· 令和 4 年度外交青書 (2021)

第2章6節 ロシア、中央アジアとコーカサス

令和5年度事前分析表

(外務省 5 - I - 4)

	(外務省 5 - I - 4)							
施策名(※)	欧州地域外交							
施策目標	平和で安全な国際社会の維持に寄与し、良好な国際環境の整備を図るため、以下を達成する。 1 基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークを構築し、欧州地域との関係を総合的に強化する。 2 西欧諸国との間での対話、政策調整、人的・知的交流を通じて、政治・経済を始めとする関係を維持・強化するとともに、共通の課題に関する協力関係を継続・促進する。 3 中・東欧諸国との間での対話、政策調整、人的・知的交流を通じて、政治・経済を							
	始めとする関係を維持・強化するとともに、共通の課題に関する協力関係を継続・促進する。 4 ロシアとの間では、同国によるウクライナ侵略に毅然と対応するとともに、隣国として対処する必要のある事項については我が国の国益を踏まえ適切に対応する。その上で、領土問題を解決して平和条約を締結するとの基本方針の下、適切と判断される場合には、様々なレベルでの日露間の対話を行う。 5 中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を更に強化するとともに、中央アジア地域内協力を促進し、地域及び国際の平和と安定に寄与する。							
目標設定の考え方・根拠	ア地域内協力を促進し、地域及び国際の平和と安定に寄与する。 基本的価値及び国際社会での責任を共有する欧州諸国及び国際機関との関係強化は、二国間の文脈だけでなく、ルールに基づく国際秩序の維持、世界経済、テロ、サイバー犯罪、軍縮・不拡散、気候変動、エネルギー安全保障等の地球規模の課題に効果的に対応していく上で極めて重要である。ロシアによるウクライナ侵略は、国際秩序の根幹を揺るがす暴挙であり、我が国は、G7を始めとする国際社会と連携しつつロシアに対して引き続き強い制裁を行うなどの外交的取組を進めていく必要がある。同時に、日露が隣国として対処する必要のある事項については、我が国外交全体において、何が我が国の国益に資するかという観点もしっかり考えつつ、適切に対応していく必要があり、その上で、北方領土問題に関しては、領土問題を解決して平和条約を締結するとの方針を堅持していくことが重要である。エネルギーを含む経済的な潜在性とともに、ウクライナ及びアフガニスタン情勢等、現下の国際情勢の下で重要性が高まっている中央アジア・コーカサス地域が安定・繁栄することは、我が国だけでなく、同地域及び周辺諸国にとって重要である。・第211回国会施政方針演説(令和5年1月23日)							
	7,211	国会外交演説(令 区分	令和2年度		13年度	令和4	年度	令和5年度
施策の予算	マ佐っ	当初予算(a)	1, 414		1, 302]	1,237	1, 142
額・執行額等	予算の 状況	補正予算(b)	0		0		△204	
(分担金・拠	(百万円)	繰越し等(c)	0		0		0	
出金除く)		合計(a+b+c)	1, 414		1, 302]	1,033	
	執行	額(百万円)	725	人工	633	<u>∧</u> ∡ _n 1	759	A = 5 = 5 = 5
		区分 当初予算(a)	令和2年度 193	行机	13年度 190	令和4	千 <u>度</u> 200	令和5年度 220
日 (公田本。	予算の	補正予算(b)	5, 694		75		51	220
同(分担金・ 拠出金)	状況	繰越し等(c)	0,094		0		0	
JC 14, 112/	(百万円)	合計(a+b+c)	5, 887		265		252	
	執行	額(百万円)	5, 887		265	9	3, 492	
政策体系上 の位置付け	政策評価宝施		令和	8年8月				

「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

(注)本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野1 欧州地域との総合的な関係強化

施策の概要

- 1 欧州地域との政治的対話及びアジア・欧州間の対話・協力を継続・促進する。
- 2 安全保障に関連する国際機関との連携を継続・強化する。
- 3 欧州各国との社会保障協定、租税条約及び航空協定等の締結・改正協議を継続する。
- 4 招へい、派遣やセミナーの開催等、欧州への対外発信を通じ、多様なチャネルの人的関係を構築・ 強化し、欧州における対日理解を促進する。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- 第211回国会施政方針演説(令和5年1月23日)
- 第211回国会外交演説(令和5年1月23日)

測定指標1-1 欧州地域との政治的な対話・協力の進展 *

中期目標(令和7年度)

基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークを構築し、欧州地域との関係を総合的に強化する。具体的には、日EU定期首脳協議において首脳間で確認したとおり、今後、安全保障、連結性といった分野における協力の拡大を目指す。

令和5年度目標

- 1 EUとの関係で、関係府省と連携し、以下を実施する。
- (1)日EU定期首脳協議の実施をはじめとする各レベルでの政治対話を成功裏に実施する。これらの機会に、欧州とインド太平洋の安全保障は不可分であり、力による一方的な現状変更は世界のどこであれ断じて許されないことを確認し、基本的価値を共有する日EUで「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、緊密な意思疎通を行うとともに、ウクライナ情勢を始めとする国際社会の直面する課題に引き続き緊密に連携して取り組む。
- (2) 日 EU・SPA に基づく連結性、質の高いインフラ等における日本と EU との協力を促進し、デジタル、運輸、エネルギー、人的交流を含む分野で協調するとともに、安保理を含む国連の改革や、 EU が重点分野としているグリーン分野、デジタルに関する新たな対話枠組みの検討を含め、気候変動、環境、サイバー、宇宙、運輸、教育、文化、スポーツなど既存の対話枠組みを有する分野における具体的な協力を推進し、また、安全保障分野等における協力を推進する。
- 2 アジア・欧州間の対話・協力においては、ASEM 参加国との連携の強化、感染症対策分野等におけるアジア欧州財団 (ASEF) との協力を通じ、両地域間の協力と相互理解の増進のために積極的に関与していく。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

中期目標を具体化するために、日EU 定期首脳協議において首脳間で確認した具体的な協力分野等を新たに明記した。年度目標に関し、政策評価書の「次期目標等への反映の方向性」欄に記載のとおり、欧州とインド太平洋の安全保障は不可分であり、力による一方的な現状変更は世界のどこであれ断じて許されないこと、基本的価値を共有する日EUで「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、連携することが重要であるため、右連携のために緊密な意思疎通を行うことを目標に加えた。

測定指標1-2 安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化

|中期目標(令和7年度)

現下の厳しい国際安全保障環境において、欧州とインド太平洋地域の安全保障が不可分という認識の下、基本的価値を共有する同志国との連携を強化し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化するため、日 NATO 間においては、伝統的な安全保障分野にとどまらず、サイバー、重要・新興技術、宇宙等の新たな安全保障分野、人道支援・災害救援等の分野における具体的な協力活動を推進していく。また、安全保障分野における日 EU 間においては、海洋安全保障、サイバーセキュリティ、国際宇宙協力等の分野における協力を更に強化する。また、国際秩序が挑戦を受ける中、法の支

配に基づく国際秩序の維持・強化に向けて、日 OSCE 間の協力を強化する。

令和5年度目標

1 NATO

- (1) 日 NATO 協力の基礎となる現在調整中の国別適合パートナーシップ計画(ITPP)を踏まえ、防衛 省等と連携し、サイバー分野、海洋安全保障分野等の具体的な日 NATO 協力を推進する。
- (2) ロシア・ウクライナ情勢への対応を含む相互の安全保障環境等に関する戦略的対話の機会を充実させる。

2 EU

- (1) EU との安全保障・防衛協力を更に発展させるべく、新たな協力の方向性を、本年度の日 EU 定期 首脳協議の機会に示す。
- (2) EU のインド太平洋地域への傾斜を踏まえ、海洋安全保障分野での更なる協力(共同訓練等)、 東南アジアにおける能力構築分野での連携、新たな安全保障分野での協力を推進する。

3 OSCE

- (1) アジア・パートナー国として、ロシア・ウクライナ情勢に関するものを含む各種会合でプレゼンスを発揮する。
- (2) OSCE が実施するプロジェクトに対する拠出金により、国際社会、特にウクライナ及び中東・中央アジア、コーカサス地域の平和と安定に貢献する。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

ロシアによるウクライナ侵略以降、NATO、EU 及び OSCE の各種会合において、日本側から欧州とインド太平洋地域の安全保障が不可分であること、また、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化のために協力を推進している旨発信しているため、評価結果を踏まえ、当該方向性を中期目標に反映した。特に、EU との安全保障・防衛協力の強化について新たに追加した。

また、日 NATO 間で ITPP の策定に向けて現在調整中であるため、評価結果を踏まえ、ITPP を年度目標に追加した。

更に、ロシアによるウクライナ侵略以降、OSCE が実施するウクライナ支援のプロジェクトに拠出したため、評価結果を踏まえ、我が国がOSCEへの拠出金を通じて平和と安定に貢献する地域としてウクライナを年度目標に追加した。

測定指標1-3 欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展 *

中期目標(令和7年度)

基本的価値を共有する欧州との連携・協力を強化していくことは、我が国の国益に合致するものであり、法的枠組みの構築を通じた、欧州との関係強化を継続していくことが必要不可欠であるとの認識の下、引き続き、現下の欧州との関係を踏まえ、優先的に取り組むべき案件を精査しつつ、社会保障、租税、航空等の分野にかかる各協定につき、協定案の検討、先方政府との交渉、調整、及び国内関係省庁等との調整等を行い、可能な限り毎年協定を国会に提出できるよう尽力する。

令和5年度目標

- 1 社会保障協定
- (1) 国会承認済のイタリアとの協定について、早期発効を目指し、イタリア側との必要な調整を加速させる。
- (2) 実質合意済みのオーストリアとの協定については、早期発効に向け、協定発効のための国内手続を加速させる。
- (3) ポーランド及びノルウェーとは当局間協議を着実に進め、主要論点を洗い出し、早期の政府間 交渉への移行に向けて調整を進める。

2 租税条約

ギリシャ、フィンランド及びウクライナとの各条約は早期の妥結及び署名に向けた調整を引き続き行う。

3 日・EU 航空安全協定について、発効後のフォローアップを行う。

- 4 二国間航空協定に関する日・EU 協定(日・EU 水平協定)について、令和5年あるいは令和6年の 発効に向けた作業を行う。
- 5 クロアチアとの航空協定について、早期の署名に向けた作業を行う。チェコとの航空協定について、令和5年夏の実質合意を目指し、来年の国会提出を目標とする。ルクセンブルクとの航空協定について、早期の妥結に向けた作業を行う。
- 6 乗客予約記録 (PNR) 情報の活用に関する日 EU 間の協力の進展を図る。
- 7 ベラルーシとの税関相互支援協定について、現下の国際情勢を踏まえ、発効の是非も含めて慎重 に検討・対応する。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

政策評価書の次期目標等への反映の方向性欄に記載のとおり、引き続き欧州各国との法的枠組み構築に関する協議を進展させていくが、可能な限り毎年協定を国会に提出できるよう尽力することを中期目標に含めるとともに、より具体的に達成すべき目標を年度目標として設定した。

測定指標1-4 欧州への対外発信を通じた日欧相互理解の促進

中期目標(令和7年度)

対外発信事業の実施や知的・人的交流の促進を通じて、基本的価値を共有する欧州との間で、国際情勢や地球規模的な課題に対する共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに、ウクライナ情勢等時宜を得たテーマを設定し、対外発信、知的・人的交流が政策面において具体的な日欧協力に資することを目指し、新しい講師の発掘を始め多様なチャネルでの関係構築・強化を図る。

令和5年度目標

1 招へい

- (1) 欧州の政府関係者、有識者及びメディア関係者等を招へいし、日本の政府関係者や有識者等との意見交換、セミナーの実施等を通じて、国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高め、同時に、被招へい者を通じて相手国政府の政策決定及び国内世論への浸透を図るとともに、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。
- (2)「MIRAI」については、欧州各国(52 カ国)から将来有望な大学生・大学院生・若手社会人を招へいし、本邦の政策・社会・文化についての正しい理解を促進し、将来の親日派・知日派をはぐくむと同時に、参加者同士のコミュニケーションを高めることにより、欧州における中・長期的な親日派ネットワークの構築を目指す。

令和5年度は、前年度から大まかな枠組みも踏襲しつつ、内容を刷新する。近年、欧州における日本および東アジアへの関心が安全保障や領土問題などに向けられるようになったことを受け、安全保障と外交をテーマとしたグループを構成する。また、国際機関における日本の役割についての正しい理解を促進する。

これまでの参加者全員を対象とするフォローアップ・プログラムについては、前年度と同様、12回 実施することとする。

2 派遣

日本の有識者を欧州に派遣し、対面形式での講演会や意見交換などを通じて、国際情勢や地球規模的な課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに、新しい講師の発掘を始め日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

3 セミナー等の開催

基本的価値を共有する日欧が政策連携すべきトピック(法の支配、自由貿易の促進、「自由で開かれたインド太平洋」の実現等)に加え、ウクライナ情勢や対中政策といった日欧が共に直面する新たな課題に係るセミナー等の実施を通して、欧州政策コミュニティとの間で、国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や政策を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高める。併せて、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、これまでの中期目標及び年度目標を全体として維持し、引き続き推進すること

とした。その上で、「MIRAI」については、今年度の新たな試みとして、安全保障のテーマにおいては 外務省ブリーフを中心に据えることとする。また、SDG s に準拠する本邦若手起業家との交流の将来に わたる基盤を作り、かつ国際機関における日本の役割をアピールするため、国連大学サステナビリティ研究所との知的交流の機会を設けることとする。

測定指標1-5 欧州地域との協	議、対話等の進展	
政治・安保分野における協議・対	中期目標値	令和5年度
話の実施回数(日本側・欧州側共	年度	年度目標値
に政務官レベル以上)(電話会談		
テレビ会議を含む)	_	7

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、引き続き推進することとし、近年の実績値を勘案して年度目標値を設定した。なお、これまで本測定指標の下で測定されていたセミナー等の開催回数については、本来外務省主催で実施するセミナーを計上する趣旨であったが、本測定指標の②で計測されてきたセミナーと測定指標 1-4 で計測されるセミナーの実質的な目的は同一であり、「対話の進展(測定指標 1-5 抜粋)」を通じて「相互理解の促進(測定指標 1-4 抜粋)」が達成されるという関係であって、セミナーを二つの測定指標にあえて分割して別々に計測する必要性は薄い。更に、セミナーという形に限定されない専門家などによる交流を通じた対外発信なども実体として存在するのであって、今後は、これらの形式も含めて、セミナー等の実施数として、全て測定指標 1-4 にて計測し、より整理・統合されて活動実態を正しく集計できる構成に改善するとの観点から、本測定指標の下では「②セミナー等の開催再開数(日本外務省主催、拠出事業)(ウェビナーを含む)」については今後測定を行わないこととした。

達成手段

	予算額等(予算	手段。単位:百	ī万円)/概要(非	卡予算手段)		行政事
達成手段名(注)	令和2年度 予算額計 (執行額)	令和3年度 予算額計 (執行額)	令和 4 年度 予算額計 (執行額)	令和5年度 当初予算額	関連する 測定指標	業レビ ュー事 業番号
①欧州地域との総合	13	3	4	3	1-1	
的な関係強化	(4)	(0.1)	(0.3)		1-2	
(*)					1-3	
					1-4	
					1-5	
②欧州安全保障協力	75. 4	75. 4	51.6	0.4	1-2	
機構軍備管理・軍縮	(75.4)	(75.4)	(51.6)			
会合(OSCE)拠出金						
③北大西洋条約機構	3. 1	2. 9	3	3	1-2	
(NATO)信託基金拠出	(3.1)	(2.9)	(3)			
金(任意拠出金)						
④アジア欧州財団	13	12	13	15	1-1	
(ASEF:ASIA-EUROPE	(13)	(12)	(13)			
FOUNDATION) 拠出金						
(義務的拠出金)						
⑤アジア欧州財団	5, 695	1	1	1	1-1	
(ASEF:ASIA-EUROPE	(5,695)	(1)	(1)			
FOUNDATION) 拠出金						
(任意拠出金)						
⑥日本研究促進拠出	-	1,836	_	-	1-4	
金		(1,836)	(-)			
(A) (A) ** A ** (B) (A) (B) (B)	THEN THEN		. 188 — —) . A. MI			

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目

標を参照願いたい。

個別分野2 西欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進

施策の概要

- 1 西欧諸国との対話を継続・促進する。
- 2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を強化する。
- 3 人的・知的交流、民間交流を維持・促進する。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・第211回国会施政方針演説(令和5年1月23日)
- ·第211回国会外交演説(令和5年1月23日)

測定指標2-1 政府間対話の進展 *

中期目標(令和7年度)

政治、経済、安全保障、文化等の分野において二国間関係を一層強化することに加え、ロシアによるウクライナ侵略を含む国際社会の諸課題に協力して対応していく。また、そのために、政府ハイレベルの訪問があまり行われていない国との対話にも積極的に取り組む。

令和5年度目標

1 会談や各種大型行事等も活用した政府ハイレベル間の緊密な意思疎通を維持し、相手国との間の幅広い協力関係を促進させる。特に、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた相手国のコミットメントを維持・強化する。具体的には、以下を実施する。

(1) 英国

安全保障・防衛分野において、ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化することで、国際的課題への対応における連携協力を推進する。日英 EPA の着実な履行並びに英国の CPTPP 加入手続及びその着実な履行を含め、日英間の経済分野での連携を推進する。引き続き「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を推進する。

(2) フランス

ハイレベルでの緊密な対話を維持し、安全保障・防衛を始めとした幅広い分野での議論を進展させるとともに、具体的な協力を推進する。引き続きインド太平洋における協力を推進する。

(3) イタリア

令和4年度の首脳会談で両国関係が「戦略的パートナーシップ」に格上げされたことを踏まえ、引き続き首脳を含むハイレベルでの対話等を通じて、関係構築及び強化に努める。GCAPやフリゲート艦「モロジーニ」の寄港を含む安全保障分野での協力を始め、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を推進する。

(4) その他

その他西欧諸国との間で、ハイレベルを含む対話を継続し、具体的協力を強化するとともに、積極的に国際課題に対処するための協力を推進する。

- 2 議員間交流等の活発な実施の継続を支援する。
- 3 招へいスキームを活用し、要人等の招へいを実現するとともに、在外公館を通じ、招へいスキーム参加者に対するフォローアップを行う。
- 4 未訪問国及び久しく政務訪問が行われていない国のハイレベルとの対話を可能な限り実現する。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、一部事実関係等を加筆・修正しつつ、これまでの中期目標及び年度目標を全体として維持し、引き続き推進することとした。評価結果においては、首脳間対話の効果が非常に高かったことから、今後も引き続き重点を置いて取り組むこととされており、特に、「自由で開かれたインド太平洋」の実現のための協力等、日本が重視する政策については、ハイレベルでの積極的な働き掛けを行っていく方向性が確認されている。また、二国間関係のみならず、ロシアによるウクライナ侵略や国際社会の諸課題に対して、協力して対応していくことを確認すること、また、政府ハイレベルが未訪問である国や、政務訪問があまり行われていない国との対話にも積極的に取り組むことを確認しており、これらの点を踏まえたものとなっている。

測定指標2-2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展 *

中期目標(令和7年度)

欧州が、ロシアによるウクライナ侵略への対応、中国との関係等、様々な課題に引き続き直面する中で、政治、経済、安全保障、文化等の分野において二国間関係を一層強化し、また、国際社会の共通の諸課題に関する協力・連携して対処するため、事務レベルでの政策調整・協力を一層進展させる。

令和5年度目標

次官級・局長級協議の実施等を通じて、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させる。特に以下を実施する。

1 英国

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、各種協議等を通じ、安全保障分野を始めとする両国の首脳間・外相間の合意事項の具体化に努める。日英 EPA 及び英国の CPTPP 加入手続き並びにその着実な履行を含め、日英間の経済分野での連携を推進する。

2 フランス

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、日仏インド太平洋作業部会や日仏包括的海洋対話等を通じ、両国の首脳間・外相間での合意事項の具体化を推進する。

3 イタリア

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、日伊次官協議や外務・防衛当局間協議、局長級協議等に おいて、政治、経済、文化面での協力等首脳間で合意した事項の具体化に努める。

4 その他

首脳・外相レベルの対話をフォローアップし、具体的協力を強化するとともに、小規模経済国・地域との経済関係の強化及び積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、本年度実施することが見込まれる協議体や新たに立ち上げられた協議体に関する言及を加筆しつつ、これまでの中期目標及び年度目標を全体として維持し、引き続き推進することとした。評価結果においては、局長級会合等事務レベルでの協議の推進は、首脳・政務レベル等で一致した事項を含め、西欧各国との協力を具体化する観点から効果が高かったことから、今後も引き続き重点を置いて取り組むこととされているほか、今後とも、中期目標の実現に向け、一層緊密な協力関係を構築すべく、政策調整・協力を進展させる方向性が確認されており、これらの点を踏まえたものとなっている。

測定指標2-3 民間の人的・知的交流の進展

中期目標(令和7年度)

シンポジウム等を通じて、民間の人的・知的交流を推進し、二国間及び地域間の課題等に対する知見の共有を図る。

令和5年度目標

以下のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を促進する。

- 1 日英21世紀委員会
- 2 日本・スペイン・シンポジウム

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、これまでの中期目標及び年度目標を維持し、引き続き推進することとした。

測定指標2-4 西欧諸国の要人	往来数(首脳・外相・外務)	省政務レベル以上)
往訪については、総理大臣・外務	中期目標値	令和5年度
省政務レベル以上、来訪について	年度	年度目標値
は、国家元首・政府の長・外相等(オンラインでの会談・表敬・意	_	往来数に加え、往来の成果等も踏まえ各 国との関係強化の観点から適切な水準
見交換等を含む。)		

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、引き続き推進することとし、往来数に加え、往来の成果等も踏まえ各国との関係強化の観点から適切な水準とした。

達成手段

	予算額等(予算	予算額等(予算手段。単位:百万円)/概要(非予算手段)				
達成手段名(注)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	入和 5 左 庄	関連する	業レビ
達成于段名(任)	予算額計	予算額計	予算額計	令和5年度	測定指標	ュー事
	(執行額)	(執行額)	(執行額)	当初予算額		業番号
①西欧諸国との二国	31	30	28	29	2-1	
間協力推進経費	(10)	(12)	(26)		2-2	
					2-3	

⁽注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野3 中・東欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進

施策の概要

- 1 政府ハイレベル及び事務レベルの対話を継続・促進し、政治、経済等幅広い分野における協力を 強化する。
- 2 シンポジウム等を通じて人的・知的交流、経済分野を含む民間交流を維持・促進する。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ·第211回国会外交演説(令和5年1月23日)
- ・第211回国会施政方針演説(令和5年1月23日)

測定指標3-1 政府間対話の進展 *

中期目標(令和7年度)

ロシアによるウクライナ侵略が、欧州のみならずアジアを含む国際秩序の根幹を揺るがす中、ウクライナ情勢に加え、東アジアやインド太平洋等、国際社会が抱える幅広い課題全体に対して一致して対処するために、政治・経済分野をはじめとする幅広い二国間関係の一層の強化を目標として、中・東欧諸国との間で政府ハイレベル対話を実施する。

令和5年度目標

1 ドイツ語圏諸国 (ドイツ、オーストリア、スイス、リヒテンシュタイン)

ドイツとの間では、日本が議長国を務める本年のG7プロセス等の機会を活用し、ハイレベルでの 意思疎通を継続しつつ、ウクライナ情勢、自由で開かれたインド太平洋の実現等の課題への対応にお ける連携強化を図る。

オーストリアとの間では、外相会談を実施し、基本的価値を共有するパートナーとしての連携強化を図る。

スイスとは1月に外相会談を実施した他、7月には5年ぶりの日スイスEPA合同委員会を東京で開催すべく調整を進めており、連携強化を図る。

リヒテンシュタインとは6月、初となる外相会談を実施することなどを通じて、連携強化を図る。

2 ウクライナ及びその周辺国 (ベラルーシ、モルドバ)

令和4年2月に開始されたロシアによるウクライナ侵略は、国際社会全体の秩序の根幹を揺るがす 深刻な事態であり、日本として、力による一方的な現状変更は断じて認められないとの立場の下、毅 然と対応する必要がある。

3月の岸田総理のウクライナ訪問及び5月のG7広島サミットの成果を踏まえ、ロシアによる侵略の早期停止を実現し、ウクライナの復興を実現するべく、G7議長国として国際社会の連帯強化を図りつつ、ウクライナ政府との密接な協力を継続する。

ベラルーシとの間では、今後のウクライナ情勢や国際的な議論を踏まえた上で、我が国の国益に資すると判断される場合にのみ、対話を行っていく。

モルドバとは、10月にモルドバ支援国会合がモルドバで行われる方向で調整されており、連携強化を図る。

3 西バルカン諸国をはじめとする南東欧諸国(アルバニア、北マケドニア、コソボ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロ、スロベニア、ルーマニア、ブルガリア、クロアチア、ギリシャ、キプロス)

国際社会の核になるプレイヤーとして、欧州全体及び国際社会の安定に影響する西バルカン地域の安定と発展に向けた取り組みを実施・支援し、強く結束する欧州を支持する日本の姿勢を示しつつ、ウクライナ情勢を受けたロシアとの関係の変化、各国の対ウクライナ支援、中国の当該地域への関心等について情報収集し、我が国の立場について適切適時に政府ハイレベルにインプットしつつ、連携強化を図る

その他の南東欧諸国(キプロス、ギリシャ、クロアチア、スロベニア、ブルガリア、ルーマニア)に関しても、ウクライナ情勢を受けたロシアとの関係の変化、各国の対ウクライナ支援、中国の当該地域への関心等について情報収集し、我が国の立場について適切適時に政府ハイレベルにインプットしつつ、連携強化を図る。

4 V4諸国(チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア)

自由、民主主義、法の支配や人権といった基本的価値や原則を共有するパートナーであるV4諸国との協力関係を拡大するため、二国間及び「V4+日本」の枠組みでの政府ハイレベルを含む対話を引き続き継続するとともに、伝統的に良好な二国間関係に基づき、V4各国との政治、経済、文化等の分野における関係の更なる深化を目指す。また、各国のウクライナ情勢への対応を考慮し、ウクライナ周辺国として重要であるV4諸国と一層の連携強化を図る。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、これまでの目標の方向性を維持する。

また、オーストリアとスイス、及びリヒテンシュタインについては、同じドイツ語圏という文化的 共通点を有するため、「ドイツ語圏諸国」の一部として年度目標に追記することにした。

2 ウクライナ及びその周辺国

評価結果を踏まえ、これまでの年度目標の方向性を維持する。また、モルドバとベラルーシについては、これまで評価対象として明示的に示されていなかったが、ウクライナ情勢と深く関わっているため、「ウクライナ及びその周辺国」の一部として年度目標に追記することとした。

3 西バルカン諸国を始めとする南東欧諸国

評価結果を踏まえ、これまでの目標の方向性を維持する。また、スロベニア、ルーマニア、ブルガリア、クロアチア、ギリシャ、キプロスは、これまで評価対象として明示的に示されていなかったが、西バルカン諸国と地理的に近く、ウクライナ情勢によって受ける影響等において共通性がみられることから「西バルカン諸国を始めとする南東欧諸国」の一部として年度目標に追記することとした。

4 V 4 班諸国(チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア) 評価結果を踏まえ、これまでの年度目標の方向性を維持する。

測定指標3-2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展 *

中期目標(令和7年度)

ロシアによるウクライナ侵略が、欧州のみならずアジアを含む国際秩序の根幹を揺るがす中、ウクライナ情勢に加え、東アジアやインド太平洋等、国際社会の幅広い課題へ対処し、二国間関係を一層強化するべく、実務レベルでの更なる政策調整・協力を進展させる。

令和5年度目標

1 ドイツ語圏諸国 (ドイツ、オーストリア、スイス、リヒテンシュタイン)

ウクライナ情勢を巡るエネルギーやインド太平洋地域へのあり得べき影響等、国際社会の諸課題に 一致して取り組むべく政策を調整し、協力を具現化する。

ドイツとの関係では、G7プロセスにおける連携も念頭に取り組む。

オーストリアとの間では、政務協議を実施し、基本的価値を共有するパートナーとして令和 6 (2025) 年の関西・大阪万博や社会保障協定の締結等具体的な二国間の案件における協力を具現化する。

スイスとは7月に予定している日スイスEPA合同委員会を通じて、経済関係の強化に向けて協力する。また、スイスは本年から我が国とともに国連安保理非常任理事国を務めるところ、安保理における協力を推進する。

2 ウクライナ及びその周辺国 (ベラルーシ、モルドバ)

ロシアによるウクライナ侵略が国際社会にとっての最重要と言うべき課題となっている中、ウクライナやG7を始めとする国際社会と連携し、情勢の改善に向けて我が国として引き続き貢献すべく、 実務レベルでの政策を調整し、協力を具現化する。また、ロシアによる侵略により発生したウクライナ避難民支援や、開発協力案件以外にも多く要望が寄せられている対ウクライナ支援を可能な限り進め、未曾有の危機にあるウクライナ政府やウクライナ国民に対する支援を継続する。

ベラルーシは、ロシアによるウクライナ侵略を自国領域の使用を認めること等により支援しており、 国際社会の諸課題に一致して取り組む状況ではない。今後、状況が改善された場合にのみ、政策を調整し、協力を具現化する。

モルドバとは、6月に1年ぶりの政務協議をキシナウにおいて実施予定であり、その機会に政策を 調整し、協力を具現化する。

3 西バルカン諸国をはじめとする南東欧諸国

西バルカン地域における社会経済改革の支援及び諸民族間の和解・協力を目的とした「西バルカン協力イニシアティブ」の枠組みの下、①ハイレベルの対話の促進、②西バルカン担当大使による政策

対話の強化(含むウクライナ情勢を受けた対応、各国の欧州統合)、③0DA を通じた社会経済改革支援、 ④EU 加盟に向けた個別課題での知見共有などの事業を各国と調整し、協力を具現化する。また、積極 的な西バルカン地域への関与を通じ、EU 各国との対話を強化し、日本の政策や問題意識をインプット する

その他の南東欧諸国(キプロス、ギリシャ、クロアチア、スロベニア、ブルガリア、ルーマニア)に関しても、機会を捉えて政策協議を実施し、基本的価値を共有するパートナーとして政策を調整し、協力を具現化する。

4 V4諸国 (チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア)

「V4+日本」政策対話やV4各国との実務レベルの協議を継続し、V4の内外政策のフォローや、V4諸国との関係を強化するとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策を調整し、協力を具現化する。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

1 ドイツ語圏諸国(ドイツ、オーストリア、スイス、リヒテンシュタイン)

これまでの年度目標の方向性を維持する。

また、オーストリアとスイス、及びリヒテンシュタインについては、同じドイツ語圏という文化的 共通点を有するため、「ドイツ語圏諸国」の一部として年度目標に追記することにした。

2 ウクライナ及びその周辺国(ベラルーシ、モルドバ)

これまでの年度目標の方向性を維持しつつ、情勢の変化を適切に見極め、柔軟かつ積極的な対応を心がける。

また、モルドバとベラルーシについては、これまで評価対象として明示的に示されていなかったが、 ウクライナ情勢と深く関わっているため、「ウクライナ及びその周辺国」の一部として年度目標に追記 することとした。

3 西バルカン諸国をはじめとする南東欧諸国

これまでの目標の方向性を維持する。

また、スロベニア、ルーマニア、ブルガリア、クロアチア、ギリシャ、キプロスは、これまで評価対象として明示的に示されていなかったが、西バルカン諸国と地理的に近く、ウクライナ情勢によって受ける影響等において共通性がみられることから「西バルカン諸国を始めとする南東欧諸国」の一部として年度目標に追記することとした。

4 V4諸国 (チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア)

これまでの年度目標の方向性を維持する。

測定指標3-3 民間の人的・知的交流の進展

中期目標(令和7年度)

シンポジウム等の実施を通じて、経済分野を含む民間の人的・知的交流を一層促進し、幅広い分野において二国間関係を強化するとともに、国際社会の諸課題等に対する知見の共有を図る機会の増強に努める。

令和5年度目標

次のシンポジウム等を通じて、人脈の構築を含む民間の人的・知的交流を促進する。また、シンポジウム等での議論が、政府や国際機関、メディア、学術界で取り上げられることなどを通じて、国際社会の諸課題等に対する知見の増強に資するよう努める。

- 1 日独フォーラム
- 11月にベルリンにて第31回合同会議を対面開催するべく準備・調整を行う。
- 2 将来の課題のための日・オーストリア委員会
- 11 月に日本にて第 25 回会合を開催し、両国間の人的・知的交流を活性化すべく、準備・調整を行う。
- 3 「V4+日本」セミナー

チェコ議長国下に東京にて開催すべく準備・調整を行う。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、これまでの年度目標を全体として維持し、引き続き推進することとした。

測定指標3-4 中・東欧諸国の要人往来数(首脳・外相・外務省政務レベル以上)							
往訪については、総理大臣・外務	1 //41 : #411	令和5年度					
省政務レベル以上、来訪について	年度	年度目標値					
は、国家元首・政府の長・外相等	_	年度日標値 往来数のほか、往来の成果、国際情勢、 他の主要国との比較等を踏まえた、各国 との二国間協力関係の強化等の観点から 適切な水準。					
評価結果を踏まえた変更点及びその理由							

これまでの年度目標を維持する。

達成手段

~ <u>L/7/1 1 1//</u>						
	予算額等(予算	手段。単位:百	ī万円)/概要(扌	卡予算手段)		行政事
法武士矶女 (注)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	公和 E 左 庄	関連する	業レビ
達成手段名(注)	予算額計	予算額計	予算額計	令和5年度	測定指標	ュー事
	(執行額)	(執行額)	(執行額)	当初予算額		業番号
①中・東欧諸国との	28	26	21	79	3-1	
二国間関係の強化	(8)	(8)	(27)		3-2	
(*)					3-3	
					3-4	
②ベルリン日独セン	111	109	115	118	3-3	
ター分担金	(111)	(109)	(115)			
③ボスニア和平履行	65	64	69	75	3-2	
評議会 (PIC) 拠出金	(65)	(64)	(68)		3-3	
(義務的拠出金)						

⁽注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目 標を参照願いたい。

個別分野4 北方領土問題を含む対ロシア外交における取組

施策の概要

- 1 適切と判断される場合には、首脳会談、外相会談等のハイレベルな政治対話に向けた取組を実施する。
- 2 適切と判断される場合には、北方領土問題を解決して平和条約を締結するとの基本方針の下、日 露間の対話を行う。また、そのための環境整備として、北方墓参を始めとする四島交流等事業、四島 住民支援事業等を実施する。
- 3 ロシアによるウクライナ侵略に対して、G7を始めとする国際社会と連携し、強力な対露制裁措置を実施する。同時に、現下の情勢により様々な影響を受けているロシアに進出している日本企業に対して必要な支援を実施し、日露間の経済関係を適切にマネージする。
- 4 適切と判断される場合には、防衛当局間の協議・交流、部隊間交流、外交・防衛当局間での協議の 実施に向け、必要な支援及び調整を行い、また、治安当局間による協議・交流の実施に向け、必要な 支援及び調整を行う。
- 5 適切と判断される場合には、文化・国民間の交流に関する取組を実施する。日露青年交流事業による日本語教師派遣事業やフェローシップ供与事業等を実施する。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・第211回国会施政方針演説(令和5年1月23日)
 - 九 外交・安全保障
- 第211回国会外交演説(令和5年1月23日)

測定指標4-1 政府間対話に関する取組 *

中期目標(令和7年度)

今後のウクライナ情勢や国際的な議論を踏まえた上で、我が国の国益に資すると判断される場合には、ハイレベルを含む様々なレベルでの日露政府間の対話を行っていく。

令和5年度目標

- 1 ロシアによるウクライナ侵略に関し、G7を始め国際社会と結束して強力な対露制裁措置を実施するとともに、ロシアに対して軍の即時撤収、国際法の遵守を強く求める。
- 2 今後のウクライナ情勢や国際的な議論を踏まえた上で、我が国の国益に資すると判断される場合 には、ハイレベルを含む様々なレベルでの日露政府間の対話を行っていく。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

政策評価書の評価結果欄に記載のとおり、令和4年2月のロシアによるウクライナ侵略の開始により、国際社会としてロシアとの関係をこれまでどおり維持することができなくなったことを受け、日本としても従来の対ロシア外交を大きく転換したことで、これまでの施策・中期目標をそのまま達成し得る状況ではなくなったことから、測定指標を見直し、測定指標名、中期目標及び年度目標を変更した。

測定指標4-2 北方領土問題に関する取組 *

中期目標(令和7年度)

適切と判断される場合には、北方領土問題を解決して平和条約を締結するとの基本方針の下、日露間の対話を行う。また、そのための環境整備として、北方墓参を始めとする四島交流等事業、四島住民支援事業等の実施に取り組む。

令和5年度目標

1 ロシアによるウクライナ侵略に関し、G7を始め国際社会と結束して強力な対露制裁措置を実施するとともに、ロシアに対して軍の即時撤収、国際法の遵守を強く求める。

2 適切と判断される場合には、北方領土問題を解決して平和条約を締結するとの基本方針の下、日 露間の対話を行う。また、そのための環境整備として、北方墓参を始めとする四島交流等事業、四 島住民支援事業等の実施に取り組む。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

政策評価書の評価結果欄に記載のとおり、令和4年2月のロシアによるウクライナ侵略の開始、令和4年3月のロシア外務省による「日本政府の決定に対する対抗措置」の発表、令和4年9月のロシア政府による四島交流及び自由訪問に係る合意の効力停止に係る政府令の発表など、これまでの施策・中期目標をそのまま達成し得る状況ではなくなったことから、測定指標を見直し、測定指標名、中期目標及び年度目標を変更した。

測定指標4-3 貿易経済分野における取組 *

中期目標(令和7年度)

ロシアによるウクライナ侵略には高い代償が伴うことを示し、一日も早くロシアによる侵略が終わるよう、G7を始めとする国際社会と連携し、強力な対露制裁措置を実施する。同時に、現下の情勢により様々な影響を受けているロシアに進出している日本企業に対しては、政府として必要な支援を実施しながら、日露間の経済関係を適切にマネージしていく。

令和5年度目標

- 1 ロシアによるウクライナ侵略に関し、G7を始め国際社会と結束して強力な対露制裁措置を実施するとともに、ロシアに対して軍の即時撤収、国際法の遵守を強く求める。
- 2 現下の情勢により様々な影響を受けているロシアに進出している日本企業に対して、政府として 必要な支援を実施する。特に我が国の国益や人道上の観点等から日露間の経済関係を適切にマネー ジしていく。
- 3 日本センターを通じ、現地に所在し様々な困難に直面している日本企業に対する支援、ロシア市 民社会との接点を維持し対日理解の促進と新たな親日・知日派の育成を行い、国際的な視野を幅広 く持つための機会を提供していくことを目的に日本語講座等を行う。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

ロシアによるウクライナ侵略が長期化する中、一日も早くロシアによる侵略を終わらせるためには、G7を始めとする国際社会と連携し、強力な対露制裁を継続することが重要。同時に、現下の情勢により様々な影響を受けているロシアに進出している日本企業に対しては、引き続き政府として情報提供等の必要な支援を行うことが求められている。こうした状況を踏まえ、測定指標名、中期目標、年度目標を見直すこととした。

測定指標4-4 防衛・治安分野における取組

中期目標(令和7年度)

適切と判断される場合には、防衛当局間の協議・交流、部隊間交流、安全保障に関する外交・防衛 当局間での協議、非伝統的脅威の分野での協力の実施に向け、必要な支援及び調整を行い、また、治 安当局間による協議・交流の実施に向け、必要な支援及び調整を行う。

令和5年度目標

- 1 ロシアによるウクライナ侵略に関し、G7を始め国際社会と結束して強力な対露制裁措置を実施 するとともに、ロシアに対して軍の即時撤収、国際法の遵守を強く求める。
- 2 今後のウクライナ情勢や国際的な議論を踏まえた上で、我が国の国益に資すると判断される場合には、防衛当局間の協議・交流、部隊間交流、安全保障に関する外交・防衛当局間での協議、非伝統的脅威の分野での協力の実施に向け、必要な支援及び調整を行い、また、治安当局間による協議・交流の実施に向け、必要な支援及び調整を行う。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

政策評価書の評価結果のとおり、ロシアによるウクライナ侵略を受けて、それまでの施策・中期目標をそのまま達成し得る状況ではなくなったことから、測定指標を見直し、測定指標名、中期目標及び年度目標を変更した。

測定指標4-5 文化・国民間交流に関する取組 *

中期目標(令和7年度)

今後のウクライナ情勢や国際的な議論を踏まえた上で、我が国の国益に資すると判断される場合には、これまで培われてきた両国及び両国国民間の交流の再構築に向け、各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業、日露草の根交流事業等を実施する。

令和5年度目標

- 1 ロシアによるウクライナ侵略に関し、G7を始め国際社会と結束して強力な対露制裁措置を実施 するとともに、ロシアに対して軍の即時撤収、国際法の遵守を強く求める。
- 2 ロシアによるウクライナ侵略が継続する中でも、ロシア市民との接点を維持し、我が国や世界に関する理解を促進していくことが必要であるとの観点から、引き続き、日露青年交流事業による日本語教師派遣事業やフェローシップ供与事業等を実施する。また、今後のウクライナ情勢や国際的な議論を踏まえた上で、我が国の国益に資すると判断される場合には、文化・国民間交流のあり方を見直していく。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

政策評価書の評価結果欄に記載のとおり、ロシアによるウクライナ侵略以降は、ロシア市民との接点を維持し、我が国や世界に関する理解を促進する観点から適当と考えられる事業を実施しているが、政府レベルでの日露間の文化・人的交流事業は基本的に停止している現状を踏まえ、現在の方針に則して測定指標を見直し、測定指標名も変更した。

達成手段

	予算額等(予算	手段。単位:百	ī万円)/概要(非	卡予算手段)		行政事
 達成手段名(注)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	関連する	業レビ
(任) 	予算額計	予算額計	予算額計	当初予算額	測定指標	ュー事
	(執行額)	(執行額)	(執行額)	ヨツゾ昇領		業番号
①「北方領土復帰期	37	37	37	37	4-1	
成同盟」補助金	(37)	(37)	(37)		4-2	
②ロシアとの平和条	192	190	194	197	4-1, 4-	
約締結交渉促進を含	(163)	(7)	(177)		2, 4-3,	
む二国間関係の強化					4-4, 4-	
(*)					5, 4-6	
③在ロシア日本セン	573	551	429	543	4-2	
ター事業を含む日露	(429)	(399)	(387)		4-3	
経済関係の強化					4-4	
④北方四島住民との	270	272	272	250	4-2	
交流	(41)	(80)	(85)			
⑤日露共同経済活動	69	50	37	6	4-2	
推進費	(0)	(0)	(0)			
⑥日露地域交流年	188	132	111	0	4-6	
	(19)	(73)	(0)			

⁽注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野5 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化

施策の概要

- 1 中央アジア・コーカサス各国との政治対話等を継続・促進する。
- 2 「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話等を着実に実施する。
- 3 様々なスキームの活用等による人的交流を維持・促進する。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・第 211 回通常国会施政方針演説(令和 5 年 1 月 23 日) 九 外交・安全保障
- ·第211回国会林外務大臣外交演説(令和5年1月23日)

測定指標5-1 各国との対話・交流等の進展

中期目標(令和7年度)

ロシアによるウクライナ侵略やその他国際情勢の変化の中で、自由で開かれた国際秩序の維持・強化を念頭に、中央アジア・コーカサス各国との間で、要人往来、政務協議及び招へいを実施し、各国との間で、政治・経済・文化などあらゆる分野での関係強化を図る。

令和5年度目標

- 1 中央アジア・コーカサス各国との緊密な政治対話の継続に努める。
- 2 議員の相互訪問等を通じた議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
- 3 外務次官級の政務協議等を通じて、政治・経済・文化を含む幅広い分野での二国間協力の在り方 につき議論し、合意を図る。
- 4 招へいスキームを活用し、交流の促進と相互理解を深める。また、被招へい者となる各国の実務者への日本の政策への理解を深める。
- 5 令和4年の中央アジア・コーカサス各国との外交関係樹立30周年を通じて醸成されたモメンタムを活かし、中央アジア・コーカサス各国との一層の関係強化を図る。
- 6 投資協定及び租税条約に関し、現在交渉中の国との間では交渉の早期妥結を目指す。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、全体としてこれまでの中期目標及び年度目標を維持し、引き続き推進することとしつつ、考慮要素として最新の国際情勢の変化を反映させた。

測定指標5-2 「中央アジア+日本」対話の進展 *

中期目標(令和7年度)

次回「中央アジア+日本」対話・外相会合が10回目を迎えることや令和6 (2024) 年には同対話発足20周年を迎えることを念頭に、こうした節目を中央アジアとの対話進展の更なるモメンタムとして捉え、「中央アジア+日本」対話の枠組みで各種会合を実施し、地域内協力を促進しつつ、自由で開かれた中央アジアが、法の支配に基づく国際秩序を維持・強化し、持続可能な発展を実践するために協力を行い、地域及び国際の平和と安定に寄与することを目的とした外交を推進する。

令和5年度目標

- 1 「中央アジア+日本」対話・第10回外相会合の開催に向けた準備
- 2 知的対話(東京対話)などの開催(オンライン形式を含む)

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、全体としてこれまでの中期目標及び年度目標を維持し、引き続き推進することとしつつ、中期目標は評価サイクルを踏まえた記述とした。

測定指標5-3 中央アジ	中央アジア・コーカサス諸国との間でのハイレベル協議数(政務レベル以上)				
		中期目標値	令和5年度		
		年度	年度目標値		
		_	30		

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果に基づき、新型コロナ感染拡大前の目標値を参考に、反動で上振れした令和4年度からの下振れの可能性も考慮に入れつつ、令和5年度目標値を設定した。

参考指標:中央アジア・コーカサス諸国との貿易額(単位:億円)					
(出典:財務省貿易統計)	実績値				
	令和4年度				
	3, 130				

達成手段

	予算額等(予算手段。単位:百万円)/概要(非予算手段)					行政事
達成手段名(注)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和 5 年度 当初予算額	関連する	業レビ
	予算額計	予算額計	予算額計		測定指標	ュー事
	(執行額)	(執行額)	(執行額)	ヨがが発破		業番号
①中央アジア・コー	13.3	9. 9	9.9	11.6	5-1	
カサス諸国との関係	(0.1)	(0.3)	(7)		5-2	
強化					5-3	

⁽注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。